

府中市福祉計画

**府中市障害者計画
障害福祉計画（第4期）**

**～みんなでつくる、みんなの福祉～
（平成27年度～平成32年度）**

府中市

はじめに

府中市長 高野 律雄



府中市では、平成１５年に府中市福祉計画を策定するとともに、平成２１年には同計画を改定し、国の制度や本市を取り巻く状況の変化に対応しつつ、様々な福祉施策を展開してまいりました。

しかし、少子・高齢化、小世帯化、ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進むなか、地域社会における福祉のあり方も変化し、これまでの、支える側と支えられる側が固定された現状から、相互に支え合う新たな地域社会への転換が必要とされています。同時に、複合的な課題を抱える人々への包括的な支援も必要となっています。さらに、国では、社会保障制度改革のもと、各分野における大規模な制度改正を進めており、本市も適切な対応が求められています。

このような、近年の国の動向や社会経済状況の変化、また福祉を取り巻く諸課題に対応するため、本市では、平成２７年度から平成３２年度までの６年間を計画期間とする、新たな府中市福祉計画を策定いたしました。

本計画の策定に際しては、様々な市民、団体、事業者の皆様から、アンケート調査、グループインタビュー調査等を通じてご意見をいただき、これらの調査結果をもとに、府中市福祉計画検討協議会をはじめとする各審議会・協議会でご審議いただき、委員の皆様からのご意見、ご提案を踏まえ、取りまとめております。

本計画では、基本理念である「みんなでつくる、みんなの福祉～人と人々が支え合い幸せを感じるまちを目指して～」に基づき、市民、関係機関、事業者、行政など、多様な主体による協働のもと、必要とする福祉サービスを安定的に提供するための施策を実施し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めることにより、本市が目指す都市像「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現を図ってまいります。

目 次

第1編 福祉計画	1
第1章 福祉計画のあらまし	3
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置付け	6
3 計画期間	8
4 策定体制	9
(1) 協議機関での協議検討	9
(2) アンケート調査の実施	9
(3) グループインタビューの実施	9
(4) パブリックコメント	9
第2章 本市の福祉に関する現状	11
1 統計資料及び調査結果	12
(1) 人口・世帯の現状	12
(2) 少子・高齢化の現状	14
(3) 障害のある人の現状	15
(4) 市民生活の現状	16
(5) 支援が必要な人と世帯の現状	20
(6) 市民協働に関する意識調査	24
第3章 福祉計画の考え方	25
1 福祉計画の基本理念と基本視点	26
2 福祉施策の考え方	28
(1) 「自助」「互助」「共助」「公助」	28
(2) 地域包括ケアの実現	29
(3) 市民・関係機関・事業者との協働	30
(4) セーフティネット（安全網）の充実	30
3 福祉計画で取り組むこと	31
(1) みんなで進める福祉の地域づくり	31
(2) 災害時における避難行動要支援者への支援	31
(3) 総合的・包括的な相談支援の仕組みづくり	32
4 福祉エリア（日常生活圏域）	33

第2編 障害者計画・障害福祉計画（第4期） 35

第1章 本市の障害者福祉を取り巻く現状と課題..... 37

1 障害のある人の状況 38

（1）障害のある人の状況..... 38

（2）難病のある人の状況..... 42

（3）障害福祉サービスの実施状況 43

2 調査から見た現状..... 47

（1）地域参加及び地域との交流 47

（2）就労..... 49

（3）相談..... 51

（4）災害対応..... 52

（5）ノーマライゼーションの理解 54

（6）充実を望む施策 55

3 本市の障害者福祉に関する課題 57

（1）情報提供及び相談支援の検討 57

（2）社会参加の推進 57

（3）地域で安心して生活し続けるための支援 58

（4）支え合う仕組みづくりの促進 60

（5）福祉のまちづくりの推進 60

第2章 計画の基本的な考え方..... 61

1 計画の理念と考え方 62

（1）計画の理念..... 62

（2）計画の考え方 63

2 計画の基本目標 65

（1）情報提供と相談支援機能の充実 65

（2）障害のある人の社会参加の推進 65

（3）安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進..... 66

（4）支え合う仕組みづくりの促進 66

（5）協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進 67

3 計画の体系..... 68

第3章 重点施策..... 71

1 相談支援機能の充実 72

（1）相談支援に携わる人材の育成・確保..... 72

（2）サービス等利用計画を作成する事業所の拡大 72

(3) 関係機関のネットワークの構築	72
2 就労支援の強化	74
(1) 各機関の連携の一層の強化	74
(2) 就労支援事業の強化	74
(3) 精神障害に対応する就労支援相談体制の強化	74
3 地域生活支援の充実	75
(1) グループホームの誘致	75
(2) 地域生活支援拠点の整備	75
(3) 権利擁護事業の推進	75
4 障害福祉サービスの安定的な供給	76
(1) 事業者ネットワークの構築	76
(2) 障害福祉サービスの提供体制の充実	76
第4章 計画の目標に向けた取組	77
目標1 情報提供と相談支援機能の充実	78
(1) 情報提供体制の充実	78
(2) 「すべての障害のある人」に向けた相談支援	80
(3) 権利擁護の推進	81
目標2 障害のある人の社会参加の推進	82
(1) 地域活動及び社会活動への参加促進	82
(2) 学習機会の拡大	83
(3) 就労への支援	84
目標3 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進	86
(1) 在宅サービスの充実	86
(2) 安心して住める環境づくり	89
(3) 保健・医療との連携促進	91
(4) 障害のある児童への支援	92
(5) 経済的支援体制の強化	93
(6) 災害時の支援体制の構築と避難所の検討	94
(7) 防犯対策	94
目標4 支え合う仕組みづくりの促進	95
(1) 地域の協働による支え合い体制	95
(2) 地域の福祉人材の確保	96
(3) 障害者福祉団体の活動支援及び協働	96
(4) 障害福祉サービス事業所への支援	97
目標5 協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進	98
(1) 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	98
(2) バリアフリーの推進	99

第5章 障害福祉計画（第4期）	101
1 障害者総合支援法のポイント	102
(1) 障害者総合支援法のねらい	102
(2) サービスの仕組みとその内容	103
2 成果目標	106
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標	106
(2) 地域生活支援拠点等の整備に関する目標	106
(3) 福祉施設等から一般就労への移行に関する目標	107
3 サービスの見込量と見込量確保のための方策	108
(1) 訪問系サービス	108
(2) 日中活動系サービス	109
(3) 居住系サービス	112
(4) 相談支援サービス	113
(5) 地域生活支援事業	114
(6) 障害のある児童に向けたサービス	118
第6章 計画の推進に向けて	119
1 評価、点検、推進における組織	120
(1) 障害者計画推進協議会	120
(2) 地域自立支援協議会	121
2 協働・ネットワーク	121
(1) 当事者、家族及び支援者のネットワーク	121
3 庁内体制の整備	121
4 国・都への要望	121
資料編	123
1 本市の地域資源	124
2 府中市福祉計画検討協議会	131
(1) 委員名簿	131
(2) 検討経過	132
3 府中市障害者計画推進協議会	135
(1) 委員名簿	135
(2) 検討経過	137
4 アンケート調査・グループインタビュー	141
(1) アンケート調査	141
(2) グループインタビュー	144
5 用語集	145

第1編 福祉計画

第1章 福祉計画のあらまし

第1章 福祉計画のあらまし

1 計画策定の趣旨

本市では、平成15年に「福祉計画」を策定し、「安心していきいきと暮らせるまちづくりーみんなでつくる、みんなの福祉ー」を基本理念に掲げ、計画的かつ総合的に福祉施策を推進してきました。平成21年度にはその理念を引き継ぎつつ計画の改訂を行い、地域の福祉課題を解決すべく施策を進めてきました。その間、高齢者福祉分野では「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）」、障害者福祉分野では「障害福祉計画（第3期）」、子育て支援分野では、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定してきました。

それから6年が経過し、急速な少子・高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化や孤立死の増加など、社会経済状況の変化に伴い、地域における福祉課題も多様化・複雑化し、従来の福祉施策では解決できない問題が顕在化してきています。

また、東日本大震災における被災状況やその後の復興の過程から見られるように、平時からの地域の支え合いの必要性や避難行動要支援者への対応及び災害時や非常時に備えた高齢者及び障害のある人への支援策も喫緊の課題となっています。

さらに、国の福祉制度も大きな変更が続いており、持続可能な社会保障の構築と全ての世代が相互に支え合う社会を目指す社会保障制度改革の下、各分野にわたる大規模な制度改革が行われています。高齢者福祉分野では、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」といいます。）の成立を受け、高齢者が地域で安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築を進める介護保険制度の改正が平成27年度から行われるほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に向けた取組を推進することが求められます。障害者福祉分野では、平成25年度から障害者総合支援法が施行され、難病を含めた全ての障害への対応が進められています。子育て支援分野では、子ども・子育て支援法が成立し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まります。健康分野では、平成24年に「健康日本21(第2次)」が策定され、各世代の状況に応じた健康増進活動を推進することとしています。新たな福祉課題への対応としては、生活困窮者自立支援法が平成27年度から施行されることに伴い、生活保護に至る前に必要な支援を行い、自立を促進するための新たな仕組みが求められています。

こうしたことから、本市においても、身近な地域における福祉施策の再構築及び住民相互の支え合いが求められるとともに、施策の推進に当たり、各分野が相互に連携

し、市民と一体になりながら施策を展開していくことが改めて求められています。

平成26年度を期首に新たに策定した「第6次府中市総合計画」では、市民と市が協働してまちづくりを進めることを掲げ、健康・福祉分野については「人と人が支え合い幸せを感じるまち」を基本目標として、施策を推進しています。

以上のような経過を踏まえ、「福祉計画」を策定し、既存計画とも整合を図りながら、福祉施策の総合的かつ横断的な実施を図るものです。

2 計画の位置付け

「福祉計画」は、「第6次府中市総合計画」を上位計画とする計画です。

「福祉計画」は、保健・福祉・医療を一体的に推進するため、地域福祉分野の「地域福祉計画」・「福祉のまちづくり推進計画」、高齢者福祉分野の「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」、障害者福祉分野の「障害者計画」・「障害福祉計画」、子育て支援分野の「子ども・子育て支援計画」、健康分野の「健康ふちゅう21(保健計画)」・「食育推進計画」を横断的につなぐ役割を担っています。

今回の福祉計画の策定に当たっては、地域福祉分野、高齢者福祉分野及び障害者福祉分野の各分野に共通する、福祉的な支援の必要な方を地域で支える、という主要課題に対し、分野横断的な施策展開を図ることを目的に、「地域福祉計画」「福祉のまちづくり推進計画」、「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」、「障害者計画」「障害福祉計画」を特に関連する計画として位置付けています。

また、福祉計画及び関連計画は、他の生活・環境分野、文化・学習分野、都市基盤・産業分野の計画とも連携した計画とするとともに、国や東京都の関連する計画と整合を図っています。

さらに、府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図っています。

【地域福祉分野】

- 地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。
- 地域福祉計画には、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者に対する自立相談支援事業や住居確保給付金の支給その他の施策を盛り込んでいます。
- 福祉のまちづくり推進計画は、府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画です。

【高齢者福祉分野】

- 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」です。
- 介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。
- 介護保険事業計画では、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律及び同法第3条の総合確保方針を踏まえ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための施策との整合性の確保を図ります。

【障害者福祉分野】

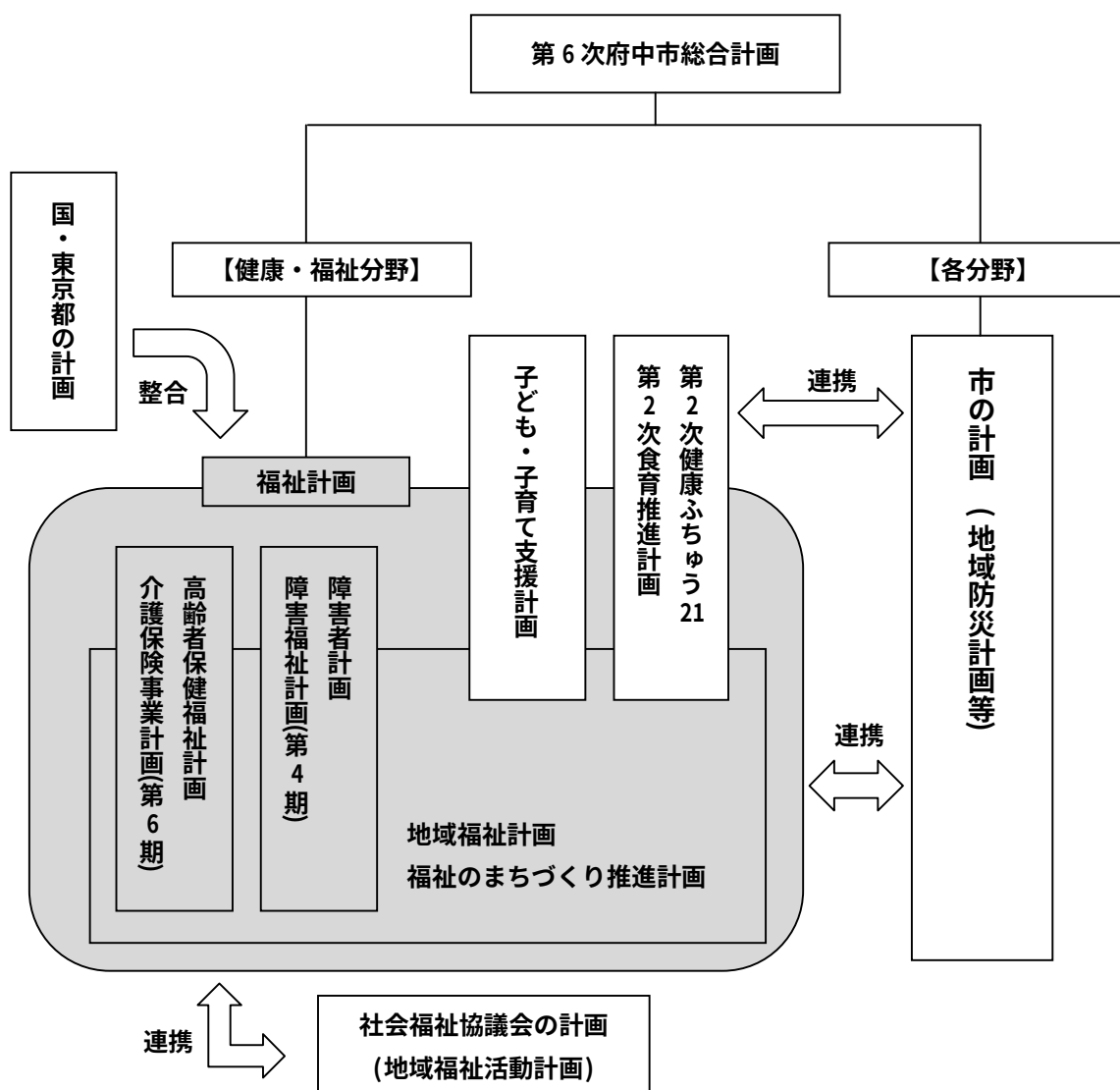
- 障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」です。
- 障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」です。

【子ども・子育て支援分野】

- 子ども・子育て支援計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

【健康分野】

- 健康ふちゅう21(保健計画)は、健康増進法第8条の2に規定する「市町村健康増進計画」です。
- 食育推進計画は、食育基本法第18条に規定する「市町村食育推進計画」です。



3 計画期間

「福祉計画」の計画期間は、平成27（2015）年度から平成32（2020）年度までの6年間とします。また、各関連計画の計画期間は次のとおりです。

計画名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
福祉計画	福祉計画						福祉計画					
【地域福祉分野】												
地域福祉計画	地域福祉計画						地域福祉計画					
福祉のまちづくり推進計画	福祉のまちづくり推進計画						福祉のまちづくり推進計画					
【高齢者福祉分野】												
高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画	
介護保険事業計画	介護保険事業計画(第4期)		介護保険事業計画(第5期)		介護保険事業計画(第6期)		介護保険事業計画(第7期)		介護保険事業計画(第8期)		介護保険事業計画(第9期)	
【障害者福祉分野】												
障害者計画	障害者計画						障害者計画					
障害福祉計画	障害福祉計画(第2期)		障害福祉計画(第3期)		障害福祉計画(第4期)		障害福祉計画(第5期)		障害福祉計画(第6期)		障害福祉計画(第7期)	
【子育て支援分野】												
子ども・子育て支援計画		次世代育成支援行動計画(後期)					子ども・子育て支援計画					
【健康分野】												
健康ふちゅう21		健康ふちゅう21					第2次健康ふちゅう21					
食育推進計画		食育推進計画					第2次食育推進計画					

※ 網掛け部分は、今回新たに策定する計画です。

4 策定体制

計画策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、アンケート調査の実施、グループインタビューの実施、パブリックコメントの実施など様々な形で市民参加を図っています。

(1) 協議機関での協議検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される協議機関にて、各計画の内容を協議検討しました。

(2) アンケート調査の実施

市民の意識やニーズを的確に反映した計画とするため、平成25年度に各分野のアンケート調査を実施しました。

(3) グループインタビューの実施

アンケートでは把握することが難しい課題に対応した計画とするため、グループインタビューを実施しました。地域福祉分野では相談機関や地域活動支援に係る団体等、高齢者福祉分野では地域包括支援センターやアンケート回答者の希望者、障害者福祉分野では高次脳機能障害の当事者・関係機関や発達障害の家族・関係機関、子育て分野では保育園・幼稚園などの関係者を対象に実施しました。

(4) パブリックコメント

計画素案策定の段階で、市民から幅広くご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 本市の福祉に関する現状

第2章 本市の福祉に関する現状

1 統計資料及び調査結果

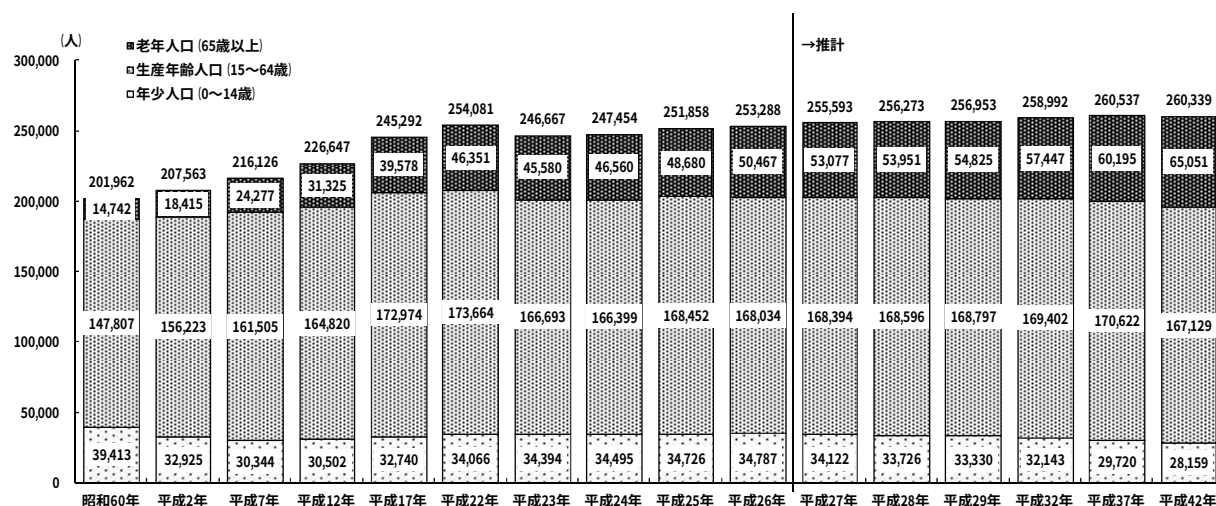
(1) 人口・世帯の現状

本市の人口は増加傾向にあり、平成25年1月1日現在、25万1,858人です。65歳以上の老年人口は平成17年から22年までの5年間で6,773人増加し（増加率7.7%）、平成25年現在、48,680人です。人口推計によると、本市の人口は今後も緩やかな増加傾向にありますが、年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口は増加することから、少子・高齢化が進むと予測されています（図表1）。

また、平成25年1月1日現在の世帯数は11万7,380世帯で、増加傾向にあります。しかしながら、世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます（図表2）。

平成22年までの10年間で昼間人口は約2.5万人、夜間人口は約2.9万人増加しています。市内から市外への通勤者は平成22年で約6.7万人に上っており、市外で働く市民が多いことが分かります（図表3）。

図表1 人口の推移・推計（府中市）

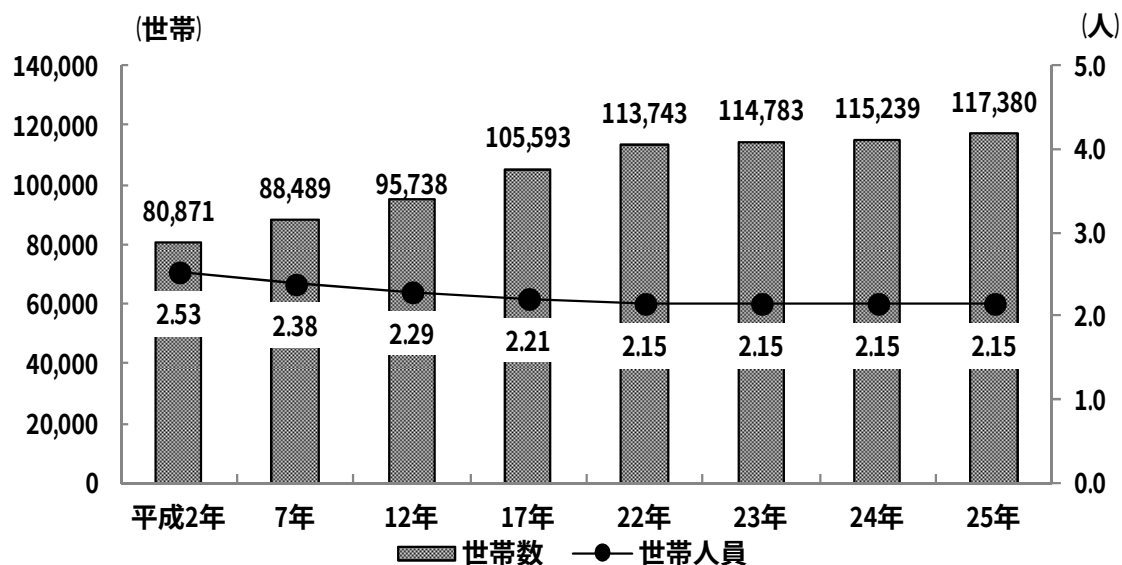


出典：昭和60年～平成22年：国勢調査（10月1日）

平成23年～平成26年：住民基本台帳に基づく実績（1月1日）

平成27年～平成42年：住民基本台帳に基づく推計（4月1日）

図表2 世帯数及び世帯人員の推移（府中市）



出典：住民基本台帳(1月1日)

図表3 昼間・夜間・流入・流出人口の推移（府中市）

(単位:人)

年次	昼間人口	流入人口			流出人口			夜間人口	昼間人口指数 (夜間=100)
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者		
昭和55年	176,585	45,692	36,405	9,287	60,499	46,001	14,498	191,392	92
昭和60年	188,753	53,617	44,837	8,780	66,826	52,630	14,196	201,962	94
平成2年	195,642	62,917	53,765	9,152	74,838	59,620	15,218	207,563	94
平成7年	210,521	70,788	62,635	8,153	76,393	62,504	13,889	216,126	97
平成12年	221,456	70,447	62,615	7,832	75,638	63,120	12,518	226,647	98
平成17年	236,133	66,784	59,555	7,229	75,943	65,001	10,942	245,292	96
平成22年	246,380	64,374	58,095	6,279	78,485	66,692	11,793	255,506	96

※ 通学者は、15歳未満の通学者を含む。

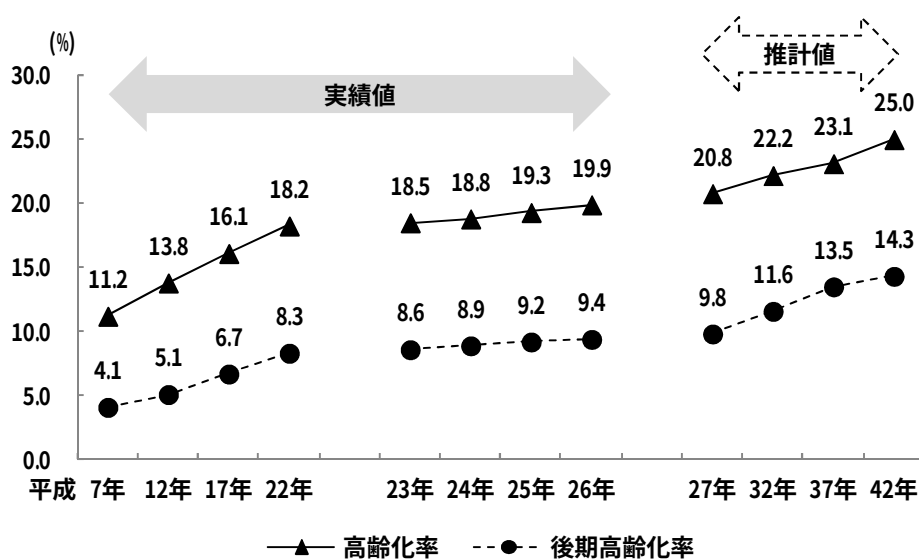
出典：国勢調査

(2) 少子・高齢化の現状

本市の65歳以上の高齢化率は平成25年1月には19.3%、75歳以上の後期高齢化率は9.2%となっています。本市の高齢化は、全国(平成25年10月1日現在:25.1%)、東京都(平成25年9月15日現在:同21.9%)と比べると低いものの、将来的な推計値では進行しています(図表4)。

また、本市の合計特殊出生率は、平成19年以降上昇傾向にあり、平成24年では1.35となっています。東京都平均に比べ高く推移していますが、全国平均に比べ低くなっています(図表5)。

図表4 高齢化率の推移(府中市)

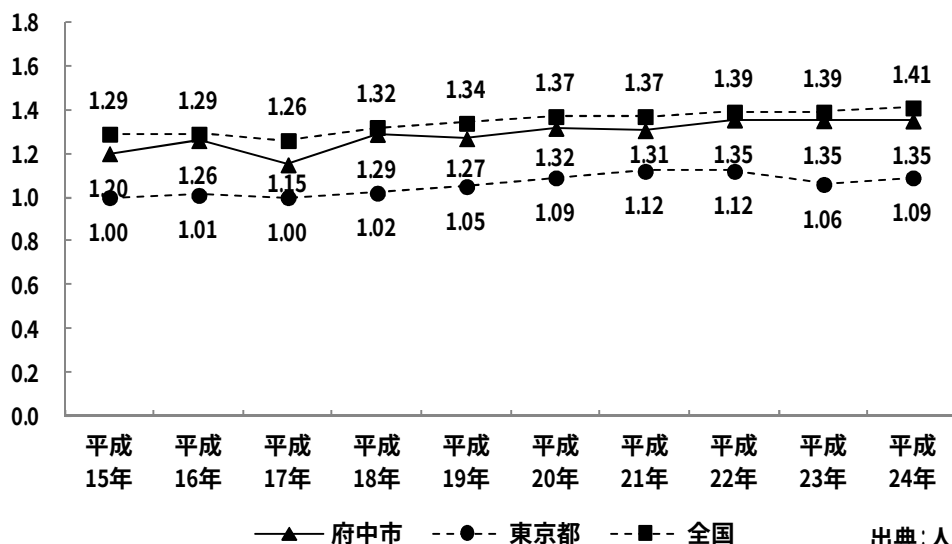


出典：平成7年～平成22年：国勢調査(10月1日)

平成23年～平成26年：住民基本台帳に基づく実績(1月1日)

平成27年～平成42年：住民基本台帳に基づく推計(4月1日)

図表5 合計特殊出生率の推移(国、東京都及び府中市)

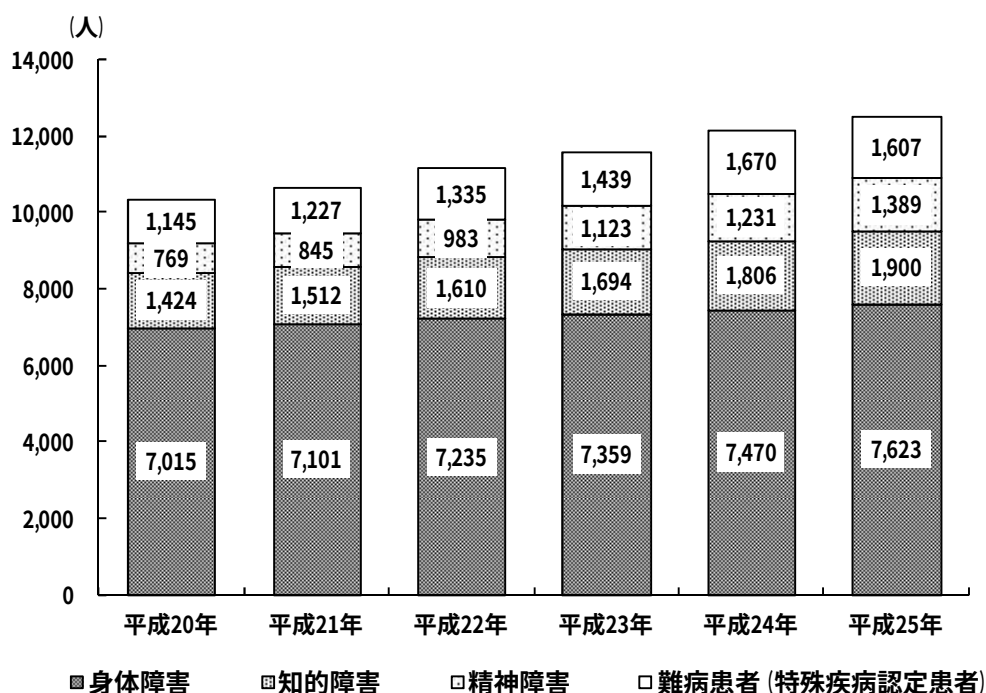


出典：人口動態統計

(3) 障害のある人の現状

本市における障害の種類別の手帳所持者等の推移を見ると、平成25年には身体・知的・精神障害者と難病患者を合わせて12,518人であり、障害のある人の延べ人数は年々増加しています。障害の種類別の手帳所持者は、平成25年3月31日時点で、身体障害が7,623人で最も多く、知的障害が1,900人、精神障害が1,389人となっています。難病患者（特殊疾病認定患者）数は、1,607人となっています（図表6）。

図表6 障害者手帳所持者数及び難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移（府中市）



(人)

区 分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
手帳所持者	身体障害	7,015	7,101	7,235	7,359	7,470	7,623
	知的障害	1,424	1,512	1,610	1,694	1,806	1,900
	精神障害	769	845	983	1,123	1,231	1,389
難病患者 (特殊疾病認定患者)		1,145	1,227	1,335	1,439	1,670	1,607
合 計		10,353	10,685	11,163	11,615	12,177	12,519

※重複障害者を含むため、合計は延べ人数

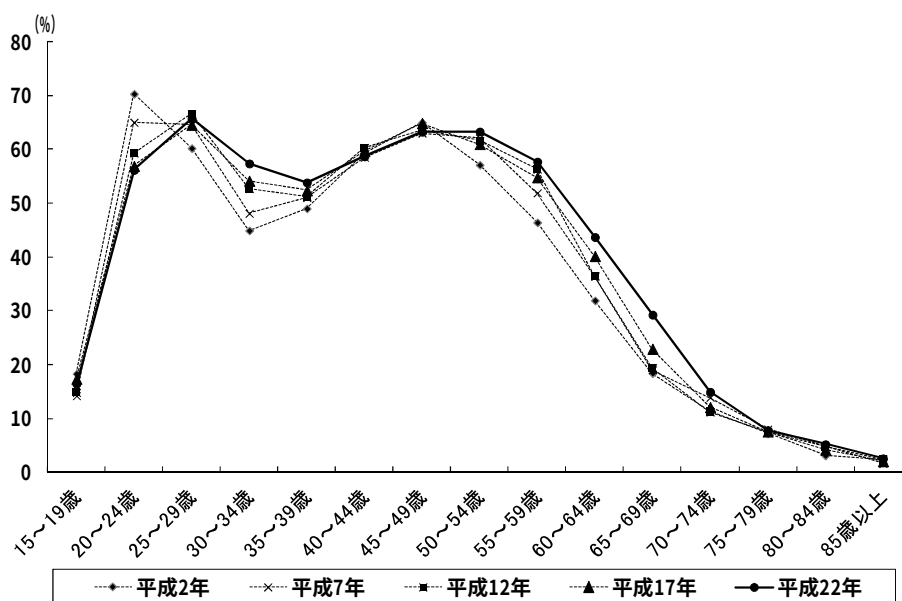
出典：障害者手帳所持者数は府中市(各年3月31日現在)
難病患者数は「福祉・衛生統計年報」(東京都、各年3月31日現在)

(4) 市民生活の現状

① 女性の労働力率

本市の女性の年齢別の労働力率は全体的に高まっており、労働力率が低下する30代前半では、平成2年から平成22年までに12.5ポイント高くなっています。20代、30代及び40代の労働力率の差は縮まっており、女性のライフスタイルの変化により仕事を持つ人が増えていることがうかがえます（図表7）。

図表7 15歳以上年齢階級別女性労働力率の推移（府中市）

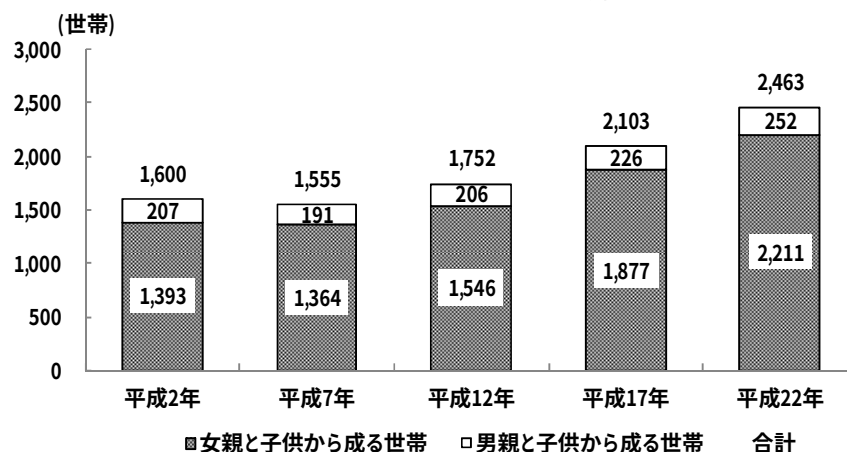


出典：国勢調査

② ひとり親世帯

本市におけるひとり親世帯の数は、平成22年は2,463世帯に上っています。内訳は、母親と子どもの世帯が2,211世帯で9割近くを占め、父親と子どもの世帯は252世帯となっています（図表8）。

図表8 ひとり親世帯数の推移（府中市）



■母親と子供から成る世帯 □父親と子供から成る世帯 合計
※18歳未満親族のいる一般世帯

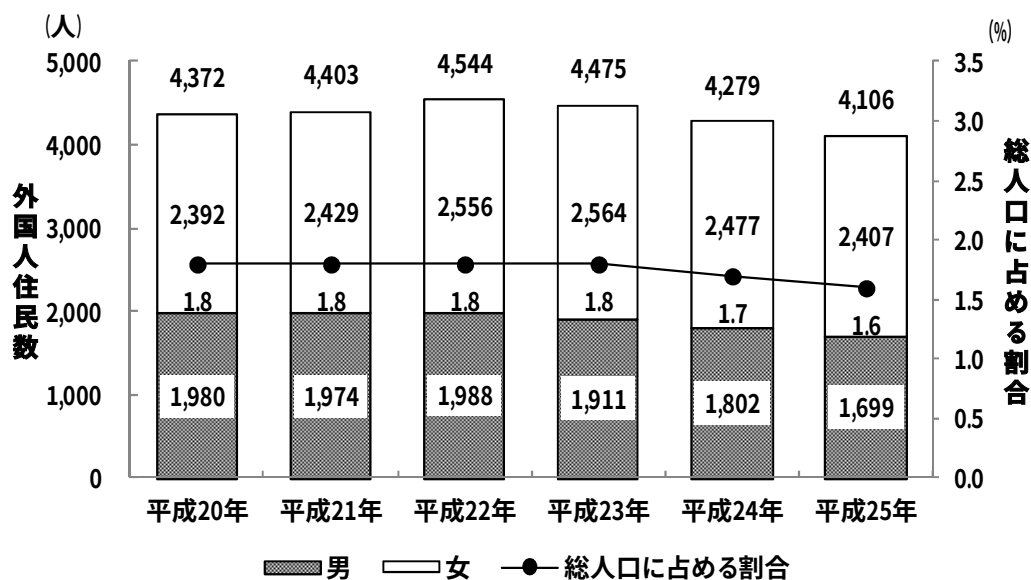
出典：国勢調査

③ 外国人住民

外国人住民は、平成22年は4,500人を超えましたが、その後減少傾向にあり、平成25年は4,106人となっています。総人口に占める割合は1.6%です（図表9）。

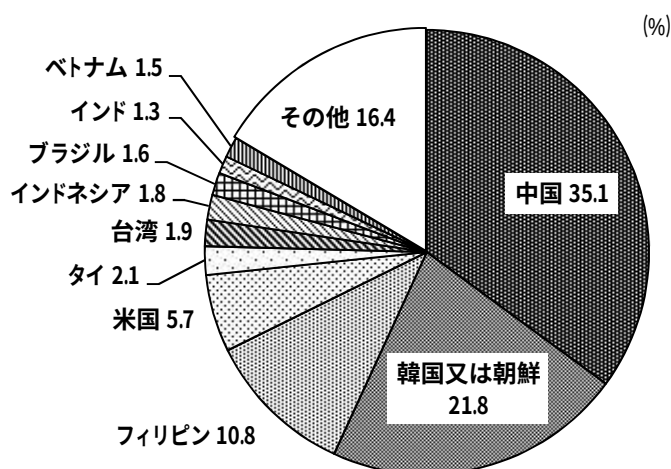
国籍別の内訳では、中国（35.1%）、韓国又は朝鮮（21.8%）、フィリピン（10.8%）の順となっています（図表10）。

図表9 外国人住民の推移（府中市）



出典：府中市統計書（各年1月1日現在）

図表10 外国人住民の国籍別内訳（府中市）



出典：府中市統計書（平成25年版）

④ 自治会

市内には多様な規模を持つ自治会があり、平成25年は405の自治会、72,999世帯が加入しており、全世帯数の約62.2%となっています（図表11）。

図表 11 届出自治会数・加入世帯数（府中市）

年次	自治会数	加入世帯数	世帯総数	加入割合
平成20年	399	71,655	110,283	65.0%
平成21年	401	73,091	111,716	65.4%
平成22年	405	73,424	113,743	64.6%
平成23年	403	73,167	114,783	63.7%
平成24年	406	73,032	115,239	63.4%
平成25年	405	72,999	117,380	62.2%

出典：自治会数及び加入世帯数：府中市事務報告書（各年4月1日現在）

世帯総数：府中市統計書（各年1月1日現在）

⑤ 民生委員・児童委員活動状況

市内では、173名の民生委員・児童委員が活動しています。平成25年度の活動状況は、日常的な支援、子どもの地域生活、健康・保健医療、子どもの教育・学校生活、在宅福祉などが多くなっています（図表12）。

図表 12 民生委員・児童委員の活動状況

(単位:件)

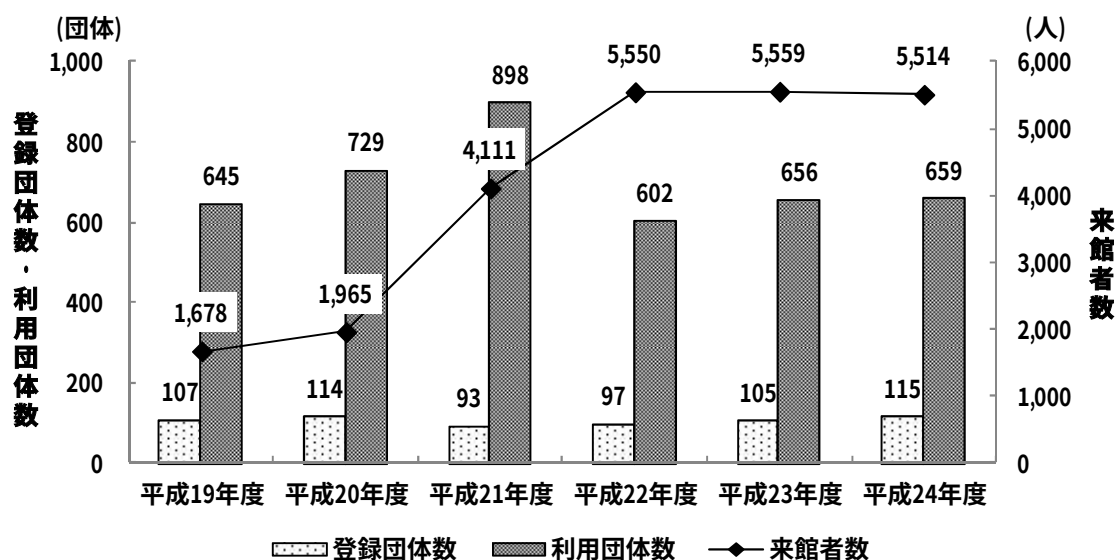
相談・支援内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
在宅福祉	798	681	740	386	369	295
介護保険	226	172	189	180	190	194
健康・保健医療	519	420	453	381	375	367
子育て・母子保健	247	308	270	216	187	188
子どもの地域生活	328	467	354	338	437	470
子どもの教育・学校生活	456	363	296	269	255	303
生活費	199	216	204	187	127	121
年金・保険	48	57	44	61	37	48
仕事	27	61	39	38	38	22
家族関係	268	231	241	271	265	273
住居	117	151	122	131	105	110
生活環境	292	282	303	271	277	210
日常的な支援	636	672	906	897	808	722
その他	1,147	1,147	1,126	1,020	955	1,223
合計(件数)	5,308	5,228	5,287	4,646	4,425	4,546

出典：府中市統計書

⑥ ボランティア団体・NPO

府中NPO・ボランティア活動センターに登録し、市内で活動するボランティア団体・NPOは、平成24年度は115団体となっています（図表13）。

図表 13 府中 NPO・ボランティア活動センター利用状況（府中市）



出典：府中市統計書

⑦ 文化センター事業への市民参加

市内には11の文化センターがあり、様々な事業に多くの市民が参加しています。平成25年度の事業開催数は総合計4,491回、参加者数は延べ30万6,279人に上ります（図表14）。

図表 14 文化センター事業への市民参加（府中市）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催数 (回)	4,968	5,088	5,008	4,885	4,746	4,491
参加者数 (人)	351,109	353,695	358,444	350,554	337,767	306,279

出典：府中市事務報告書

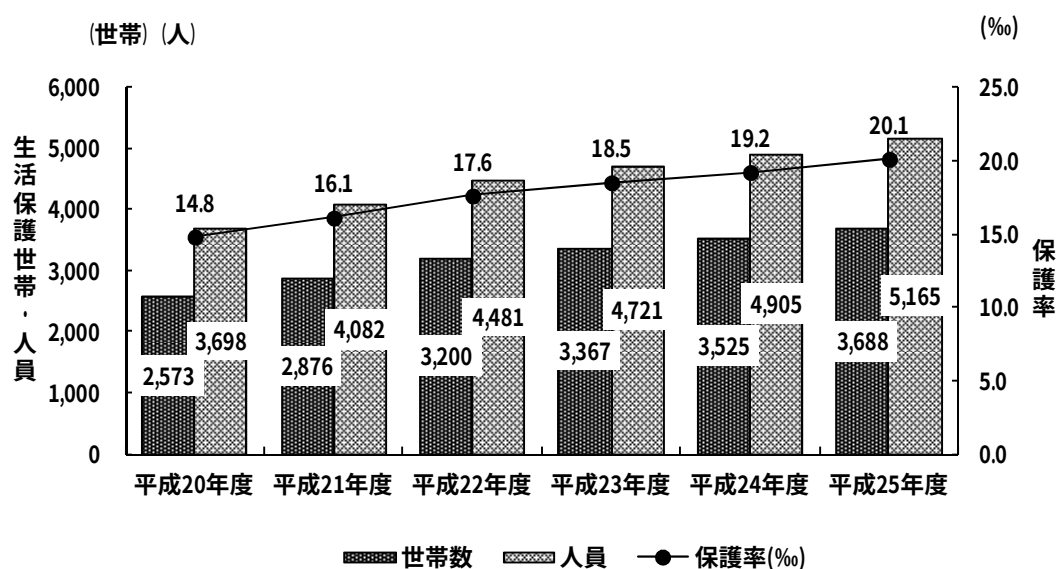
(5) 支援が必要な人と世帯の現状

① 生活保護世帯

本市においては、生活保護世帯数・人員とも増加傾向にあり、平成25年度は3,688世帯、5,165人となっています。

保護率（人口に対する生活保護受給者数の割合。1,000人当たりの比率であるパーミルで表す。）は、平成20年度は14.8‰でしたが、平成25年度は20.1‰と増加しています（図表15）。

図表 15 生活保護世帯の推移(府中市)



※ 保護率 = (保護人員 / 推計人口) × 1,000

年度	世帯数	人員	保護率 (‰)	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他世帯	合計
平成20年度	2,573	3,698	14.8	878	273	754	310	358	2,573
平成21年度	2,876	4,082	16.1	1,024	275	780	312	485	2,876
平成22年度	3,200	4,481	17.6	1,300	279	705	303	613	3,200
平成23年度	3,367	4,721	18.5	1,406	301	707	299	654	3,367
平成24年度	3,525	4,905	19.2	1,480	315	610	374	746	3,525
平成25年度	3,688	5,165	20.1	1,599	316	511	383	879	3,688

出典：府中市事務報告書及び府中市統計書

② 福祉総合相談

平成25年度の福祉総合相談の相談者数は1,565人です。相談者は、本人、別居親族、同居親族、支援センター等が多くなっています。地域包括支援センターなど、身近な相談場所が増えたことに伴い、市の総合相談窓口の相談者数は減少傾向にあります。相談内容は、高齢者住宅・施設相談、高齢者日常生活相談が多くなっています（図表16）。

図表 16 福祉総合相談の状況

相談者内訳

相談者区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
本人	630	581	391
同居親族	406	392	217
別居親族	497	411	267
地域住民・団体	92	92	71
ケアマネ	82	88	43
支援センター	537	386	381
社協	136	90	15
民生委員・児童委員	52	42	8
成年後見人	18	15	12
医療機関	112	60	40
高齢者関係施設	97	81	54
障害者関係施設	7	2	9
市関係課	145	103	17
警察	15	13	5
その他官公庁	25	27	11
その他	26	34	24
合 計	2,877	2,417	1,565

相談内容

相談区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
高齢者日常生活相談	585	389	455
高齢者住宅・施設相談	954	848	495
高齢者看・介護（保険）相談	743	600	313
高齢者虐待	229	147	159
精神障害者	238	154	64
ひとり親家庭・女性・DV・子ども	27	32	15
認知症	479	252	81
生活保護	159	127	85
医療保険・機関	298	207	102
成年後見制度	380	227	103
福祉サービス利用援助	291	298	83
消費者被害	19	20	13
見守り相談	234	355	175
介護予防・地域支援事業	34	17	14
熱中症に関すること	11	74	2
緊急対応・安否確認	54	46	37
東日本大震災関係	15	4	0
その他相談	58	144	88
合 計	4,808	3,941	2,284

出典：府中市高齢者支援課資料

③ 高齢者虐待

平成25年度の福祉総合相談の相談者数は1,565人でした。このうち、高齢者虐待に関する相談は延べ159件です（図表17）。

図表 17 高齢者虐待に関する相談件数の推移（府中市）

(件)	
年度	相談件数
平成20年度	163
平成21年度	213
平成22年度	256
平成23年度	229
平成24年度	147
平成25年度	159

出典：府中市高齢者支援課資料

④ 児童虐待

平成25年度の子ども家庭支援センター「たち」の総合相談件数のうち、新規相談受付件数は863件でした。このうち、児童虐待に関する相談は216件で全体の4分の1を占めています（図表18）。

図表 18 児童虐待に関する相談件数の推移（府中市）

(件)		
年度	新規相談件数	
	合計	うち児童虐待
平成20年度	813	182
平成21年度	664	129
平成22年度	830	224
平成23年度	787	170
平成24年度	788	193
平成25年度	863	216

※ 子ども家庭支援センター総合相談のうち、新規相談受付件数

出典：府中市事務報告書

⑤ 障害者虐待

平成24年度に設置した障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）に寄せられた障害者虐待に関する相談件数は、平成24年度は0件、25年度は4件でした（図表19）。

図表 19 障害者虐待に関する相談件数の推移（府中市）

(件)	
年度	相談件数
平成24年度	0
平成25年度	4

出典：府中市障害者福祉課資料

⑥ 女性問題相談

女性センター相談件数は平成23年度まで増加傾向にありましたが、平成24年度は減少、平成25年度は再び増加し1,119件となっています。また、母子・女性相談は2,000件台で推移しています（図表20）。

図表 20 府中市女性センター相談件数、母子・女性相談件数の推移

(単位:件)

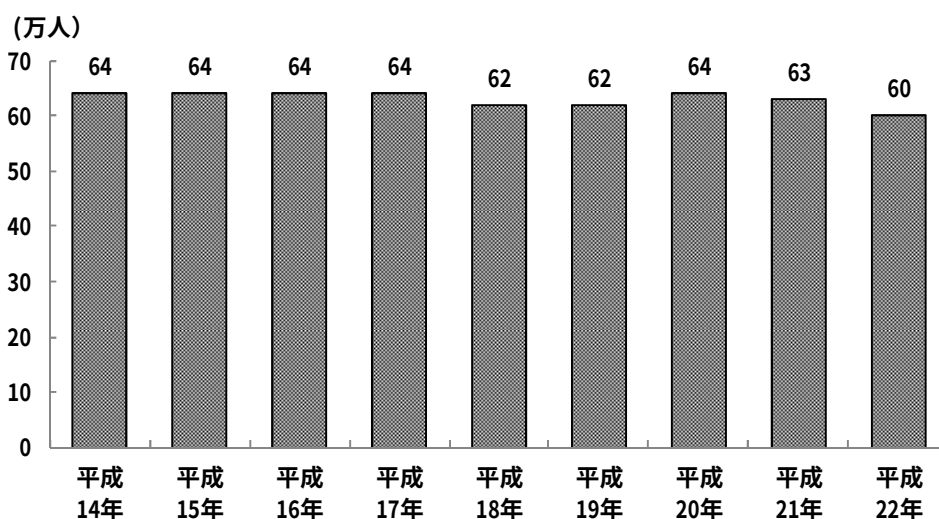
年度	女性センターの相談件数			母子・女性 相談
	総数	面接相談	電話相談	
平成20年度	1,052	257	795	2,308
平成21年度	1,063	225	838	2,102
平成22年度	1,040	213	827	2,415
平成23年度	1,119	186	933	2,261
平成24年度	1,092	329	763	2,465
平成25年度	1,119	363	757	2,491

出典：府中市統計書（女性センター相談件数）及び府中市事務報告書（母子・女性相談件数）

⑦ ニート（若年無業者）

15歳から34歳までの若年層のうち、仕事や家事、通学等をしていない「ニート」といわれる若年の無業者数は、平成14年以降、全国で約60万人台で推移しています（図表21）。

図表 21 若年無業者の数（全国）



※ 「ニート(NEET)」とは、Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者のことをいっている。若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」をいう。

出典：「平成26年版子ども・若者白書」（資料出所：総務省統計局「労働力調査」）

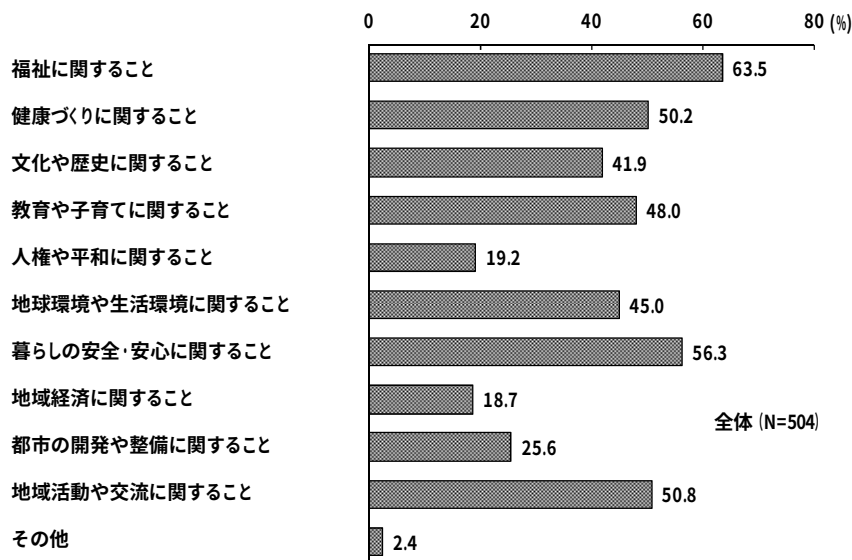
(6) 市民協働に関する意識調査

平成25年5月に市民（在勤・在学者も含む）を対象とした市民協働意識調査を実施しました。主な結果を抜粋します。

① 特に協働が有効だと思う分野

特に協働が有効だと思う分野は、「福祉に関すること（63.5%）」が最も多く、「暮らしの安全・安心に関すること（56.3%）」が続いています（図表22）。

図表 22 特に協働が有効だと思う分野（全体：複数回答）

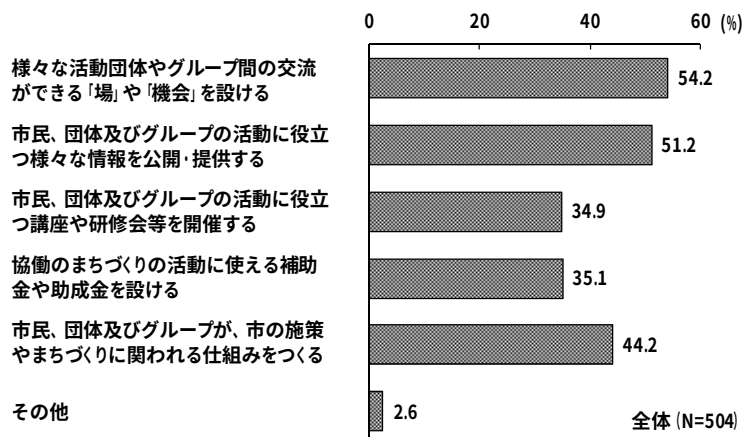


出典：府中市市民協働に関する調査結果(平成 25 年)

② 協働のまちづくりを進めるために行政がすべきこと

協働のまちづくりを進めるために行政がすべきことは、「様々な活動団体やグループ間の交流ができる「場」や「機会」を設ける（54.2%）」が最も多く、「市民、団体及びグループの活動に役立つ様々な情報を公開・提供する（51.2%）」が続いています（図表23）。

図表 23 協働のまちづくりを進めるために行政がすべきこと（全体：複数回答）



出典：府中市市民協働に関する調査結果(平成 25 年)

第3章 福祉計画の考え方

第3章 福祉計画の考え方

1 福祉計画の基本理念と基本視点

福祉計画では、これまで「安心していきいきと暮らせるまちづくりーみんなで作る、みんなの福祉ー」を基本理念に、福祉基盤の整備、利用者支援、介護予防及び市民啓発等様々な施策に取り組み、きめ細かなサービスを提供してきました。しかし、この6年で少子高齢化の進行や社会経済状況の変化、社会保障制度改革などにより、福祉・保健施策に求められる役割も大きく変化してきました。

前章で述べた市民の生活と福祉課題の現状を受けて、第6次府中市総合計画（基本構想）では、まちづくりの基本理念として、「市民がまちづくりに主体的に参加しながら、相互に尊重し協力し合い、家族や地域でのつながりを大切に、ふるさと府中の歴史・文化や自然環境を守り愛着を持って、安全安心で健やかに暮らすこと」を掲げ、市民の視点に立ったまちづくりを推進しようとしています。

福祉計画においては、地域を基点として、「みんなで作る、みんなの福祉」を更に推進していくことが求められています。そのためには地域での福祉を推進する多様な担い手を育成し、対象別の福祉にとどまらず、分野を超えた総合的・包括的な福祉へと展開させていくことが必要となります。

そこで本計画ではこれまでの基本理念・基本視点を継承しつつ、第6次府中市総合計画の内容を踏まえた、コミュニティを基点とした福祉及び総合的・包括的な福祉を志向します。また、住み慣れた地域の中で住民同士が助け合い、支援の必要な方が必要な支援につながることで、安心して暮らせる地域社会を目指します。

基本理念

みんなでつくる、みんなの福祉
～人と人との支え合い幸せを感じるまちを目指して～

基本視点**1 安全で安心した暮らしを支える福祉の実現**

住み慣れた地域で、安心かつ安定して暮らし続けることのできる仕組みや環境づくりを進めます。

また、一人ひとりの尊厳が尊重され、安心してその人らしい暮らしが実現するとともに、誰もが障害や障壁を感じることなく暮らすことができるという視点からの施策を推進します。

2 いきいきと自立した暮らしを支える福祉の実現

あらゆる市民が、心身共に健やかに自立して暮らせるような地域社会の実現を図るとともに、その人らしい人生が確保され、生活の質が高められる福祉を目指します。

3 地域で支え合う福祉の実現

身近な地域社会において、人と人とのきずなを大切にしながら、市民自らが参画し、自発的に支え合い、様々な主体と協働して進める市民中心の福祉の実現を目指します。

4 協働・連携で進める福祉の実現

共同（地域）連帯の理念に基づき、市民や自治会・町会、NPO・ボランティア団体、福祉関係機関、教育機関、事業者及び行政が協働する地域社会の実現を目指すとともに、医療・福祉の多職種が連携した総合的・包括的な福祉の実現を目指します。

2 福祉施策の考え方

(1) 「自助」「互助」「共助」「公助」

本市でも少子・高齢化や市民生活の変化から、従来の「公助」「共助」主導の福祉ではなく、「自助」「互助」の役割を再評価し、これらと相まって総合的な施策の展開が必要となっています。

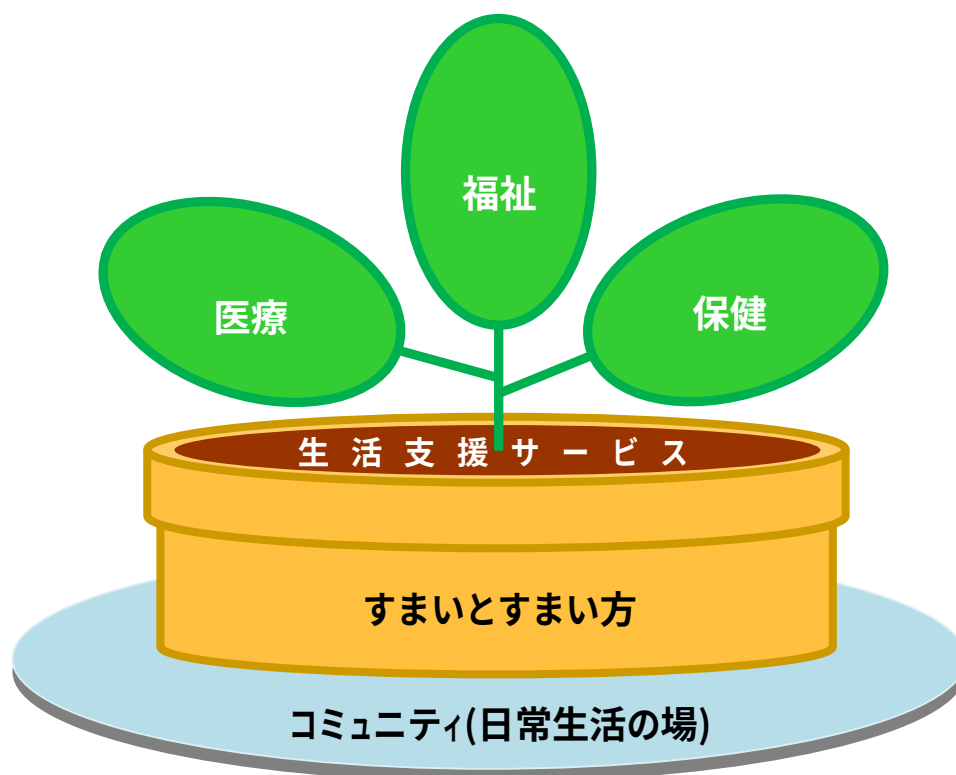
本市では、「個人の尊厳を尊重しながら、自助・互助の役割に配慮しつつ、それではカバーできないことに公的サービスによる対策を講じる」ことを福祉サービスの基本的な考え方として福祉施策に取り組みます。



(2) 地域包括ケアの実現

現在、高齢者福祉分野が中心となって構築が進められている地域包括ケアシステムは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場で適切に提供できるような地域での仕組み」というものですが、これは、本来的には、高齢者のみならず、障害のある人、子ども、生活困窮者など、福祉課題（生活上の問題・困難）を有するあらゆる人のためのものであると考えます。

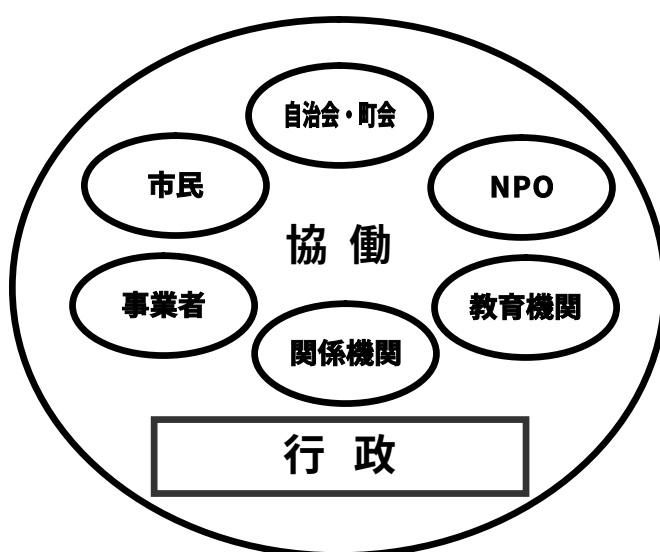
本市の地域包括ケアの考えは、市民を主体とした「地域（コミュニティ）でのケア」を確立することと、継続的で切れ目のない「包括的なケア」を推進していくことの双方から進めていくことを基本的な考え方とします。



(3) 市民・関係機関・事業者との協働

福祉の推進に当たっては、市民、自治会・町会などの地域組織・団体、NPO・ボランティア団体、事業者、教育機関、市などの地域の構成主体が、福祉のまちづくりの方向性を共有し、それぞれの持てる力を発揮し、お互いに連携・協働することが必要です。

市民、自治会・町会などの地域組織・団体、NPO・ボランティア団体、事業者、教育機関などの個々の取組を、行政が仕組みづくりの点から支援し、ソーシャルキャピタルの醸成に努めます。



(4) セーフティネット（安全網）の充実

生活上の困難を抱え、支援を必要とする様々な市民の抛りどころとなる、セーフティネットの充実を図ります。

生活保護に至らないまでも経済的に困窮している人、複合的な問題を抱えている人など、一人ひとりが抱えている問題を、複数の分野の支援者が連携し、問題の解決に向けて、適切なサービスや支援につなげます。

3 福祉計画で取り組むこと

福祉計画では、地域で支援の必要な方の生活を支え合うために、分野横断的に推進すべきこととして、次の3点に着目した取組を進めます。

(1) みんなで進める福祉の地域づくり

一人暮らし高齢者の増加など市民の生活形態が変化するなかで、一人ひとりの市民が地域・社会から孤立することなく、人と人との繋がりの中で幸せを感じ、また心豊かに暮らせるためには、保健・医療・福祉の連携はもとより、様々な行政部門、行政以外の関係機関及び団体との連携が必要となります。

また、市民同士の協力の下に、住み慣れた地域での暮らしが継続できるような見守り、生活支援等も必要であり、地域のなかにそれらの仕組みをつくる必要があります。

計画では、多様な主体、関係機関が、本市で暮らす高齢者、障害のある人、子どもなどあらゆる市民一人ひとりを支えていく福祉の地域づくりを進めるための仕組みを考え、自助及び地域の互助を活用して福祉を展開するための方策を検討し、必要な事業を進めます。

(2) 災害時における避難行動要支援者への支援

災害時に支援の必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します。

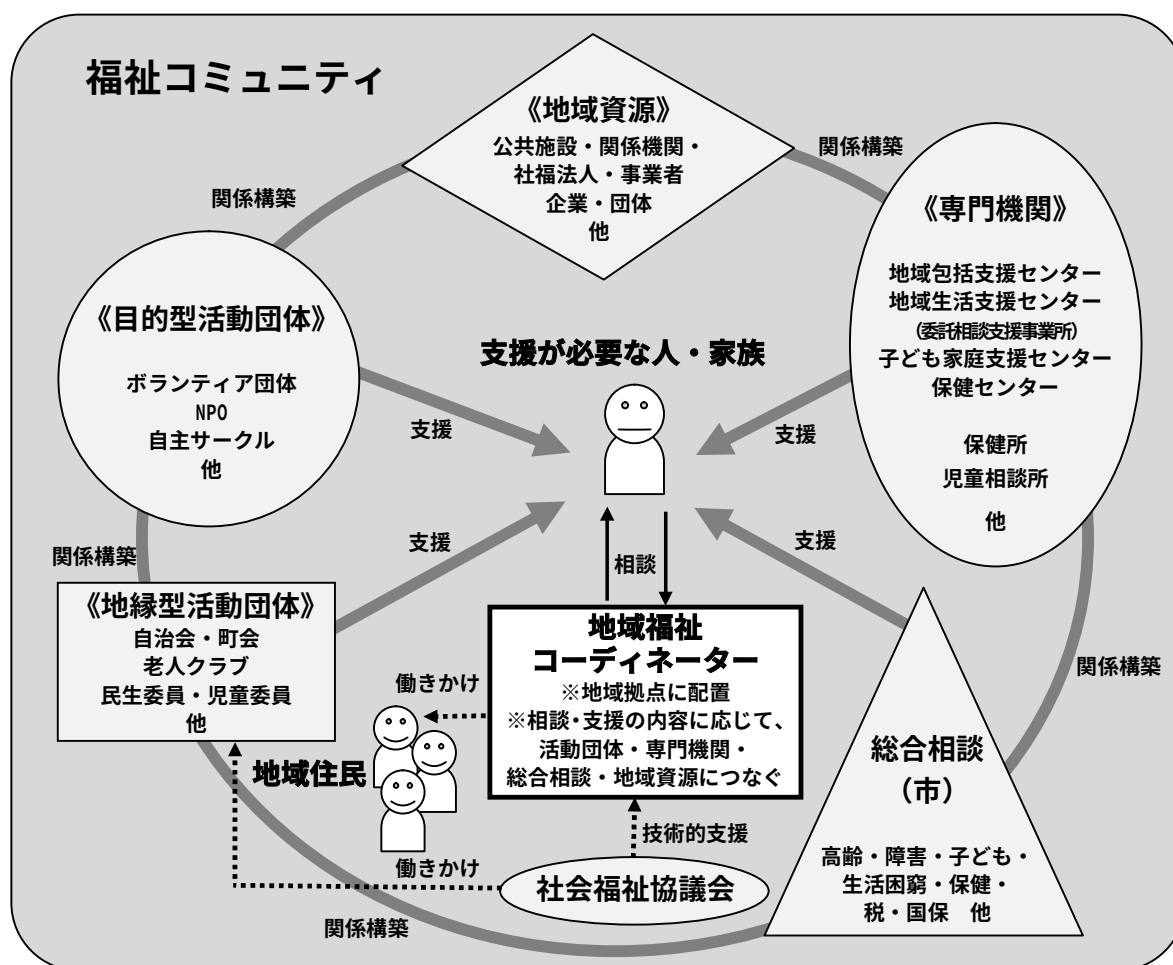
平常時から支援を必要としている人と接している自治会・町会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、避難行動要支援者の支援体制を整備します。

また、避難行動要支援者名簿の周知を図り、登録者を増やすとともに、避難行動要支援者名簿の登録要件を整理し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人に加え、難病のある人や乳幼児等への拡大を検討します。

(3) 総合的・包括的な相談支援の仕組みづくり

複合的な福祉課題を抱える市民への適切な支援を図るため、問題を整理し、解決に向けて専門的な支援機関や制度・サービス等の紹介を行う総合相談窓口の設置とあわせ、福祉サービス全般及び地域の実情に精通した地域福祉コーディネーター（仮称）を育成し地域に配置します。

総合相談窓口及び地域福祉コーディネーターは、相談者一人ひとりの状況に応じて、地域住民や自治会・町会、民生委員・児童委員、関係機関などと連携・協力しながら、個々の福祉課題の解決に向けて支援します。



4 福祉エリア（日常生活圏域）

市では、人口や面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮した6つの区域を福祉エリアとしています。

地域福祉分野では、これからの新しい地域福祉活動を推進するために、福祉エリアごとの地域資源を活用しながら、全ての関係機関が連携を図ることを目指します。

高齢者福祉分野においては、福祉エリアを引き続き介護保険事業計画の日常生活圏域（6圏域）として位置付け、更に地域包括支援センターの11地域の小圏域を定め、情報提供や相談体制を充実するとともに、地域密着型サービスの量の見込みを定めます。同時に介護予防や地域支援事業を推進することで、介護が必要になっても住み慣れた地域に住み続けられるような体制づくりを充実します。

子育て支援分野においては、福祉エリアを子ども・子育て支援計画における「教育・保育提供区域」として位置付け、地域の実情に応じた教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を定めることとしています。

なお、本市の圏域には文化センター圏域（11圏域）、中学校区（11圏域）等もあることから、これらの圏域を基盤に活動している地域活動との連携や調整を図るとともに、事業の性質に応じて、それぞれの事業に適した圏域に基づき、各事業を展開することとします。



第2編 障害者計画・障害福祉計画（第4期）

第1章 本市の障害者福祉を取り巻く現状と課題

第1章 本市の障害者福祉を取り巻く現状と課題

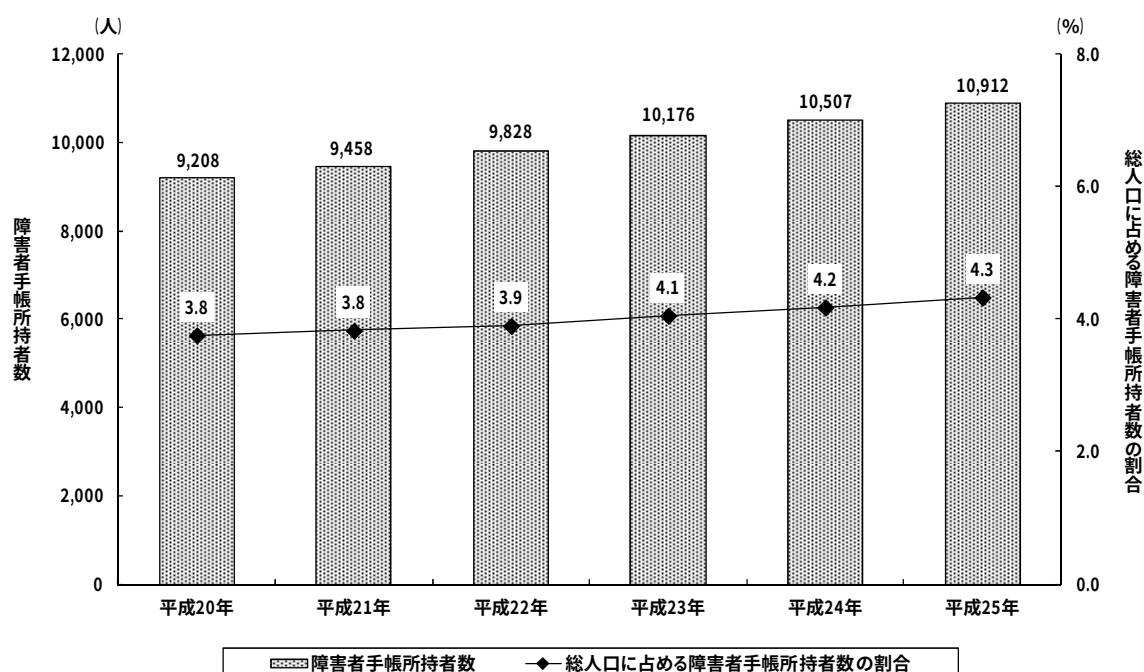
1 障害のある人の状況

（1）障害のある人の状況

① 障害者手帳所持者数

身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者を合計した人数は平成25年3月31日現在で10,912人となっており、平成20年から増加しており、総人口に占める割合は4.3%となっています。

図表1 障害者手帳所持者数と総人口に占める割合の推移



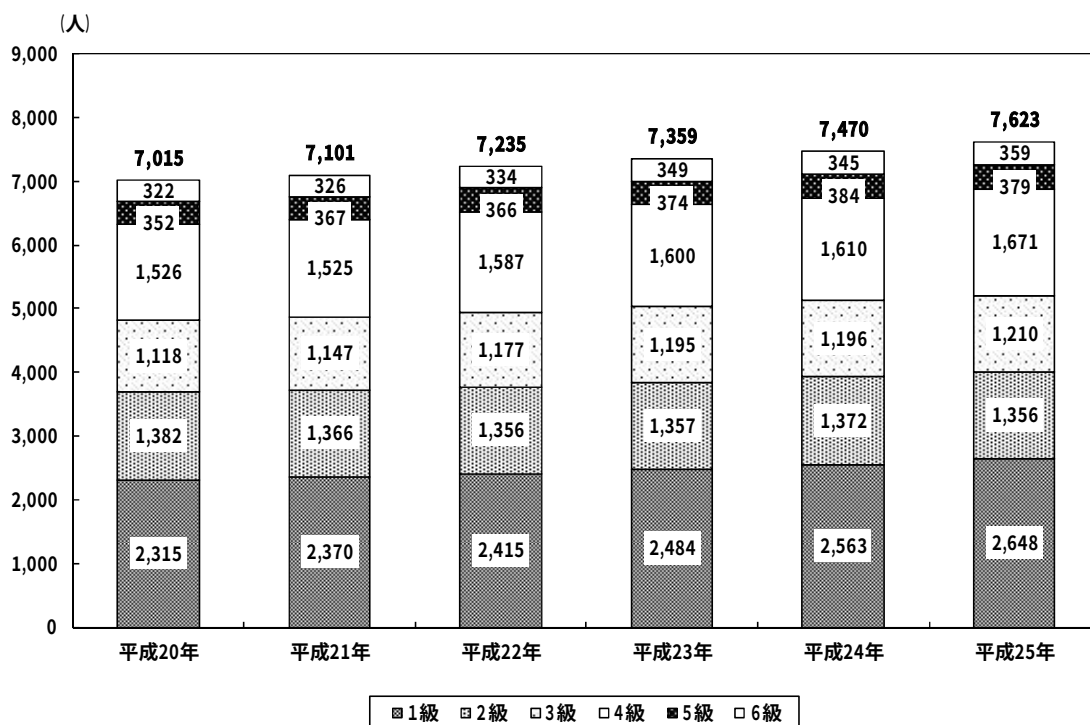
※各年3月31日現在

② 身体障害者手帳所持者数の推移

平成25年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は7,623人となっています。
平成20年から608人増加しています。

等級別の割合の推移を見ると、1級の割合が高くなっており、2級の割合が低くなっています。

図表2 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



(%)

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	33.0	33.4	33.4	33.8	34.3	34.7
2級	19.7	19.2	18.7	18.4	18.4	17.8
3級	15.9	16.2	16.3	16.2	16.0	15.9
4級	21.8	21.5	21.9	21.7	21.6	21.9
5級	5.0	5.2	5.1	5.1	5.1	5.0
6級	4.6	4.6	4.6	4.7	4.6	4.7

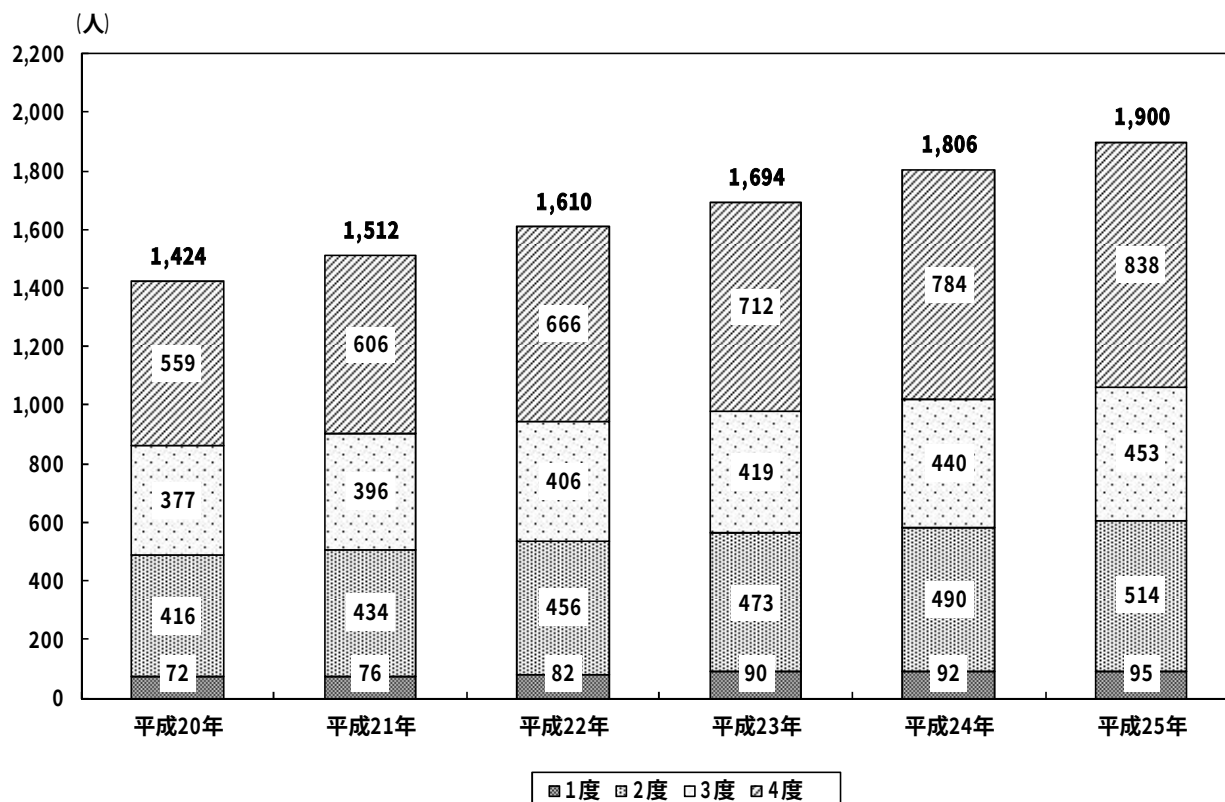
各年3月31日現在

③ 愛の手帳所持者数の推移

平成25年3月31日現在の愛の手帳所持者数は1,900人となっています。平成20年から476人増加しています。

程度別の割合の推移を見ると、4度の割合が高くなっており、2度と3度の割合が低くなっています。

図表3 愛の手帳所持者数（程度別）の推移



(%)

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1度	5.1	5.0	5.1	5.3	5.1	5.0
2度	29.2	28.7	28.3	27.9	27.1	27.1
3度	26.5	26.2	25.2	24.7	24.4	23.8
4度	39.3	40.1	41.4	42.0	43.4	44.1

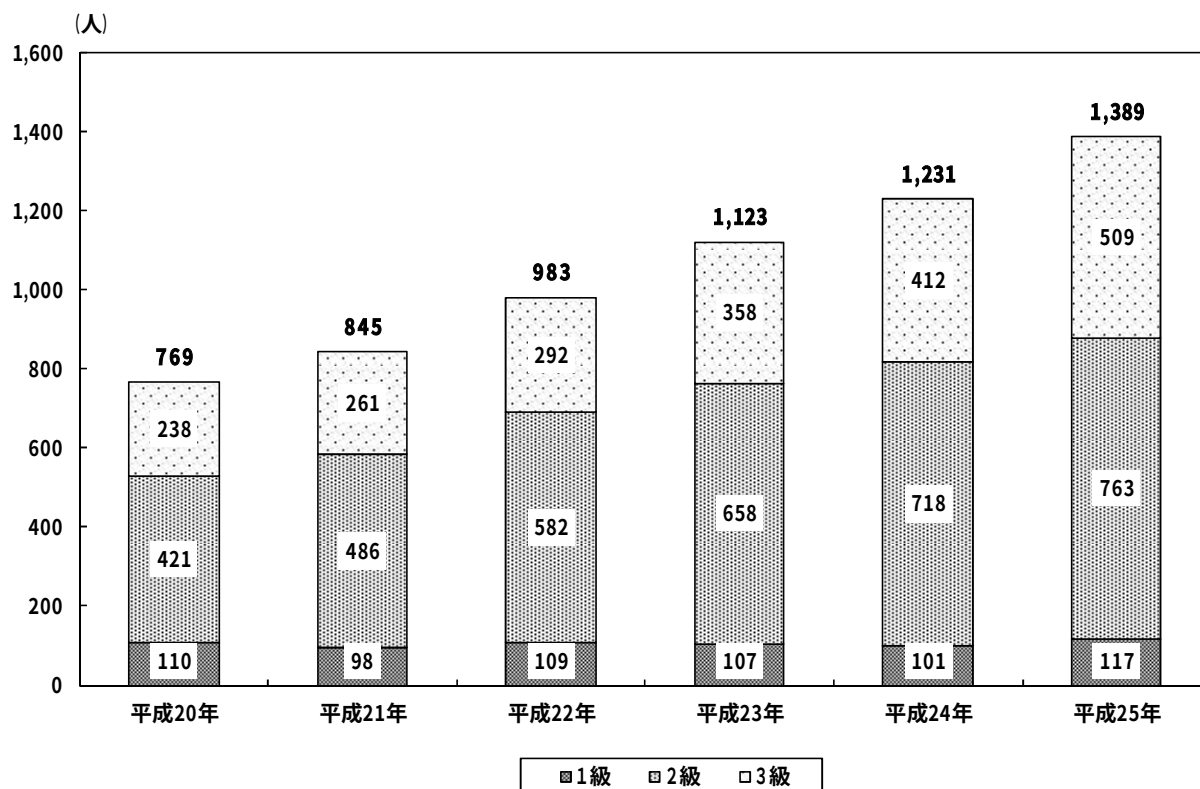
各年3月31日現在

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成25年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,389人となっています。平成20年から620人増加しています。

程度別の割合の推移を見ると、3級の割合が高くなっており、1級の割合が低くなっています。

図表4 精神障害者保健福祉手帳所持者数（程度別）の推移



(%)

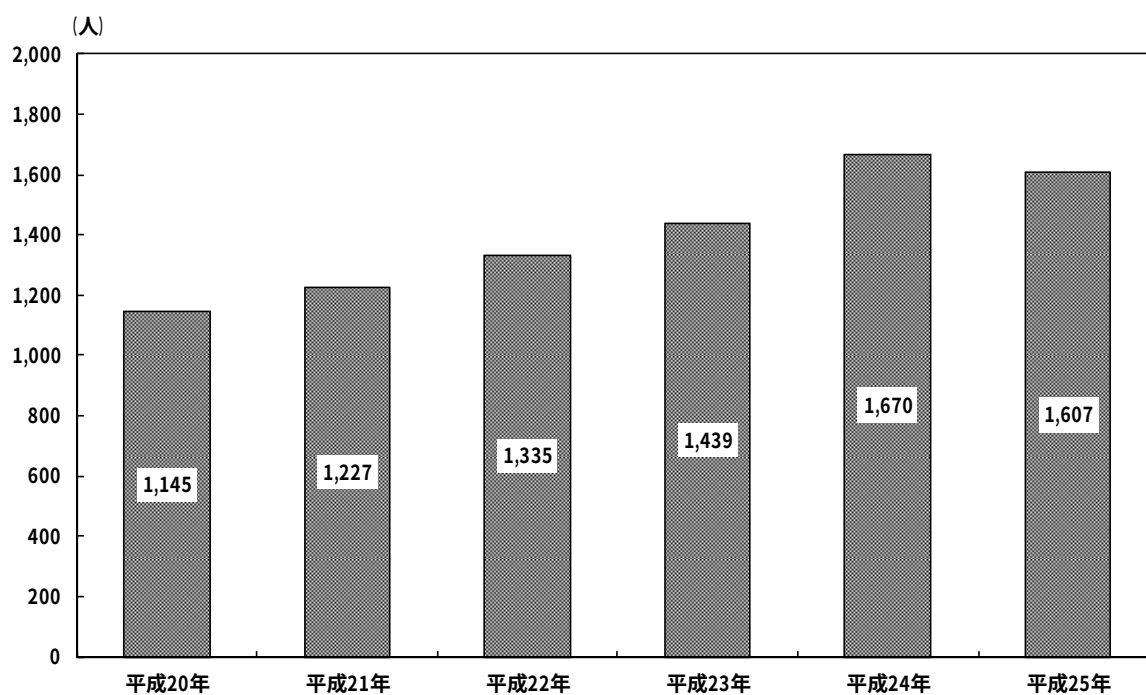
区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	14.3	11.6	11.1	9.5	8.2	8.4
2級	54.7	57.5	59.2	58.6	58.3	54.9
3級	30.9	30.9	29.7	31.9	33.5	36.6

各年3月31日現在

（２）難病のある人の状況

難病患者（特殊疾病認定患者）数は平成20年から平成24年までは増加傾向でしたが、平成25年には減少し、平成25年3月31日現在では1,607人となっています。

図表5 難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移



出典：「福祉・衛生統計年報」（東京都）、各年3月31日現在

（３）障害福祉サービスの実施状況

① 訪問系サービス

訪問系サービスのサービス量及び実利用者数は、平成 18 年度から 21 年度までにかけて増減がありましたが、平成 21 年度からは増加しており、平成 24 年度は 34,855 時間、利用者数は 460 人となっています。

図表 6 訪問系サービスの利用状況

(月当たり)

サービス名	単位	第1期			第2期			第3期
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	サービス量 (時間)	26,732	29,951	29,246	27,722	29,173	31,968	34,855
	実利用者数 (人)	436	319	311	335	361	382	460

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、すべてのサービスで増加傾向にあります。

図表 7 日中活動系サービスの利用状況

(月当たり)

サービス名	単位	第1期			第2期			第3期
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
生活介護	サービス量 (人日)	76	1,490	1,962	2,464	4,697	7,059	8,647
	実利用者数 (人)	10	117	154	194	298	402	520
自立訓練 (機能訓練)	サービス量 (人日)	0	0	0	0	0	0	11
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	2
自立訓練 (生活訓練)	サービス量 (人日)	0	22	22	27	32	85	127
	実利用者数 (人)	0	1	1	2	3	6	20
就労移行支援	サービス量 (人日)	28	59	107	445	416	595	903
	実利用者数 (人)	5	5	9	41	60	41	107
就労継続支援 (A型)	サービス量 (人日)	0	0	20	37	107	202	240
	実利用者数 (人)	0	0	1	3	8	11	16
就労継続支援 (B型)	サービス量 (人日)	0	213	430	1,655	2,169	3,695	4,161
	実利用者数 (人)	0	27	54	155	225	272	417
療養介護	実利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1	31
短期入所	サービス量 (人日)	261	308	309	271	418	530	582
	実利用者数 (人)	112	132	132	151	188	112	225

③ 居住系サービス

居住系サービスは、施設入所支援及びグループホーム・ケアホーム共に増加傾向にあります。

図表8 居住系サービスの利用状況

(月当たり)

サービス名	単位	第1期			第2期			第3期
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
施設入所支援	実利用者数 (人)	1 (153)	4 (149)	9 (146)	39 (139)	100 (140)	129 (140)	147 (157)
グループホーム ケアホーム	実利用者数 (人)	78	87	86	105	107	97	123

※ 施設入所支援の()は旧体系サービス利用者数を含んだ数を掲載

④ 相談支援サービス

相談支援サービスは、法改正に伴い、平成24年度に相談支援をより充実する目的から体系が見直されたため、平成24年度のみの実績となっています。平成24年度では計画相談支援が45人、地域移行支援が4人、地域定着支援が4人となっています。

図表9 相談支援サービスの利用状況

(月当たり)

サービス名	単位	第1期			第2期			第3期
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
計画相談支援	人	—	—	—	—	—	—	45
地域移行支援	人	—	—	—	—	—	—	4 (4)
地域定着支援	人	—	—	—	—	—	—	4 (2)

※ 地域移行支援及び地域定着支援の()は精神障害者に係る数を掲載

⑤ 地域生活支援事業

地域生活支援事業のうち、相談支援事業については横ばいです。コミュニケーション支援事業は増加傾向でしたが、平成23年度から24年度にかけて大きな変化はありません。日常生活用具給付等事業については、平成23年度から24年度にかけて増加しており、特に排せつ管理支援用具が増加しています。移動支援事業及び地域活動支援センターは、平成18年度から一貫して増加しています。手話通訳者養成研修事業及び点字奉仕員養成研修事業は年度によって増減があります。

図表 10 地域生活支援事業の実績

(月当たり)

区分	単位	第1期			第2期			第3期	
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
(1) 相談支援事業									
①相談支援事業									
ア 障害者相談支援事業		か所	3	3	3	3	3	3	
イ 地域自立支援協議会		か所	0	1	1	1	1	1	
②市町村相談支援機能強化事業			無	無	無	無	無	無	
③住宅入居等支援事業			有	有	有	有	有	有	
④成年後見制度利用支援事業			有	有	有	有	有	有	
(2) コミュニケーション支援事業									
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業									
実利用者数		人	16	40	37	45	46	60	52
派遣人数		人	80	328	372	464	509	570	517
②手話通訳者設置事業		人	1	1	1	1	1	1	1
(3) 日常生活用具給付等事業		件	111	2,870	2,835	3,360	3,502	2,415	3,617
①介護・訓練支援用具		件	8	15	18	16	22	33	30
②自立生活支援用具		件	23	62	64	57	72	54	73
③在宅療養等支援用具		件	11	28	42	50	66	66	59
④情報・意思疎通支援用具		件	21	36	55	40	42	51	51
⑤排せつ管理支援用具		件	43	2,722	2,646	3,193	3,290	2,202	3,389
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		件	5	7	10	4	10	9	15
(4) 移動支援事業									
実利用者数		人	150	166	185	237	277	317	315
支給決定者数		人	231	256	285	349	393	429	464
延べ利用時間数		時間	7,611	17,018	18,605	23,221	30,432	36,204	36,458
(5) 地域活動支援センター									
実施か所数		か所	1	3	3	3	3	4	4
実利用者数		人	—	56	54	826	896	976	1,014
(6) 手話通訳者養成研修事業									
手話通訳者認定試験合格者数		人	5	2	2	1	2	2	1
(7) 点字奉仕員養成研修事業									
点字講習会(中級)修了者数		人	8	12	8	12	3	12	12

⑥ 障害のある児童に向けたサービス

障害のある児童に向けたサービスは、平成24年度から児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系が見直されました。

平成24年度の実利用者数は、児童発達支援では44人、放課後等デイサービスは86人、医療型児童発達支援では24人、障害児相談支援は1人となっています。

図表11 障害のある児童に向けたサービスの利用状況

(月当たり)

サービス名	単位	第1期			第2期			第3期
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
児童発達支援	サービス量(人日)	—	—	—	—	—	—	517
	実利用者数(人)	—	—	—	—	—	—	44
放課後等 デイサービス	サービス量(人日)	—	—	—	—	—	—	554
	実利用者数(人)	—	—	—	—	—	—	86
医療型 児童発達支援	サービス量(人日)	—	—	—	—	—	—	178
	実利用者数(人)	—	—	—	—	—	—	24
障害児 相談支援	サービス量(人)	—	—	—	—	—	—	1
児童デイサービス	サービス量(人日)	500	485	481	373	378	634	—
	実利用者数(人)	34	35	35	32	46	59	—

※ 児童デイサービスは、24年度から、児童発達支援及び放課後等デイサービスへ移行

2 調査から見た現状

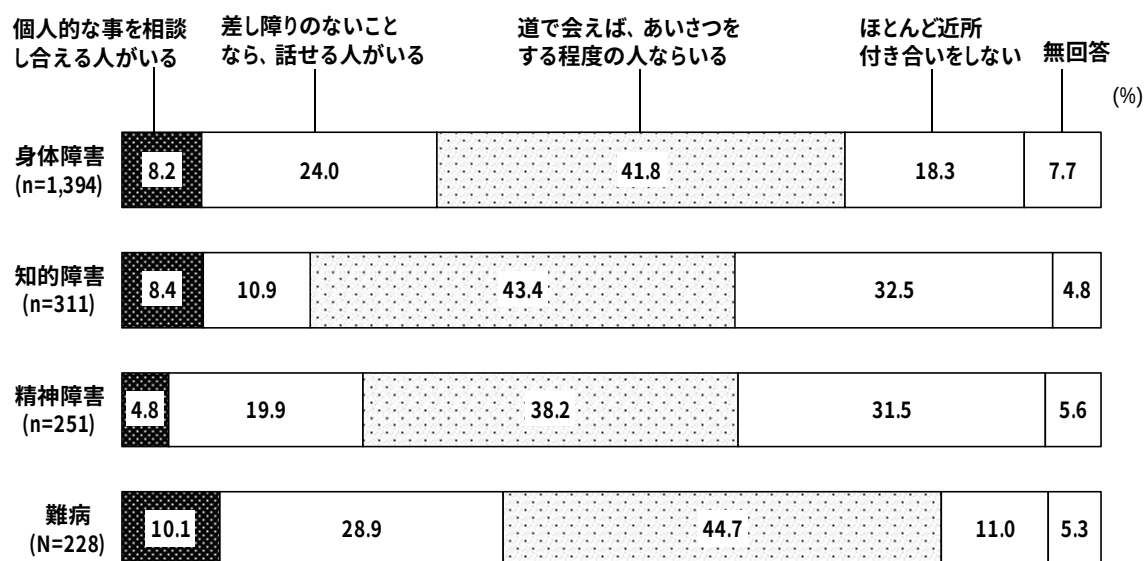
計画策定に当たって、障害のある人、難病のある人、障害者福祉団体及び障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。また、アンケート調査では実態が把握しにくい発達障害や高次脳機能障害等の方について、当事者の方やその家族、家族会、支援団体及び施設にグループインタビューを行いました。

（1）地域参加及び地域との交流

① 近所付き合いの現状

近所付き合いの現状について「ほとんど近所付き合いをしていない」と回答する人は、身体障害では1割台後半、知的障害や精神障害では3割強、難病のある人では1割強となっています。

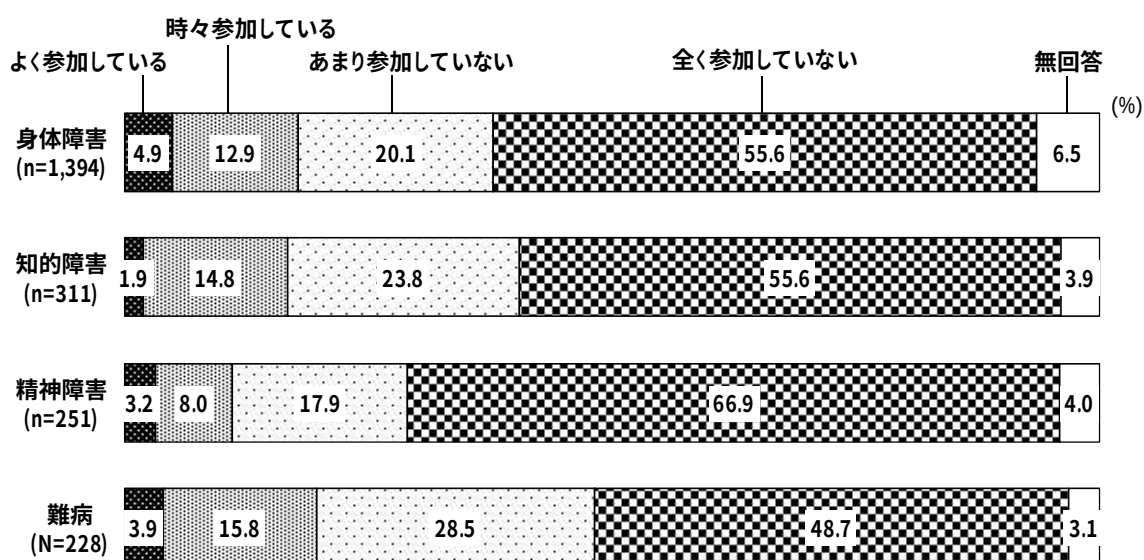
図表 12 近所付き合いの現状（障害のある人及び難病のある人）



② 地域活動への参加状況

地域活動への参加状況について、「よく参加している」と「時々参加している」を合計した割合は、障害のある人では3障害共に1割台、難病のある人でも2割弱にとどまっています。

図表 13 地域活動への参加程度（障害のある人及び難病のある人）



（2）就労

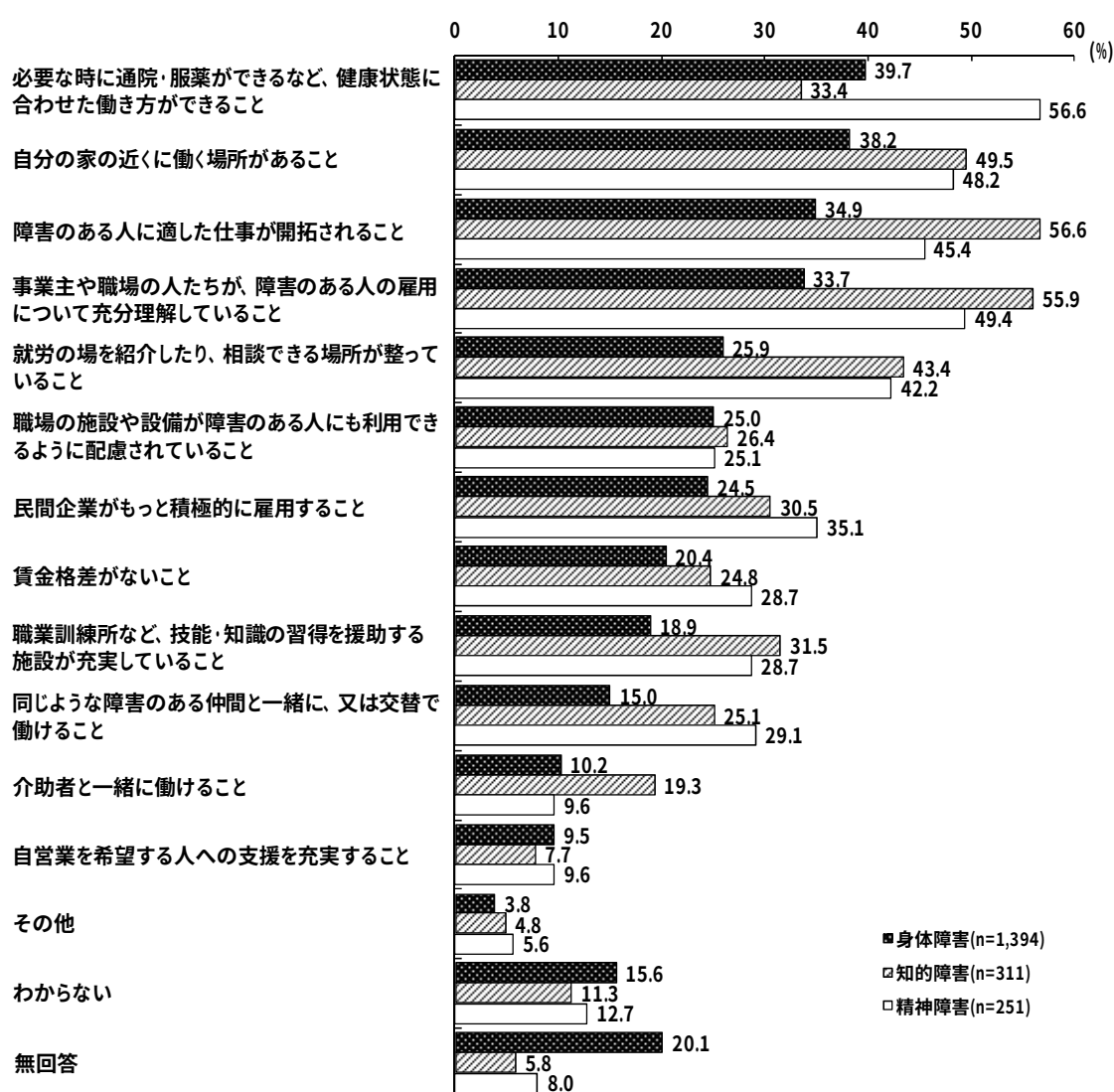
① 障害のある人が働くために必要な支援

障害のある人が働くために必要な支援について、身体障害者では、「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態に合わせた働き方ができること（39.7%）」が最も多く、「自分の家の近くに働く場所がある（38.2%）」が続いています。

また、知的障害者では、「障害のある人に適した仕事が開拓されること（56.6%）」が最も多く、「事業主や職場の人たちが、障害のある人の雇用について充分理解していること（55.9%）」が続いています。

精神障害者では、「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態に合わせた働き方ができること（56.6%）」が最も多く、「事業主や職場の人たちが、障害のある人の雇用について充分理解していること（49.4%）」が続いています。

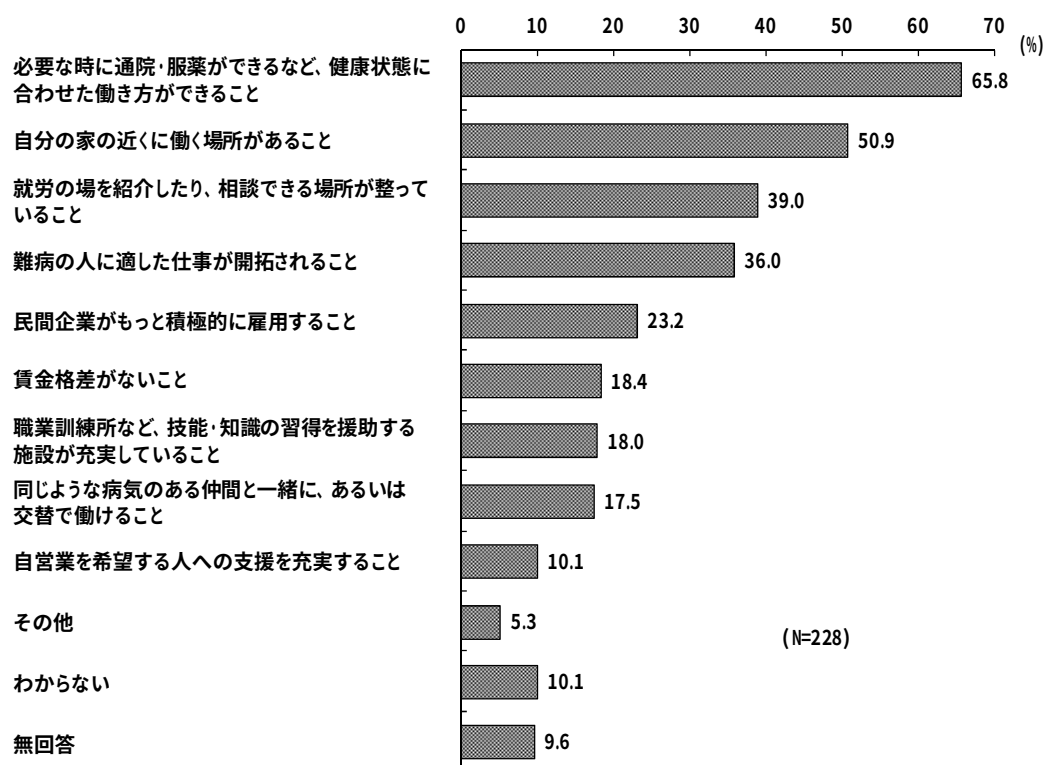
図表 14 障害のある人が働くために必要な支援（障害のある人：複数回答）



② 難病のある人が働くために必要なこと

難病の人が働くために必要なことは、「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態に合わせた働き方ができること（65.8%）」が最も多く、「自分の家の近くに働く場所があること（50.9%）」が続いています。

図表 15 難病の人が働くために必要なこと（難病のある人：複数回答）

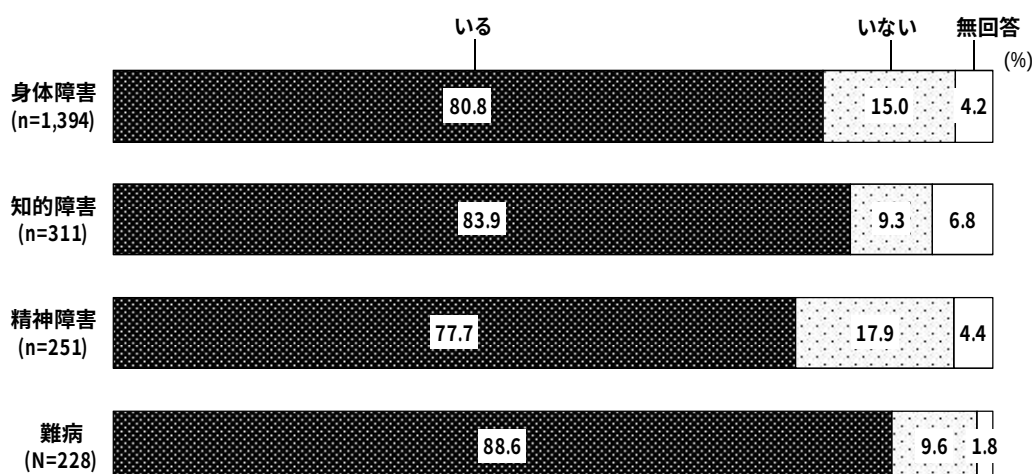


（3）相談

① 相談できる人の有無

相談できる人の有無について、「いない」の割合は、身体障害者では 15.0%、知的障害者では 9.3%、精神障害者では 17.9%、難病のある人では 9.6%となっています。

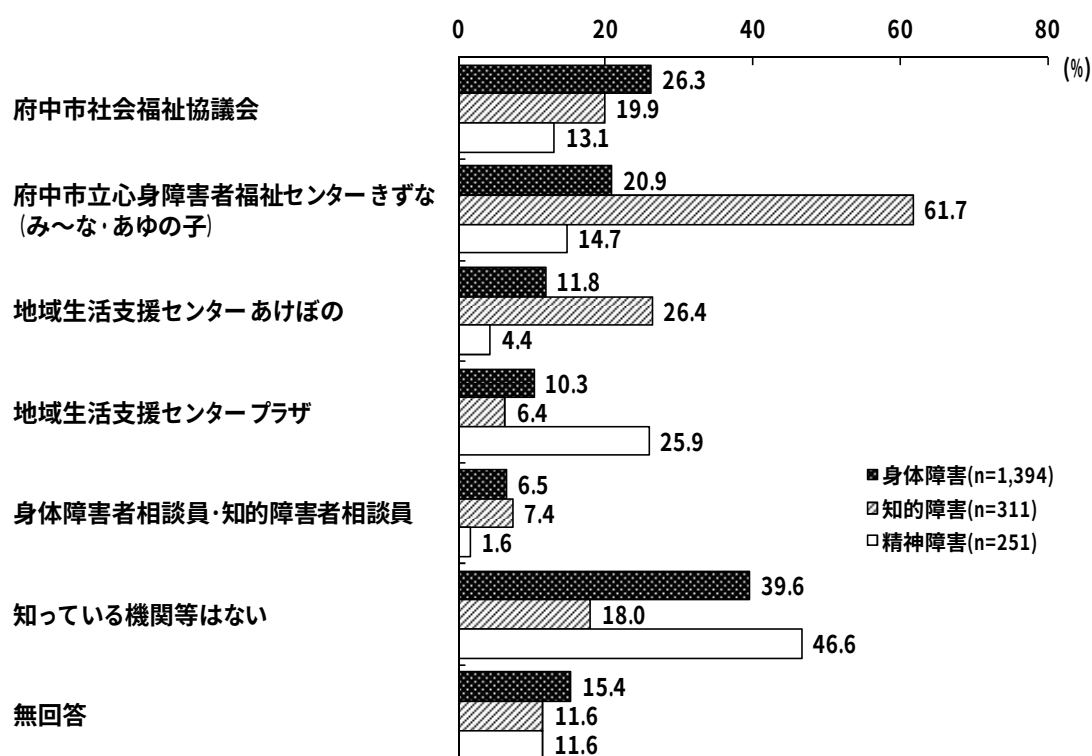
図表 16 相談できる人の有無（障害のある人及び難病のある人）



② 市内の相談機関等の認知度

市内の相談機関等の認知度について、「知っている機関等はない」の割合は、身体障害者では 39.6%、知的障害者では 18.0%、精神障害者では 46.6%となっています。

図表 17 市内の相談機関等の認知度（障害のある人：複数回答）

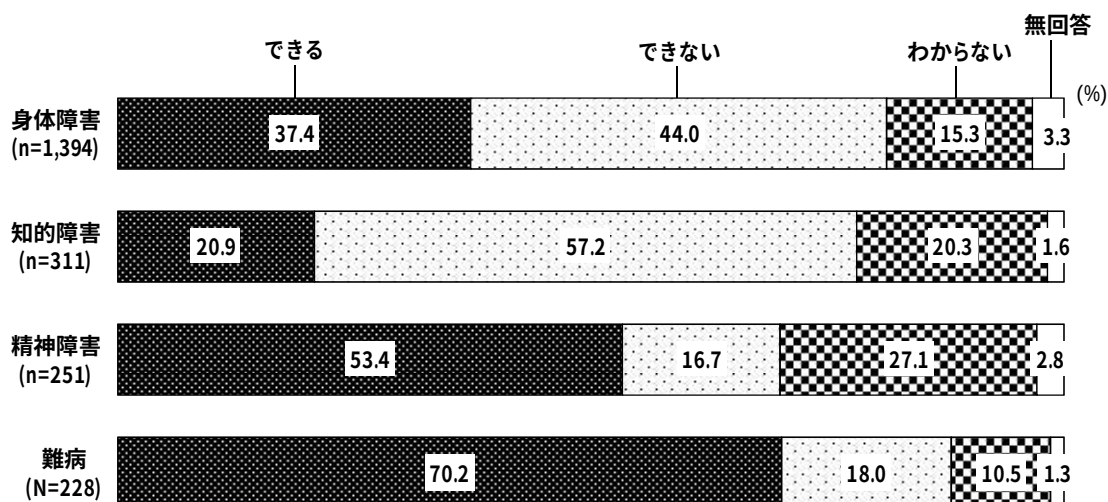


（４）災害対応

① 緊急時の単独避難

緊急時の単独避難について、「できない」の割合は、身体障害者では 44.0%、知的障害者では 57.2%、精神障害者では 16.7%、難病のある人では 18.0%となっています。

図表 18 緊急時の単独避難（障害のある人及び難病のある人）

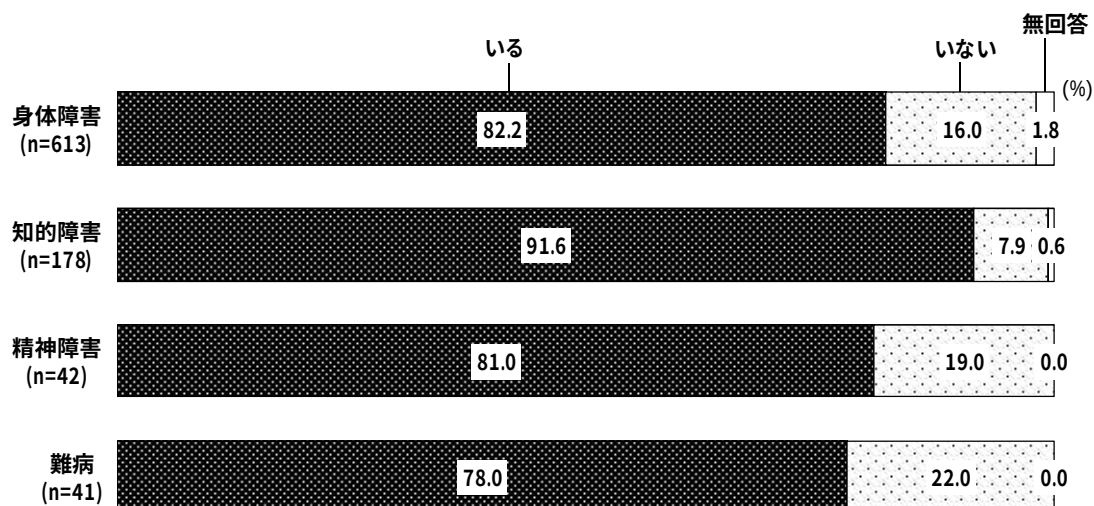


② 単独避難ができない人の援助者の有無

単独避難ができない人の援助者の有無について、「いない」の割合は、身体障害者では 16.0%、知的障害者では 7.9%、精神障害者では 19.0%、難病のある人では 22.0%となっています。

図表 19 援助者の有無（障害のある人及び難病のある人）

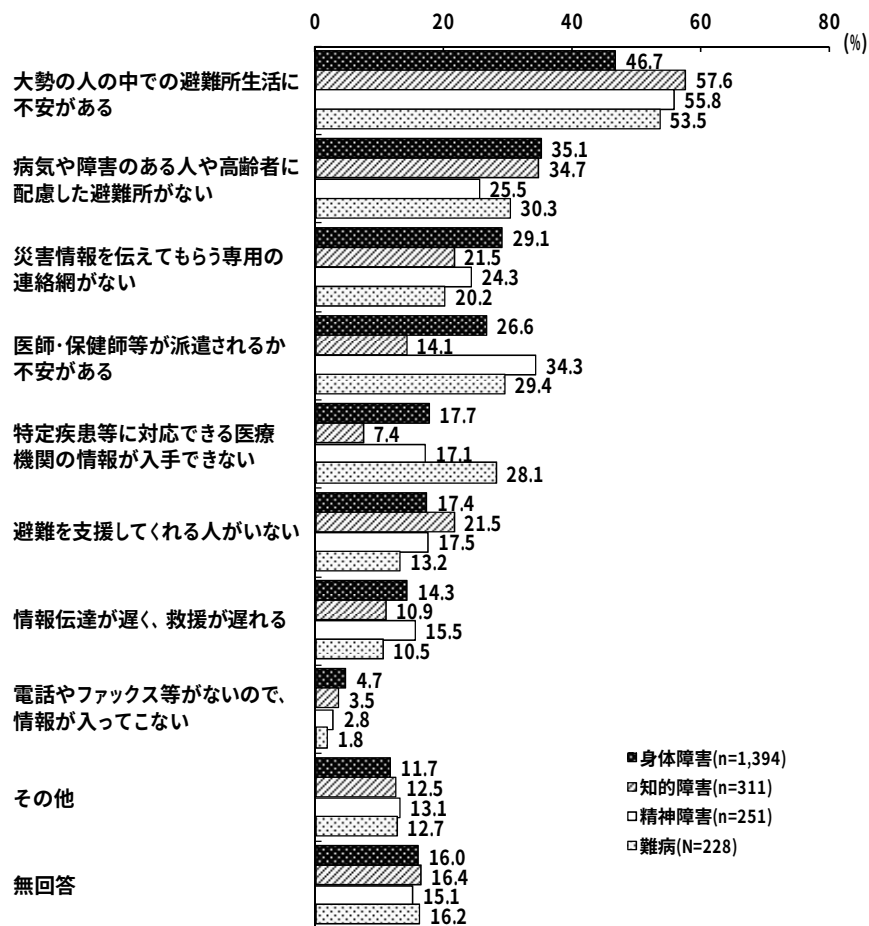
<単独避難ができないと回答した人>



③ 災害時の不安や心配ごと

災害時の不安や心配ごとについては、3 障害や難病のある人すべてで「大勢の人の中での避難所生活に不安がある」が最も多くなっています。

図表 20 災害時の不安や心配ごと（障害のある人及び難病のある人：複数回答）

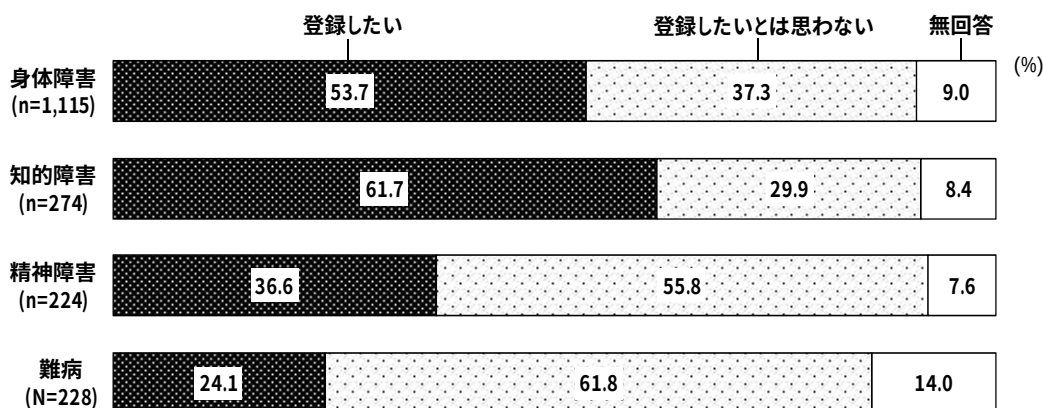


④ 避難行動要支援者名簿の登録意向

避難行動要支援者名簿に登録していない人に登録意向を尋ねたところ、「登録したい」の割合は、身体障害者では 53.7%、知的障害者では 61.7%、精神障害者では 36.6%、難病のある人では 24.1%となっています。

図表 21 避難行動要支援者名簿の登録意向（障害のある人及び難病のある人）

<避難行動要支援者名簿に登録していない人>

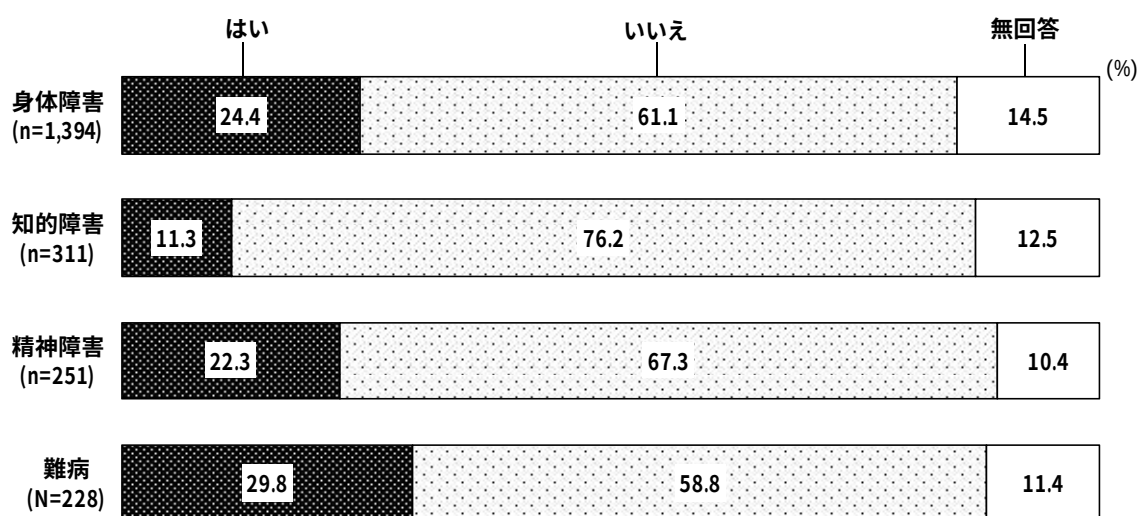


（5）ノーマライゼーションの理解

① 市民のノーマライゼーションの理解

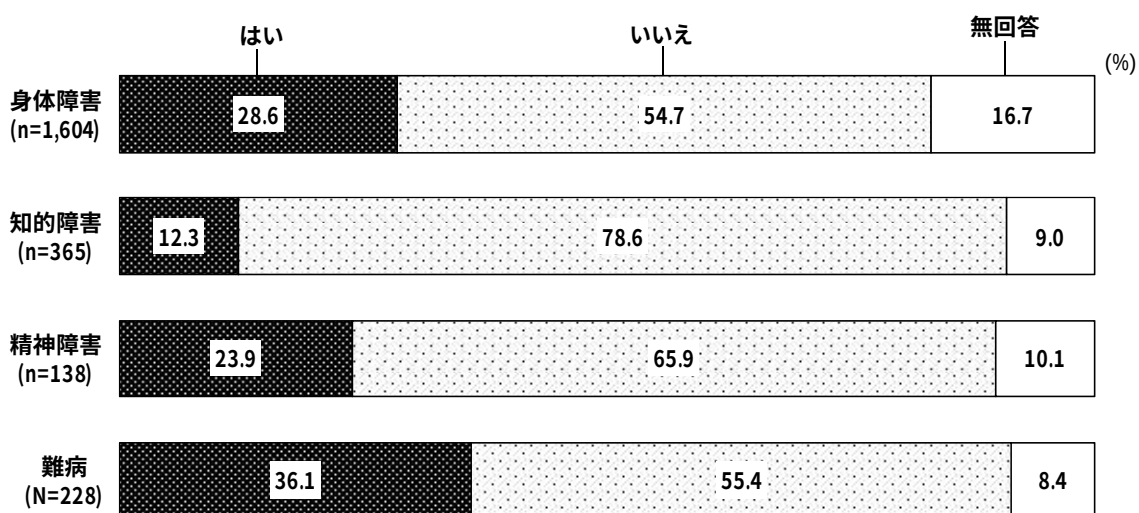
ノーマライゼーションが市民に十分理解されていると思うかについて、「はい（理解されている）」と回答したのは、身体障害者では24.4%、知的障害者では11.3%、精神障害者では22.3%、難病のある人では29.8%にとどまっています。前回調査と比較すると、障害のある人も難病のある人も共に理解されていると回答する割合が低くなっています。

図表 22 市民のノーマライゼーションの理解（障害のある人及び難病のある人）



【前回（平成19年度）調査】

図表 23 市民のノーマライゼーションの理解（障害のある人及び難病のある人）

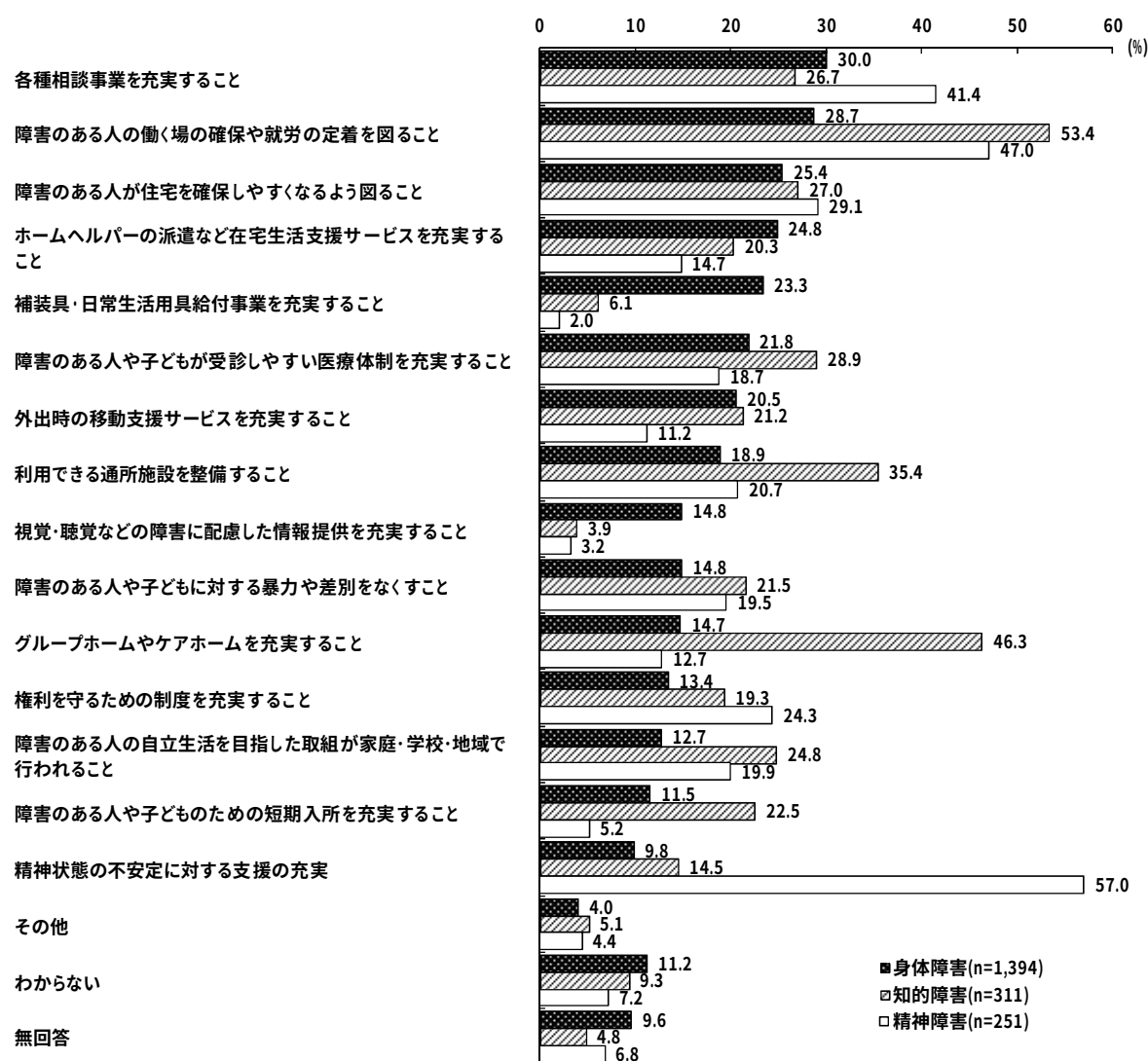


（6）充実を望む施策

① 障害のある人の充実を望む施策

障害のある人が市に充実を望む施策は、身体障害者では「各種相談事業を充実すること（30.0%）」、知的障害者では「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること（53.4%）」、精神障害者では「精神状態の不安定に対する支援の充実（57.0%）」が最も多くなっています。

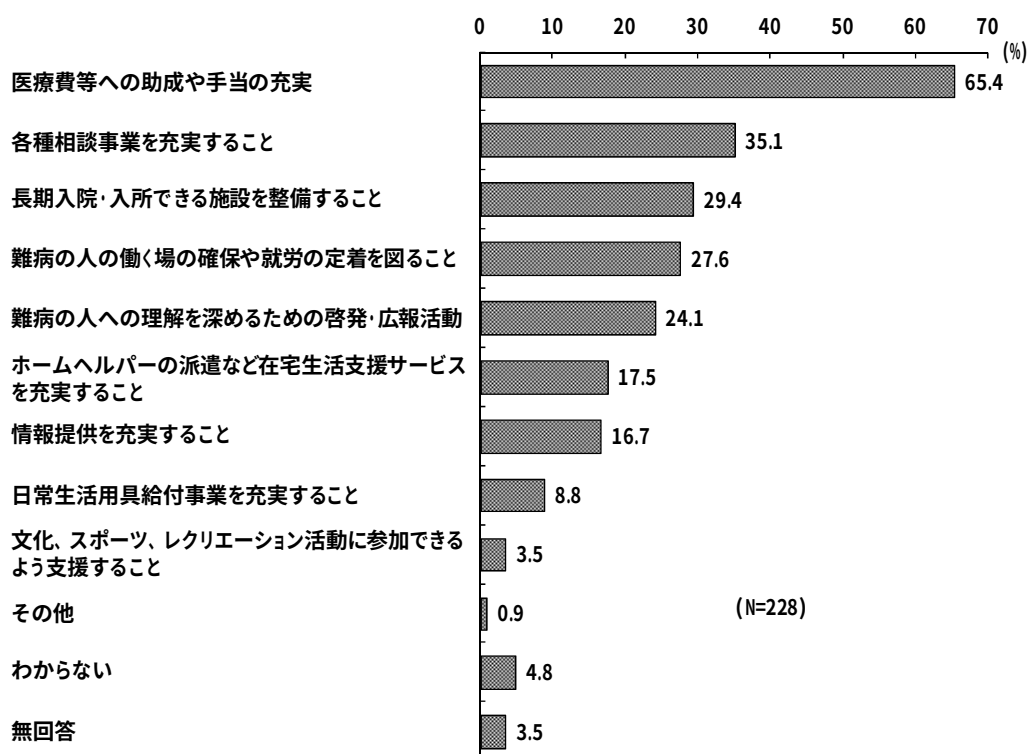
図表 24 充実を望む施策（障害のある人：複数回答（5つまで））



② 難病のある人の充実を望む施策

難病のある人が市に充実を望む施策は、「医療費等への助成や手当の充実（65.4%）」が最も多く、「各種相談事業を充実すること（35.1%）」、「長期入院・入所できる施設を整備すること（29.4%）」の順となっています。

図表 25 充実を望む施策（難病のある人：複数回答（3つまで））



3 本市の障害者福祉に関する課題

（1）情報提供及び相談支援の検討

① 情報提供の充実及び情報提供経路の検討

障害のある人の調査では、市内の相談機関をどれも知らない人は精神障害では4割台、身体障害では4割弱、知的障害では1割台後半となっています。また、障害者福祉団体調査でも相談窓口が分かりにくいとの意見が見られます。相談機関に対する情報提供の充実及び情報提供経路の検討が求められます。

さらに、平成25年4月に施行された障害者総合支援法により、障害福祉サービスの対象に「難病等」が加わり、必要と認められた障害福祉サービスの受給が可能となっています。難病のある人の障害福祉サービスに対する利用意向もサービスによっては4割弱見られることから、難病のある人に向けた障害福祉サービスに関する情報提供が必要です。

② 相談支援体制の質・量の充実

障害のある人の調査では、相談できる人がいない人が1割から2割います。充実を望む施策として各種相談事業の充実を望む声も多くなっています。

また、発達障害関係のグループインタビューでは、気軽に相談できる窓口の設置や相談機関のコーディネート機能の強化が求められています。

現在、市では3つの委託相談支援事業所が連携し、様々な相談に対応する体制を整えています。相談内容は年々多様・複雑化し、相談件数も増加しています。今後は、質、量共に相談支援体制の更なる充実が必要です。

③ 虐待防止のための対策

家庭や施設での障害のある人に対する虐待を防ぐことを目的とした障害者虐待防止法が平成24年10月から施行されています。

それに基づき、本市では平成24年10月に障害者虐待防止センター（市障害者福祉課）を設置するとともに、障害者虐待に係る相談窓口を開設しています。今後も相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等と連携しながら、障害のある人に対する虐待の防止、早期発見及び対応に取り組んでいく必要があります。

（2）社会参加の推進

① 地域で一人ひとりに適した教育が受けられる体制の検討

発達障害関係のグループインタビューでは、教育関係に対する要望が多く、インクルーシブ教育の推進及び教員の障害に対する理解と適切な対応を求める声がありました。

また、障害のある人の調査では、養育の負担感・ストレス等の軽減のために重視することとして、「療育や教育の体制を充実すること」が「親の手を離れても生活できること」に次いで、2番目に多くなっています。自由回答や協議会の意見でも、居住している地域の近くで、一人ひとりに適した教育が受けられる体制が求められています。

② 就労支援の充実

充実を望む施策では、特に知的障害と精神障害で「働く場の確保や就労の定着」が求められています。また、障害のある人が働くために必要なこととして、「健康状態に合わせた働き方ができること」、「家の近くに働く場所があること」、「障害のある人に適した仕事の開拓」及び「職場の理解」という項目が多くなっています。今後の就労希望では、一般就労への希望も少なくないことから、就労機会の創出、定着のための支援及び企業による障害のある人の雇用を促進する方策を検討する必要があります。

（3）地域で安心して生活し続けるための支援

① 障害福祉サービスの提供体制の充実

市内の手帳所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの実績も年々増えています。また、平成25年4月から難病のある人も必要と認められた障害福祉サービスの利用対象となっています。

一方で、障害福祉サービス事業所調査では、2割台後半の事業所が前年度の事業の収支を赤字としています。また、人材の確保・育成、有資格者の不足などの人材面に関する不安など、サービスを実施する上で様々な課題を抱えています。

今後とも増大するニーズに対応するため、事業者のネットワーク構築への支援、情報提供の充実、連携体制の構築等の事業者への支援を検討することも含めて、障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

② 安心して地域に居住できる基盤づくり

障害のある人の調査の充実を望む施策では、身体障害者と知的障害者で「利用できる通所施設を整備すること」が平成19年度調査を5.0ポイント以上上回っています。また、自由意見では親の高齢化に伴い、親亡き後に地域で安心して過ごす場を求める声も多くなっています。

国からも「障害福祉計画（第4期）」については、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行の更なる推進とグループホームの充実が示されています。

現計画では「住まいの確保」を重点施策として取り組んできましたが、グループホームの整備を始めとして引き続き取り組んでいく必要があります。

③ 福祉・保健・医療の連携による一貫した支援体制の構築

市内には、学齢期の放課後等デイサービスが3か所しかなく、障害のある人の調査等では、療育機関の不足や乳幼児期の身近で気軽な相談窓口による早期対応の必要性が指摘されています。障害の早期発見・早期対応を含む療育・自立訓練体制の充実が必要です。

協議会の意見では、乳幼児期、学齢期、成年期及び高齢期とライフステージに応じた一貫した支援の必要性が指摘されています。そのため、福祉・保健・医療・その他の関係機関、相談支援事業所が連携を図り、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」といいます。）で検討している「ちゅうファイル（支援ノート）」等のツールも使いながら情報共有を図り、生涯を通じた一貫した支援体制を構築することが必要です。

障害のある人や難病のある人の地域生活においては、福祉・保健・医療の連携が重要です。適切な医療の支援を行うことは、障害等の回復・改善を促進するだけでなく、生活の安定につながると考えられます。

④ 避難行動要支援者の具体的な支援体制の構築と障害に応じた避難所の検討

障害のある人の調査では、単独避難ができず援助者もいない人がいます。避難行動要支援者名簿の登録を進めるとともに、具体的な支援体制を構築することが必要です。また、難病のある人の調査でも、同様の状況の人がおり、避難行動要支援者名簿への登録意向も高いことから、対象者の再検討が必要です。

災害時の困りごとや不安については、障害のある人も難病のある人も共に、「大勢の人の中での避難所生活に不安がある」が最も多くなっており、障害者福祉団体調査でも、障害の違いにより避難所に対する様々な要望が挙げられています。避難所運営マニュアルの作成等を進める必要があり、その際には各障害者福祉団体等への意見聴取を行うことが必要と考えられます。

障害福祉サービス事業所調査では、事業所として災害時に協力を得られることとして、利用者への安否確認、避難協力、施設の福祉避難所としての提供、避難場所へのヘルパー派遣等が挙げられています。災害時に避難所として協力をお願いするとともに、具体的に災害時の連携体制を構築する必要があります。

⑤ 防犯に対する施策の検討

障害のある人及び難病のある人の調査では、犯罪被害への不安がある人の割合は精神障害以外で前回調査を下回っており（身体障害で6.6、知的障害で4.1、難病のある人で12.0ポイント）、今回調査では半数以上、特に知的障害では7割弱の人が、不安があると回答しています。

防犯知識の普及や防犯ネットワークの検討など、防犯に関する施策を検討する必要があります。

（４）支え合う仕組みづくりの促進

① 地域との交流の促進

障害のある人及び難病のある人の調査では、近所付き合いの程度について「ほとんど近所付き合いをしていない」と回答した人が、身体障害では1割台後半、知的障害及び精神障害では3割強、難病のある人では1割強となっています。

一方で、災害に備えて市民や事業者等が行政と協働で取り組むと良いとするものは、「地域住民同士の声かけや安否確認」が最も多くなっています。

日頃から障害のある人が地域との交流を進めるための方策を検討する必要があります。

② 障害者福祉団体の活動支援・連携の推進

市では現在障害者福祉団体向けに活動資金の助成を行っていますが、障害者福祉団体調査によると、活動する上で「後継者問題」、「財政的支援」、「会員の意識」、「活動場所の確保」などの多様な問題を抱えていることが分かります。

しかし、同調査によると障害者福祉団体では障害者福祉向上のための市民向けの意識啓発活動等への協力意向もあることから、今後も連携を深めながら新たな協働の在り方について検討するとともに、活動資金の助成以外の支援も検討することが必要です。

（５）福祉のまちづくりの推進

① ノーマライゼーションの推進

障害のある人の調査及び難病のある人の調査では、市民がノーマライゼーションへの理解があると回答する割合は前回調査を下回っており、今回調査の割合は身体障害及び精神障害では2割台前半、知的障害では1割強、難病のある人では3割弱程度にとどまっています。

一方、市民調査では「障害のある人となない人が、地域社会の中で共に生きるのが当然の姿である」という考え方に対しては、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合計すると8割を超えており、障害のある人等の意識とのかい離が感じられます。

障害者福祉団体調査では意識啓発活動に対する協力の意向があることを踏まえ、障害者福祉団体に協力をいただきながら、すべての障害に対する市民に向けた一層の情報提供、啓発を推進する必要があります。

② バリアフリーの推進

障害のある人の調査では、特に身体障害で、バリアフリーに関する意見が多くなっており、道路や歩道の段差、駐車場や駐輪場の使用、公共施設のエレベーター、街中へのベンチの設置など、様々な意見が見られました。本市では現計画でもバリアフリーのまちづくりに取り組んでいますが、さらに推進することが望まれます。

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念と考え方

（1）計画の理念

本市では、障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、「府中市障害者計画・障害福祉計画」を改訂することとなりました。

「自立（自律）」とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。

そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす普通の市民として生活することを目指したサービスの構築と、地域で暮らす人々の理解と配慮が必要となります。特に、障害のある人が普通に働ける社会を実現することが強く求められているところです。

また、この計画は、障害のある人のためだけのものではなく、すべての市民にとっても大切なものです。

バリアフリーのまちづくりが、車いす等を利用する障害のある人だけではなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、すべての障害のある人※が安心して暮らせるまちは、すべての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。

すべての障害のある人のための計画づくりは、すべての市民にとっても明日をひらくものになるのです。

これらの考え方を踏まえ、この計画の目指すべき基本理念と基本視点を次のように位置付けます。

※ 「すべての障害のある人」とは、障害者手帳所持者に限らず、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害など日常生活に様々な障害のある人を含みます。

**障害のある人もない人も、
市民すべてが安心して
自立した暮らしができるまち・府中の実現**

（2）計画の考え方

計画の考え方は次のとおりとします。

○視点1 すべての市民のための計画

すべての障害のある人に地域生活に必要なサービスや支援等が提供されることは、市民の安心にもつながります。

この計画は、障害に対するすべてのバリアを取り除き、より多くの市民の理解と近隣の自然なサポートが得られるように、すべての市民に投げかけるものとします。

○視点2 「すべての障害のある人」を対象とした計画

障害のある人が安心して地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、住み慣れた地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。

また、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害など日常生活に様々な困難のある人、深刻な社会問題となっている自殺、ひきこもり等の問題に直面している人などへの支援体制の整備が求められています。

この計画は、障害者手帳の有無に関わらず、すべての障害のある人が地域生活に必要なサービスや支援等を受けられることを目指すものです。

○視点3 サービスの質と量の確保

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から障害者総合支援法が施行されました。

障害者総合支援法では、サービスの量の見込みにとどまらず、提供体制の確保に係る目標等を必ず定めることとされたため、本市のこれまでのサービス水準を維持しつつ、サービスの提供体制を確保していきます。

○視点4 すべての施策における障害のある人への配慮

これまで、障害のある人へのサービスのほとんどが、障害者福祉施策として提供されてきましたが、障害のある人への配慮さえあれば、一般の施策で提供することができるものも多くあります。これらの施策は、可能な限り一般の施策に移行していくことが必要です。

すべての施策において障害のある人への配慮がなされることにより、すべての市民

にとって暮らしやすいまちづくりにつながります。

○視点5 障害のある人への、家族に頼らない地域生活支援

地域で暮らす障害のある人は、家族の介助や見守りに支えられている場合が少なくありません。そのため、特に介助や見守りの必要性の高い障害のある人の家族の負担は大きく、家族が将来の見通しに対する不安を抱えている場合もあります。病院や入所施設からの地域生活への移行の推進においては、家族に頼らなくても障害のある人が安心して地域生活を送れるような支援を目指します。



2 計画の基本目標

「障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

（1）情報提供と相談支援機能の充実

- ・多様な情報提供の仕組みを整備するとともに、コミュニケーション手段の確保を促進します。
- ・すべての障害のある人が身近な場所で気軽に相談ができるように、相談支援機能を充実します。
- ・障害のある人の権利が擁護されるような体制を充実します。
- ・虐待に関する相談窓口を設置し、家庭、施設及び職場における障害のある人に対する虐待を防ぎます。

【取り組む方針】

- 情報提供体制の充実
- 「すべての障害のある人」に向けた相談支援
- 権利擁護の推進

（2）障害のある人の社会参加の推進

- ・地域交流及び地域活動への参加を推進します。
- ・障害のある人が選択の幅を狭めることなく、学習できる環境の整備や機会の提供を行います。
- ・障害のある人の一般就労への支援及び定着を図ります。
- ・作業所等の機能を強化して就労機会を確保するとともに、就労に向けた相談・支援体制を充実します。

【取り組む方針】

- 地域活動及び社会活動への参加促進
- 学習機会の拡大
- 就労への支援

（３）安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

- ・ 障害のある人が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けられるように、在宅サービスの充実や、安心して住める環境づくりに努めます。
- ・ 健康づくりへの支援を行うとともに、障害の早期把握及び障害に応じた適切な療育・自立訓練体制を強化します。
- ・ 障害の状況に応じて、幼少期からライフステージを見通した一貫した支援を目指します。
- ・ 年金や手当などの充実を要請します。
- ・ 災害時の安心・安全が確保できるように避難行動要支援者の支援体制を構築するとともに、災害時における福祉避難所の確保と在り方を検討します。
- ・ 犯罪の被害に遭わないように、情報提供を行います。

【取り組む方針】

- 在宅サービスの充実
- 安心して住める環境づくり
- 保健・医療との連携促進
- 障害のある児童への支援
- 経済的支援体制の強化
- 災害時の支援体制の構築と避難所の検討
- 防犯対策

（４）支え合う仕組みづくりの促進

- ・ 障害のある人を地域の協働により支え合う体制を強化します。
- ・ 障害者福祉を支える人材を確保します。
- ・ 障害者福祉団体の活動を支援するとともに、連携して事業を推進します。
- ・ 事業者主体の連絡会の設置及びサービス提供に携わる事業所・人材の育成を行います。

【取り組む方針】

- 地域の協働による支え合い体制
- 地域の福祉人材の確保
- 障害者福祉団体の活動支援及び協働
- 障害福祉サービス事業所への支援

（５）協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進

- ・ 障害のある人への理解を広め、ノーマライゼーションを徹底します。
- ・ 移動や公共機関利用時の不便の解消に努めます。

【取り組む方針】

■市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

■バリアフリーの推進



3 計画の体系

目 標	方 針	施 策
1 情報提供と相談支援機能の充実	(1)情報提供体制の充実	①総合的な情報提供体制の充実 ②情報へのアクセスの支援 ③コミュニケーションの円滑化の促進 ④利用しやすいサービス情報の提供
	(2)「すべての障害のある人」に向けた相談支援	①相談機能の充実 ②「すべての障害のある人」に向けた生活支援 ③ピアカウンセリングの充実
	(3)権利擁護の推進	①権利擁護事業の充実
2 障害のある人の社会参加の推進	(1)地域活動及び社会活動への参加促進	①地域交流の促進 ②外出時の支援の充実 ③障害のある人の参加による多様な計画の推進
	(2)学習機会の拡大	①教育相談の充実 ②学校教育の充実 ③生涯学習やスポーツの機会の充実
	(3)就労への支援	①一般就労への支援 ②作業所などの就労機能の強化
3 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進	(1)在宅サービスの充実	①ホームヘルプサービスの充実 ②日中活動の場の充実 ③福祉機器の活用による自立支援の促進 ④移動・移送サービスの充実 ⑤高齢者・介護保険サービスとの連携の強化 ⑥介護者への支援
	(2)安心して住める環境づくり	①地域生活支援拠点の整備 ②地域での住まいの確保 ③民間賃貸住宅への入居支援 ④住宅の利便性の向上 ⑤地域生活への移行と定着
	(3)保健・医療との連携促進	①健康づくりへの支援 ②障害の早期把握・早期対応 ③医療費助成の充実の要請
	(4)障害のある児童への支援	①療育体制の充実 ②保育サービスの充実 ③学校教育の充実 ④放課後対策
	(5)経済的支援体制の強化	①年金や手当などの充実
	(6)災害時の支援体制の構築と避難所の検討	①避難行動要支援者支援 ②福祉避難所の確保
	(7)防犯対策	①防犯に関する情報提供

目 標	方 針	施 策
4 支え合う仕組みづくりの促進	(1)地域の協働による支え合い体制	①機関・施設・団体間の連携支援 ②団体・機関のネットワーク化 ③地域での交流・活動の促進 ④障害者施設の地域への開放
	(2)地域の福祉人材の確保	①地域の人材などの活用 ②ボランティアの育成
	(3)障害者福祉団体の活動支援及び協働	①自主活動への支援
	(4)障害福祉サービス事業所への支援	①ネットワークの構築 ②サービス提供に携わる事業所・人材の育成
5 協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進	(1)市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	①ノーマライゼーションの理念の普及 ②障害のある人への理解・啓発事業の充実
	(2)バリアフリーの推進	①移動のバリアフリー化の推進 ②だれでもトイレの整備拡充 ③福祉のまちづくり条例の取組の推進

第3章 重点施策

第3章 重点施策

1 相談支援機能の充実

現在は市と3つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）が連携し、様々な相談に対応する体制を整えています。しかし、相談内容は年々多様化かつ複雑化し、相談件数も増加しています。

また、障害福祉サービスのサービス等利用計画の作成・見直しを行う指定特定相談支援事業所も不足している状況です。

すべての障害のある人が気軽に相談できる体制を確保するために、市の総合相談窓口と各相談支援事業所が連携を図るとともに、相談支援に携わる人材の育成・確保を行います。また、サービス等利用計画を作成するための指定特定相談支援事業所の体制を確保します。

（1）相談支援に携わる人材の育成・確保

委託相談支援事業所における相談支援従事者の育成・確保への支援を行います。

また、障害のある人がサービスを選択・決定・利用するうえで、利用者の立場に立った適切な支援を行うため、社会福祉法人、NPO法人等と連携して指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の育成・確保に努めます。

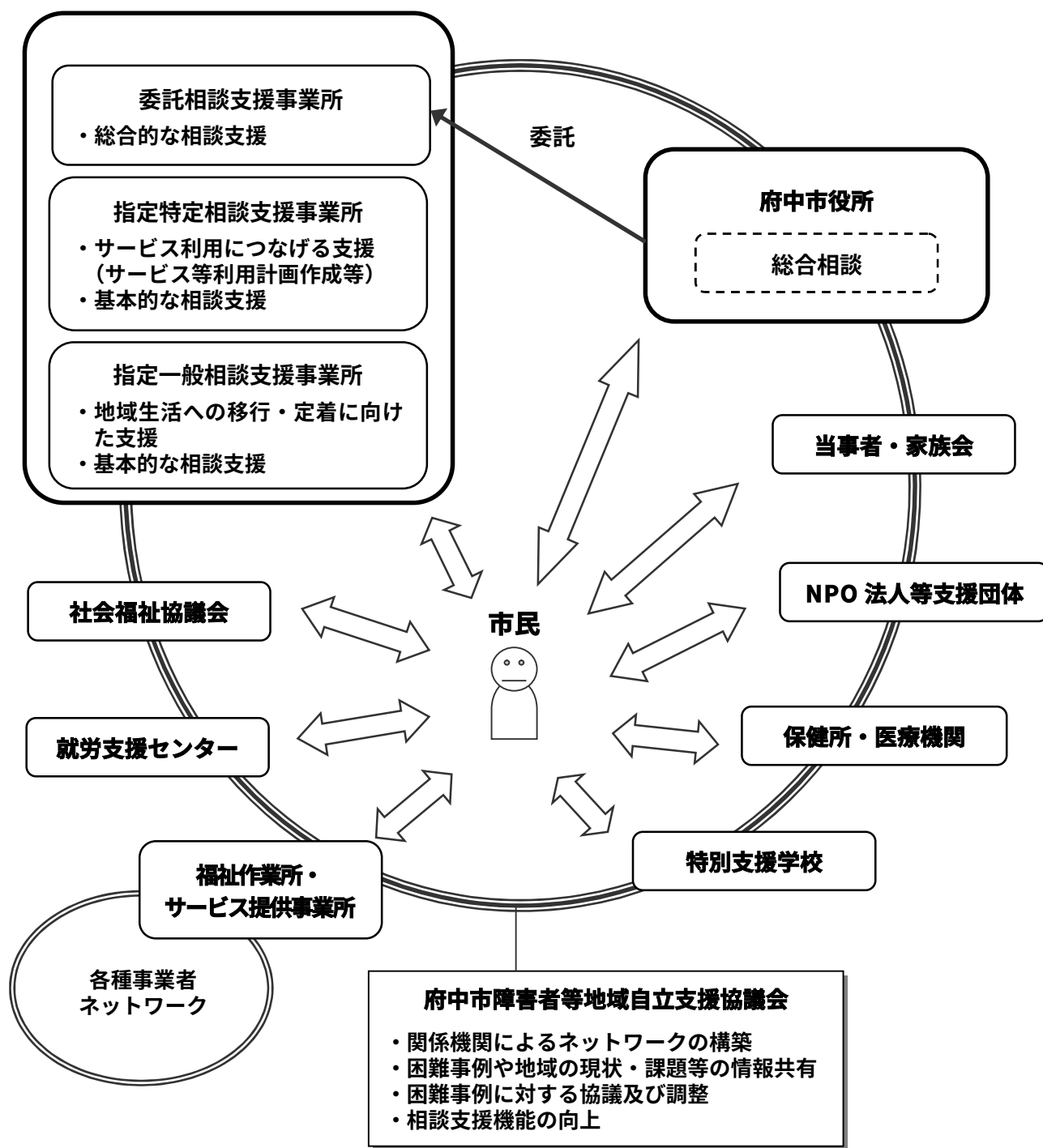
（2）サービス等利用計画を作成する事業所の拡大

事業所のサービス等利用計画作成への参入を促進し、すべての障害福祉サービス利用者に対し、計画が作成され、適切なサービスの利用ができるよう支援を推進します。

（3）関係機関のネットワークの構築

障害のある人の相談支援については、市と委託相談支援事業所が中心になって行いますが、関係機関、他の事業所等でも相談を受けることがあります。そのため、自立支援協議会を中心に関係機関によるネットワークを構築し、各機関が連携を図りながら、相談支援体制を構築します。なお、漠然とした悩みを抱えた方については、市役所の総合相談窓口が対応し、必要なネットワークにつないでいきます。

図表 26 本市の障害者福祉に関する相談支援体制



参考指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	平成32年度 目標値
指定特定相談 支援事業所数 (か所)	指定特定相談支援事業所の増加を 目指します。	5か所 (平成25年度)	27か所

2 就労支援の強化

特に知的障害や精神障害のある人で、働く場の確保や就労の定着を求める人が多くなっており、一般就労への希望も少なくありません。現在は、就労支援事業を中心に、委託相談支援事業所と連携しながら一般就労への支援を進めていますが、一般企業への就職率は、依然として低い状況にあります。

また、国の方針としても、「障害福祉計画（第4期）」においては、更なる一般就労の推進及び就労移行支援事業の強化が求められています。

一般就労を進めるため、関係機関との連携による支援を充実するとともに、就労の定着化を図ります。また、就労支援事業の強化も行います。

（1）各機関の連携の一層の強化

学校、ハローワーク、就労支援事業所、委託相談支援事業所、市役所等が連携を図りながら、一般就労を進めるとともに、定着支援の強化に努めます。また、障害のある人の雇用を進めるように企業への働きかけを行います。

また、就労支援事業所以外でも、生産活動や就労につながるような訓練を行っているため、その事業所とも上記の各機関が連携を図ります。

（2）就労支援事業の強化

就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の利用者数を増加することで、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。

（3）精神障害に対応する就労支援相談体制の強化

特に多くの課題を抱える精神障害のある人に対し、適切な対応ができる就労支援相談体制の強化に努めます。

参考指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	平成32年度 目標値
就労移行支援事業等からの一般就労移行者数(人)	就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業所の利用者のうち、一般就労に移行した人の数です。増加を目指します。	16人 (平成25年度)	45人

3 地域生活支援の充実

障害のある人が地域で安心して生活できるように、これまでもグループホームの整備を進めてきましたが、十分とはいえない状況です。

また、親や介護者の高齢化により複合的な課題を抱える家庭が多くなっているとともに、親亡き後に地域で安心して過ごすための支援も求められています。

「障害福祉計画（第4期）」における国の基本指針に基づき、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域生活の基盤の一つであるグループホームの整備を進めるとともに、地域生活支援拠点の整備を行います。また、権利擁護事業の更なる普及・充実にも取り組みます。

（1）グループホームの誘致

障害のある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同して生活を送る居住の場として、グループホームの整備を図ります。

（2）地域生活支援拠点の整備

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を有した地域生活支援拠点を整備し、複合的な課題に対応する体制の構築を図ります。

（3）権利擁護事業の推進

判断能力が不十分な障害のある人が、安心して地域生活を送ることができるように、府中市権利擁護センター事業を推進します。福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を行うとともに、財産管理や生活・療養面の配慮（身上監護）を行う成年後見制度の利用支援や助言を行います。

また、障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）で障害者虐待に係る相談を行い、関係機関との連携を強化しながら、家庭、施設及び職場における障害のある人に対する虐待の防止に努めます。

参考指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	平成32年度 目標値
市内のグループホームの定員数(人分)	地域生活の基盤の一つとなるグループホームの市内における定員数です。増加を目指します。	131人分 (平成25年度)	190人分

4 障害福祉サービスの安定的な供給

本市の手帳所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの実績も年々増えていきます。また、平成25年4月から難病のある人も必要と認められた障害福祉サービスの利用対象となり、福祉サービスの需要はさらに高まることが予測されます。

一方で、障害福祉サービス事業所は赤字の事業所も少なくなく、多くの事業所が経営上の問題のみならず、人材の確保・育成、有資格者の不足などの人材面に関する不安など、サービスを実施する上で様々な課題を抱えています。

そのような課題を解決し、市内事業者のサービスの質を平準化する取組が求められます。

（1）事業者ネットワークの構築

事業者主体の連絡会の設置を支援します。連絡会では、事業者間で課題を共有することで解決に向けた方向性を検討するとともに、市から事業者への情報提供・指導を行うことで市内事業者のサービスの質の平準化を目指します。

（2）障害福祉サービスの提供体制の充実

障害福祉サービス等の提供体制等の確保における基本的考え方、成果目標等を達成するために必要な見込量を設定し、定期的に分析・評価しながら、確保に努めます。

参考指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	平成32年度 目標値
ひと月当たりの訪問系サービスの利用時間数(時間)	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援のひと月当たりのサービス利用時間数です。増加を目指します。	37,554時間 (平成25年度)	46,500時間

第4章 計画の目標に向けた取組

第4章 計画の目標に向けた取組

目標1 情報提供と相談支援機能の充実

障害のあるすべての人の個人の尊厳と自己決定を実現するためには、サービスについての情報提供とともに、一般的な相談、利用計画の作成に至るまでの総合的な支援体制を構築することが重要です。そのため、様々な方法で情報を入手でき、また身近な場所で相談できる体制を整備します。

また、判断能力が不十分な人も安心してサービスを利用し、地域で生活できるように権利擁護体制を整備します。

（1）情報提供体制の充実

適切なサービスの選択を支援するため、多様な情報提供の仕組みを整備するとともに、様々な障害に対応した適切な情報を入手することができるよう、コミュニケーション手段の確保を促進します。

① 総合的な情報提供体制の充実

事業名	内 容
1. 分かりやすい情報の提供	・ サービスの内容を分かりやすく説明した「しおり」を発行するなど、適切な情報の提供に努めます。
2. 多様な媒体を活用した情報の提供	・ 必要とする情報が容易に入手できるよう、市や社会福祉協議会の広報、ホームページ、音声版広報など多様な媒体を活用した情報提供を進めます。

② 情報へのアクセスの支援

事業名	内 容
3. コミュニケーション手段の確保	・ インターネットなどを通じて情報の取得や発信ができるよう、障害特性に応じた情報通信支援用具の給付やパソコン講習会の実施など、情報通信技術（ICT）の活用を支援します。

③ コミュニケーションの円滑化の促進

事業名	内 容
4. 意思疎通支援事業 （地域生活支援事業）	・ 聴覚障害又は言語障害のある人が意思疎通を円滑にするため、通訳を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 ・ 市の主管課窓口に定期的に手話通訳者を配置することなどにより、聴覚障害又は言語障害のある人の地域生活を支援します。
5. 手話講習会 （地域生活支援事業）	・ 市民が聴覚障害者の意思疎通における困難を理解し、手話に関する知識を習得することを支援します。 ・ 手話通訳者を養成するとともに、技術水準を満たす手話通訳者の確保のため、手話通訳者認定試験を実施します。
6. 点字講習会 （地域生活支援事業）	・ 市民が視覚障害者の日常生活における困難を理解し、点字に関する知識を習得することを支援します。 ・ 中途視覚障害者を対象に、点字技術の習得を支援します。

④ 利用しやすいサービス情報の提供

事業名	内 容
7. 福祉サービス第三者 評価制度の普及・促進	・ 事業所に対し、評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、「福祉サービス第三者評価制度」の受審を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に有用な情報を提供します。

（２）「すべての障害のある人」に向けた相談支援

すべての障害のある人が身近な場所で気軽に相談ができるように、相談支援機能の充実を図ります。また、サービス等利用計画を作成するための指定特定相談支援事業所の体制を確保します。

① 相談機能の充実

事業名	内 容
8. 委託相談支援事業所における相談機能の充実	・ 障害のある人が、どこに相談をしても適切な支援が受けられるように、市と委託相談支援事業所「み～な」、「あけぼの」及び「プラザ」が連携し、有機的な総合的相談体制を確立します。 ・ 障害のある人が適切なサービスを効果的に利用できるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援機能の充実を図ります。 ・ 福祉サービスをうまく利用できない人や、難病のある人、高次脳機能障害・発達障害のある人に対し、積極的に相談支援を実施するとともに、サービス内容の周知を図ります。 ・ 委託相談支援事業所における相談支援従事者の育成・確保への支援を行います。
9. サービス等利用計画を作成する事業所の拡大【新規】	・ 事業者のサービス等利用計画作成への参入を促進し、すべての障害福祉サービス利用者に対し、計画が作成され、適切なサービスの利用ができるよう支援を推進します。
10. 相談支援専門員の育成・確保	・ 障害のある人がサービスを選択・決定・利用する際に、利用者の立場に立った適切な支援が行えるよう、社会福祉法人、NPO法人等と連携して指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の育成・確保に努めます。
11. 地域自立支援協議会の活用	・ 相談支援機能の向上のため、個別支援会議等で指摘された地域の課題を自立支援協議会を通じて共有し、課題解決に向けて協議します。

② 「すべての障害のある人」に向けた生活支援

事業名	内 容
12. 委託相談支援事業所を中心とした生活支援	・ 委託相談支援事業所が中心となって、利用者への総合的な相談内容に対応する関係機関と連携し、障害のある人の生活支援体制を確立します。

事業名	内 容
13. 切れ目のない支援体制 の構築	・ 関係機関との連携を強化することにより、委託相談支援事業所を中核とした幼少期からのライフステージを見通した支援を目指します。 ・ ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援を継続するため、自立支援協議会で検討されている「ちゅうファイル（支援ノート）」の活用を図ります。

③ ピアカウンセリングの充実

事業名	内 容
14. ピアカウンセリングの 充実	・ 委託相談支援事業所等で、自己の経験に基づき同じ悩みを持つ人に対して助言を行い、問題の解決を図るピアカウンセリングを実施するとともに、それに従事するピアカウンセラーの育成を支援します。

（3）権利擁護の推進

判断能力が不十分な人が安心して地域生活ができるように、府中市権利擁護センター事業を推進します。また、障害者虐待防止法の成立を受け、関係機関との連携を強化しながら、障害のある人に対する虐待の防止に努めます。

① 権利擁護事業の充実

事業名	内 容
15. 権利擁護事業の充実	・ 福祉サービスの適切な利用を支援する福祉サービス利用者総合支援事業や、判断能力が不十分な障害のある人に対して行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）及び成年後見制度の利用支援を行う府中市権利擁護センター事業を充実します。
16. 虐待の防止	・ 障害者虐待防止センター（市障害者福祉課）で障害者虐待に係る相談を行い、関係機関との連携を強化しながら、家庭や施設、職場での障害のある人に対する虐待の防止に努めます。

目標2 障害のある人の社会参加の推進

障害のある人一人ひとりが地域で自立した暮らしができるためには、社会参加への手段・機会の確保、就労への支援が重要です。

地域交流につながるイベント等を開催するとともに、地域活動・社会活動への参加を促進します。また、障害のある人一人ひとりのニーズに応じた学習機会の提供が行われるよう、学校教育を充実するとともに、生涯学習にも力を入れます。さらに、障害のある人一人ひとりの意思や能力に応じた選択ができるよう、就労への支援を行います。

（1）地域活動及び社会活動への参加促進

障害のある人の地域交流につながるイベント等を開催するとともに、地域活動・社会活動への参加の手段を整備します。また、本市で策定する各種計画の推進について障害のある人の参加を図ります。

① 地域交流の促進

事業名	内 容
17. 障害者（児）福祉啓発事業（WaiWaiフェスティバル） （地域生活支援事業）	・ 障害者週間（12月3日～12月9日）に合わせて障害について市民の理解と認識を一層深めるため、障害のある人となない人が同じ体験を通じてふれあう場を設けます。
18. その他の福祉啓発	・ 関係団体活動の交流の「場」の確保や、障害のある人と市民が交流を深めるため、府中市社会福祉協議会を始めとする各種団体のイベントを支援します。 ・ 障害や障害のある人に対する理解を深めるため、市民が参加できる研修会等を実施します。

② 外出時の支援の充実

事業名	内 容
19. 移動・移送サービスの充実 【新規】	・ 障害のある人の地域活動、社会活動への参加を促進するために移動・移送サービスの充実を図ります。

③ 障害のある人の参加による多様な計画の推進

事業名	内 容
20. 多様な計画の点検評価	・ 障害のある人が障害者計画を始めとして、障害者福祉に関連する多様な市の計画に関し、提言や点検・評価に参加する機会の確保に努めます。

（2）学習機会の拡大

障害のある人が選択の幅を狭めることなく、学習することができる環境の整備や機会の提供を行います。学校教育においては、各自の能力、特性等を十分に伸ばして成長し、発達していくために、個々の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行うとともに、周囲の理解を深めます。

① 教育相談の充実

事業名	内 容
21. 特別支援相談	・ 発達障害を含む障害のある児童・生徒のライフステージに応じた一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸ばすために、各種相談に応じるとともに、教育的支援を行います。
22. 障害への理解啓発活動	・ 教職員への意識啓発研修を充実するなど、教育現場における障害に対する理解と意識の向上を図ります。

② 学校教育の充実

事業名	内 容
23. 特別支援教育の充実	・ 保護者や関係機関との連携を図りながら、障害のある児童・生徒に対する特別支援教育を充実させます。
24. 障害の理解	・ すべての児童・生徒が、特別支援学級の児童・生徒との交流やボランティア活動、社会体験活動や副籍制度などを通して、障害に対する理解を深めます。
25. 通学時等の支援の検討 【新規】	・ 障害のある児童・生徒が学校等へ通う際の通学支援、通常の学級に通う生徒の授業中の対応等について検討します。

③ 生涯学習やスポーツの機会の充実

事業名	内 容
26. 生涯学習の場や機会の 充実	・ インターネットなどを通じた情報の取得や発信などができるよう、聴覚・視覚障害や肢体不自由など、障害に応じたパソコン講習会を実施します。 ・ 知的障害のある方が、地域でより有意義で充実した生活をするために、ボランティアとともに自立や表現の力を身につける活動などを学ぶ場として、成人を対象とした「あすなろ学級」のほか、児童・生徒を対象とした学習支援事業を実施します。 ・ 障害のある人が生涯学習センター等で実施している各種講座に参加しやすいように配慮に努めます。
27. スポーツに親しむ機会 の拡大	・ 障害のある人とボランティアや市民とのふれあいを通して、市民相互の理解を深めるとともに、健康増進を目的とした障害者軽スポーツ大会を開催します。 ・ 郷土の森総合プールを開放し、障害のある人が水に親しむ機会を提供するとともに、健康の増進を図ります ・ 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、障害者団体などに指導員を派遣します。

（3）就労への支援

一般就労を進めるために、関係機関との連携により一般就労への支援を充実するとともに、就労の定着化を図ります。また、就労支援事業の強化も行います。

また、作業所等の機能を強化して就労機会を確保するとともに、一般就労などへつなげていけるよう、就労支援事業を中心に、地域生活支援センター（委託相談支援事業所）と連携し、相談・支援体制を充実します。

① 一般就労への支援

事業名	内 容
28. 特別支援学校・ハローワークなどとの連携	・ 就労支援事業所等と特別支援学校・ハローワーク等が連携し、一般企業や公的機関などに対して雇用を要請するなど、障害のある人の雇用促進を図ります。
29. 就労支援事業を中心 とした就労支援体制	・ 府中市立心身障害者福祉センターきずな内にある「み～な」が実施する就労支援事業を中心として、就労に関する相談を行うことにより、一人ひとりの状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場での定着を支援します。 ・ 障害のある人に対する就労に関する情報の提供や就労支援事業の内容の広報に努めます。 ・ 精神障害に対応する就労支援相談体制を強化します。

事業名	内 容
30. ジョブコーチの活用	・ 障害のある人自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員などに対し、障害のある人の職場適応全般に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案するジョブコーチ（現場適応支援者）を、関係機関の協力の下に活用し、障害のある人の職場への適応及び定着を支援します。
31. 障害のある人を対象とする職員採用資格試験の実施	・ 市職員を採用する際に、障害のある人を対象とした職員採用資格試験を継続して実施します。
32. 障害のある人の職域の拡大	・ 障害のある人の能力に着目した職域の拡大を推進するとともに、一般企業や公的機関などとの連携を図り、障害のある人の雇用促進を図ります。

② 作業所などの就労機能の強化

事業名	内 容
33. 就労移行支援 （自立支援給付）	・ 一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。
34. 就労継続支援 （A型・B型） （自立支援給付）	・ 一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。
35. 作業所等経営 ネットワーク支援事業	・ 授産工賃の増加を目指し、作業所等において、共同して製品販路・受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワークの活動を推進します。
36. 作業所等への調達の拡大	・ 障害者優先調達推進法の趣旨に則して、作業所等への市からの委託業務等を拡大するとともに、市内にある公的機関や民間の事業所での発注の促進を図ります。

目標3 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。そのため、障害のある人の住まいの確保や日常生活の支援、保健・医療との連携、避難行動要支援者支援体制、防犯対策など、様々な施策の充実を行います。

（1）在宅サービスの充実

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの質と量の確保を行います。

また、本人や介護者の高齢化などにより、高齢者福祉サービス・介護保険サービスとの連携を行います。介護者への支援も充実し、利用者への適切な相談と併せて、個々の状況に応じたサービスの提供体制の整備を進めます。

① ホームヘルプサービスの充実

事業名	内 容
37. 居宅介護・重症訪問介護・ 同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援 （自立支援給付）	・ 身体介護や家事援助などの日常生活の支援が必要な障害のある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを提供します。
38. 移動支援事業 （地域生活支援事業）	・ 外出する際の支援が必要な障害のある人に、ガイドヘルプサービスを提供します。
39. 在宅の重度障害のある 人に向けた支援の充実 【新規】	・ 東京都の重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の実施を図ります。

② 日中活動の場の充実

事業名	内 容
40. 生活介護 （自立支援給付）	・ 常に介護を必要とする障害のある人に、介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
41. 自立訓練（機能訓練・生 活訓練・宿泊型） （自立支援給付）	・ 障害のある人が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の機会を提供します。

事業名	内 容
42. 就労移行支援 （自立支援給付） （再掲 33）	一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。
43. 就労継続支援 （A型・B型） （自立支援給付） （再掲 34）	一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。
44. 療養介護 （自立支援給付）	医療と常時介護を必要とする障害のある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う療養介護を給付し、日中活動を支援します。
45. 短期入所 （自立支援給付）	自宅で介護する人が病気の場合、家族と暮らしている人が自立を目指す場合、入院・入所中の人が地域生活を体験する場合など、短期間、夜間も含め、施設で介護等を提供します。
46. 日中一時支援事業 （地域生活支援事業）	障害のある人の在宅介護を支援するため、日帰りの短期入所等を実施します。
47. 心身障害者福祉センター の機能の充実	今後増加が見込まれるニーズに対応するため、心身障害者福祉センターの在り方を見直し、施設・機能の充実を図ります。
48. 未利用都有地等の有効活用	東京都の住宅施策・福祉施策等における施設整備・移転等に伴い生じる未利用都有地等を有効活用できるよう要請します。

③ 福祉機器の活用による自立支援の促進

事業名	内 容
49. 補装具の交付 （自立支援給付）	障害の状況に応じた適切な相談と併せ、身体機能の維持・向上を目的とする補装具を交付します。
50. 日常生活用具の給付 （地域生活支援事業）	障害の状況に応じた適切な相談と併せ、日常生活の利便性の向上を目的とする日常生活用具を給付します。
51. 中等度難聴児発達支援 事業 【新規】	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

④ 移動・移送サービスの充実

事業名	内 容
52. 自動車運転免許取得・ 改造助成事業 (地域生活支援事業)	・ 自動車運転免許の取得のために要する経費の一部や、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成して、障害のある人の生活圏の拡大と日常生活の利便性の向上を支援します。
53. 車いす福祉タクシー (地域生活支援事業)	・ 車いす福祉タクシーにより、車いす利用者などの移動を支援します。
54. 福祉タクシー (地域生活支援事業)	・ タクシー料金の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。
55. 自動車ガソリン等費用 の助成 (地域生活支援事業)	・ ガソリン等燃料費の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。
56. 福祉移送の支援	・ 障害のある人の移動を支援するため、交通事業者やNPO法人等と連携した福祉移送を支援します。
57. コミュニティバスの運行	・ 交通不便地域にコミュニティバスを運行し、障害のある人の移動を支援します。

⑤ 高齢者・介護保険サービスとの連携の強化

事業名	内 容
58. 高齢者・介護保険 サービスとの連携	・ ホームヘルパーの派遣など、同一世帯で利用する共通の高齢者サービスや介護保険サービスと共通するものについて、関係機関と十分に連携しながら、適切かつ効果的なサービスの提供を図ります。

⑥ 介護者への支援

事業名	内 容
59. 短期入所 (自立支援給付) (再掲 45)	・ 自宅で介護する人が病気の場合、家族と暮らしている人が自立を目指す場合、入院・入所中の人が地域生活を体験する場合など、短期間、夜間も含め、施設で介護等を提供します。
60. 日中一時支援事業 (地域生活支援事業) (再掲 46)	・ 障害のある人の在宅介護を支援するため、日帰りの短期入所等を実施します。

事業名	内 容
61. 緊急一時保護事業	・ 障害のある人の保護者や家族が病気や出産などで介護ができないとき、施設で保護し、在宅介護を支援します。 ・ 医療的ケアも含めた緊急一時保護について検討します。

（2）安心して住める環境づくり

障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するために、グループホームの整備、公営住宅の障害者入居枠の確保や民間賃貸住宅への入居支援を進めるとともに、地域生活支援拠点の整備を行います。

① 地域生活支援拠点の整備

事業名	内 容
62. 地域生活支援拠点の整備 【新規】	・ 障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を有した地域生活支援拠点を整備します。

② 地域での住まいの確保

事業名	内 容
63. 共同生活援助 （自立支援給付）	・ 障害のある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同して生活を送る居住の場であるグループホームの整備を図ります。 ・ 入院・入所中の方の地域移行のため、グループホームの体験利用を行います。
64. 施設入所支援 （自立支援給付）	・ 施設に入所する障害のある人に、夜間や休日、介護等を行い、支援します。
65. 公営住宅の障害のある人の優先入居	・ 一定の戸数を障害者枠として障害のある人のいる世帯向けに別枠で募集します。

③ 民間賃貸住宅への入居支援

事業名	内 容
66. 民間賃貸住宅あっ旋 事業	・ 住宅に困窮する障害のある人の世帯に対して、民間賃貸住宅をあっ旋し、入居を支援します。 ・ 入居の際、保証人となる親族がいない場合は、府中市社会福祉協議会が保証人となります。
67. 心身障害者住宅費の 助成	・ 民間の賃貸住宅を借りている障害のある人の世帯に対し、家賃助成を行い、民間賃貸住宅への入居を支援します。

④ 住宅の利便性の向上

事業名	内 容
68. 重度身体障害者（児） 住宅設備改善事業	・ 重度の身体障害者（児）の在宅生活を容易にするため、住宅設備改善費用を給付します。

⑤ 地域生活への移行と定着

事業名	内 容
69. 地域移行支援・ 地域定着支援 （自立支援給付） 【新規】	・ 施設に入所している人や精神科病院に入院している人に対し、地域活動に関する相談や住まいの確保などを行い、円滑な地域生活への移行を図ります。 ・ 支援が必要な方に対し、安定した地域生活への定着を図ります。

（３）保健・医療との連携促進

健康相談の実施や医療費助成の充実など、自ら行う健康づくりへの支援を充実します。

また、障害のある人の自立生活の実現のため、障害の早期把握に努めるとともに、障害の状況に応じた適切な療育・自立訓練体制を強化します。

① 健康づくりへの支援

事業名	内 容
70. 訪問支援	・ 疾患等を抱えている在宅の障害のある人に対し、医師の指示に基づき、看護師等が訪問して看護サービスを提供する訪問看護の充実を国・東京都へ要請します。 ・ かかりつけ歯科医のいない障害者、要介護者、摂食・嚥下機能に支障がある方等に、歯科医師会に委託して「かかりつけ歯科医」を紹介します。
71. 健康に関する知識の普及と相談	・ 各種の健康教育、健康相談を効果的に実施し、正しい知識の普及に努めます。 ・ 生活習慣病等の予防のために保健・医療・福祉が連携し、必要な指導と助言を行うとともに、心身の健康に関する個別相談を実施します。

② 障害の早期把握・早期対応

事業名	内 容
72. 母子保健事業による早期把握・対応	・ 健康診査を通じて、障害の早期把握に努めるとともに、経過観察や専門機関の紹介など、健全な児童の育成を支援します。
73. 民生委員・児童委員、保育士等との協力による障害の早期把握	・ 地区担当保健師を中心に、民生委員・児童委員、保育士などが、住民の健康状態や生活状態を把握し、療育・医療・教育機関との連携を図りながら、障害の早期把握や原因となる疾病の予防を進める体制を構築します。
74. 関係機関の連携による障害の早期対応	・ 障害の早期把握後の対応について、より適切な対応が図られるよう、関係機関の連携による多様な早期療育体制を構築します。 ・ 障害のある人及び難病のある人の地域生活を支援するために、福祉・保健・医療の連携を行い、障害及び難病の早期把握・早期対応に努めます。

③ 医療費助成の充実の要請

事業名	内 容
75. 自立支援医療・医療費 助成の充実	・ 十分な医療を受けられる機会の確保と経済的負担の軽減を目的とした自立支援医療・医療費助成の充実を国・東京都へ要請します。

（4）障害のある児童への支援

障害のある児童の持てる能力や可能性を最大限に引き出すために、各機関が連携を図りながら、障害の状況に応じて、幼少期からライフステージを見通した一貫した支援を目指します。幼少期は、療育体制の充実と障害児保育の実施、学童期は学校教育の充実と放課後対策を行います。

① 療育体制の充実

事業名	内 容
76. 児童発達支援 【新規】	・ 障害のある児童（療育の必要な児童）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の適切な療育を行い、健全な育成を支援します。 ・ 医療型児童発達支援では、上記とともに治療を提供します。
77. 児童発達支援センター の設置 【新規】	・ 児童が通所して、日常生活における基本的動作、必要な知識や技能、集団生活への適応のための訓練を行い、地域保育所等の訪問支援を行う児童発達支援センターの設置を図ります。
78. 切れ目のない支援体制 の構築 (再掲 13)	・ 関係機関との連携を強化することにより、委託相談支援事業所を中核とした幼少期からのライフステージを見通した支援を目指します。 ・ ライフステージが変化しても切れ目のない支援を継続するため、自立支援協議会で検討されている「ちゅうファイル（支援ノート）」の活用を図ります。
79. 家族等への支援	・ 関係機関によるきめ細やかな情報提供と相談の充実により、療育が必要な子どもの家族を支援します。 ・ 療育が必要な子どもやその家族、保育所等の職員に対し、施設への訪問支援を行います。

② 保育サービスの充実

事業名	内 容
80. 障害児保育	・ 障害のある子どもを持つ親のニーズに応えるため、民間保育園の新設時などに合わせて障害児入所定員枠を拡大します。

③ 学校教育の充実

事業名	内 容
81. 特別支援教育の充実 （再掲 23）	・ 保護者や関係機関との連携を図りながら、障害のある児童・生徒に対する特別支援教育を充実させます。
82. 障害の理解 （再掲 24）	・ 特別支援学級の児童・生徒との交流やボランティア活動、社会体験活動や副籍制度などを通して、児童・生徒すべてが障害に対する理解を深めます。
83. 通学時等の支援の検討 【新規】（再掲 25）	・ 障害のある児童・生徒が学校等へ通う際の通学支援、通常の学級に通う生徒の授業中の対応等について検討します。

④ 放課後対策

事業名	内 容
84. 放課後児童健全育成 事業（学童クラブ）	・ 放課後に親が不在である小学生を対象に、すべての学童クラブで障害児の受け入れを実施します。
85. 放課後等デイサービス 【新規】	・ 学齢期の児童を対象に、生活能力を伸ばす訓練や社会との交流を促進する活動を放課後や休日に行います。

（５）経済的支援体制の強化

自立した生活を送るためには経済的な面での安定が不可欠ですが、福祉的就労のみでは生活を支えることが難しいのが現状です。そのため、生活保障としての年金や手当などが適切に支給されるような体制を整備します。

① 年金や手当などの充実

事業名	内 容
86. 年金や手当などの充実	・ 障害のある人の生活を保障する年金制度について、日本年金機構と連携し、正確な情報提供を行います。 ・ 障害のある人に手当を支給するとともに、精神障害のある人への拡大を国・東京都へ要請します。 ・ 難病のある人への手当を支給するとともに、支給対象について検討します。

（6）災害時の支援体制の構築と避難所の検討

災害時にも障害のある人の安心・安全が確保できるように、具体的支援も含めて避難行動要支援者の支援体制を構築します。また、障害のある人の避難所に対する不安を解消するために、福祉避難所の確保と在り方の検討を行います。

① 避難行動要支援者支援

事業名	内 容
87. 避難行動要支援者支援体制の整備	・ 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な方を把握するため、名簿を作成し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します。 ・ 平常時から避難行動要支援者と接している地域住民、関係者や医療機関と連携を図りながら、地域での支援ネットワークを構築し、情報伝達、具体的支援も含めて避難行動要支援者の支援体制を構築します。 ・ 発災時における事業活動の継続と被害の最小化を図るため、事業所の事業継続計画（BCP）策定を支援します。

② 福祉避難所の確保

事業名	内 容
88. 福祉避難所の確保と在り方の検討 【新規】	・ 障害福祉サービス事業所との連携も含めて、福祉避難所の確保に努めます。 ・ 障害者福祉団体等の協力の下、各障害に対応した避難所の検討を行います。

（7）防犯対策

障害のある人が犯罪の被害に遭わないように、防犯に関する情報提供等を行います。

① 防犯に関する情報提供

事業名	内 容
89. 緊急情報の配信 【新規】	・ メール配信サービスにて、犯罪発生や危険地域などの緊急情報を配信します。

目標4 支え合う仕組みづくりの促進

すべての市民が地域の一員としていきいきと暮らすためには、障害のある人、市民、NPO・ボランティア団体、行政、関係機関などが協働し、それぞれが役割を分担しながら相互に支え合い、地域での問題を解決していくことが求められています。

地域での支え合う仕組みづくりを促進するとともに、その核となる人材育成に取り組みます。

（1）地域の協働による支え合い体制

障害のある人や家族・介護者の高齢化、障害の重度化・重複化に伴い、必要とする支援内容も多様化しています。このため、必要に応じて複数のフォーマル・インフォーマルな支援が連携・協働して支援を行う必要があります。

各機関・施設・団体のネットワーク化を図り、地域の協働による支え合い体制の構築を目指します。

① 機関・施設・団体間の連携支援

事業名	内 容
90. 関係機関・施設・団体間のネットワークの構築	・ 複数の機関の連携による効果的な支援を行うため、市・関係機関・施設・団体間のネットワークを構築します。

② 団体・機関のネットワーク化

事業名	内 容
91. 団体・機関のネットワークの構築	・ 自立支援協議会を運営し、障害のある人や家族、支援団体、社会福祉法人などと行政が共に福祉施策の在り方などについて考え、相互に支援・交流を図ることができるようネットワークを構築します。

③ 地域での交流・活動の促進

事業名	内 容
92. ボランティアなどによる地域サービスへの支援	・ 障害のある人の地域交流・日中活動を促進するため、ボランティアなど、地域活動グループへの支援を拡充します。

④ 障害者施設の地域への開放

事業名	内 容
93. 施設と地域活動との連携	・ 障害者施設が地域活動へ積極的に参加することにより、市民の障害に対する理解を深めるとともに、施設を地域に開放するなど、地域における社会資源としての活用を促進します。

（２）地域の福祉人材の確保

支え合う仕組みづくりを促進するためには、活動を支える人材の確保が不可欠です。そのため、福祉分野で活躍してきた人材の登録、ボランティアの育成を図るなど、地域の福祉人材の確保に努めます。

① 地域の人材などの活用

事業名	内 容
94. 多様な人材の育成・確保	・ 府中市社会福祉協議会の「夢バンク」を始め、退職者や子育て経験者などの多様な経験や知識・技術を社会的財産（社会資源）として、その効果的な活用を図ります。
95. 障害のある人の技能等の活用	・ 芸術、文化、スポーツ等の分野で優れた知識、経験、技能等のある障害のある人を各種講座の講師として活用します。

② ボランティアの育成

事業名	内 容
96. ボランティアの育成	・ 府中ボランティアセンターを中心に、障害のある人を支援するボランティアの育成に努めます。 ・ 学校教育などの場でボランティア活動について学ぶ機会を提供し、地域住民によるボランティア活動の広がりを促進します。

（３）障害者福祉団体の活動支援及び協働

当事者団体や家族会等の自主活動は、障害のある人・家族同士の交流を活性化し、解決できなかった悩みや迷いを互いに解消する機会となります。自主活動を支援するとともに、協働体制の構築について検討します。

① 自主活動への支援

事業名	内 容
97. 自主グループ活動への支援	・ ピアカウンセラーや地域福祉専門員等の人材を派遣し、障害のある人が行う自主グループ活動への支援を行います。

事業名	内 容
98. 当事者団体・家族会の活動への支援、協働	・ 当事者や家族が相互に情報交換を行い、地域福祉に貢献できるよう、当事者団体や家族会の主体的な活動を支援します。 ・ 当事者団体・家族会と市が協働で事業を実施するとともに、施策についての提案を行う等の協働の体制を整備します。

（４）障害福祉サービス事業所への支援

障害福祉サービス事業所は、人材面に関する不安などサービスを実施する上での様々な課題を抱えています。その課題の解消に向けて、事業者主体の連絡会の設置、サービス提供に携わる事業所・人材の育成を行います。

① ネットワークの構築

事業名	内 容
99. 事業者主体の連絡会の設置支援 【新規】	・ 事業者間で課題を共有するとともに、市から事業者への情報提供・指導を行うことで市内事業者のサービスの質の平準化を目指します。

② サービス提供に携わる事業所・人材の育成

事業名	内 容
100. サービス提供に携わる事業所の育成	・ 地域で活動している様々な団体やNPO法人等を障害福祉サービス提供事業所として育成するなど、サービス提供事業所の育成を図ります。
101. サービス提供に携わる人材の育成	・ 高齢者や児童などの各種福祉分野に携わる人材等に対し障害分野の理解を深める研修を実施するとともに、移動支援・意思疎通支援など幅広い支援を行う人材の育成を図ります。

目標5 協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進

障害のある人もない人も個人として尊重される地域社会を実現するためには、すべての市民がノーマライゼーションの理念を理解し、協働・連携しながら、誰もが対等なパートナーとして福祉のまちづくりに参加できるような体制を整えていく必要があります。

（1）市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

障害のある人に対する理解はまだ十分とは言えず、地域社会の一員としてお互いに理解し、尊重し、支え合う地域社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

① ノーマライゼーションの理念の普及

事業名	内 容
102. 障害者（児）福祉啓発事業（Wa iWa iフェスティバル） （地域生活支援事業） （再掲 17）	・ 障害者週間（12月3日～12月9日）に合わせて、障害について市民の理解と認識を一層深めるため、障害のある人となない人が同じ体験を通じてふれあう場を設けます。
103. 障害者軽スポーツ大会	・ 障害のある人とボランティアや市民とのふれあいを通して、市民相互の理解を深めるとともに、健康増進を目的とした障害者軽スポーツ大会を開催します。
104. その他の福祉啓発 （再掲 18）	・ 関係活動団体の交流の「場」の確保や、障害のある人と市民が交流を深めるため、府中市社会福祉協議会を始めとする各種団体のイベントを支援します。 ・ 障害や障害のある人に対する理解を深めるため、市民が参加できる研修会等を実施します。

② 障害のある人への理解・啓発事業の充実

事業名	内 容
105. 障害のある人への理解・啓発事業	・ 障害に関する認識と障害のある人に対する理解を深めるため、福祉まつりなど様々な機会を利用して、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。
106. 「障害のある人」の表記方法の検討	・ 市の発行物等の中で「障害者」・「障害のある人」と表記する際には「障がい」を用いるなど、表記方法について検討します。

（２）バリアフリーの推進

府中市交通バリアフリー基本構想及び事業計画に基づき、移動に関するバリアフリーを推進するなど、障害のある人の行動範囲の拡大を図ります。

① 移動のバリアフリー化の推進

事業名	内 容
107. 移動ルートの整備促進	・ 市民が日常利用する歩道、散歩道、買い物ルートに当たる通路等をバリアフリー化すべき道路として重点的に整備し、移動ルートを確保します。
108. バリアフリー情報の提供	・ ホームページなどで、公共施設、鉄道駅、公園についてバリアフリーの整備状況について情報提供します。
109. 交通事業者との連携強化	・ 障害のある人など移動の困難な方の利便性を向上するため、駅舎や駅構内、バス停、駅前広場などの整備について、交通事業者との連携を強化します。

② だれでもトイレの整備拡充

事業名	内 容
110. だれでもトイレの整備拡充	・ 高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、だれでもトイレの整備を拡充します。

③ 福祉のまちづくり条例の取組の推進

事業名	内 容
111. 「府中市福祉のまちづくり条例」の推進 【新規】	・ 「府中市福祉のまちづくり条例」に則し、障害のある方が円滑に利用できるようにするための整備を推進します。

第5章 障害福祉計画（第4期）

第5章 障害福祉計画（第4期）

1 障害者総合支援法のポイント

（1）障害者総合支援法のねらい

従来の障害者自立支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業やその他の必要な支援を総合的に行うことを目的として、平成24年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められました。障害者総合支援法は、平成25年4月（一部・平成26年4月）から施行されています。また、これに合わせて、児童福祉法も一部改正されました。

障害者総合支援法の概要は次のとおりです。

① 基本理念

共生社会を実現するため、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として掲げています。

② 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加えています。

③ 障害支援区分の創設

従来の「障害程度区分」を、障害の多様な特性やその他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めました。

※ 障害支援区分の認定に当たっては、知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行っています。

④ 障害者に対する支援

- ・ 重度訪問介護の対象拡大
- ・ 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ・ 地域移行支援の対象拡大
- ・ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

⑤ サービス基盤の計画的整備

- ・ 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事

業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定

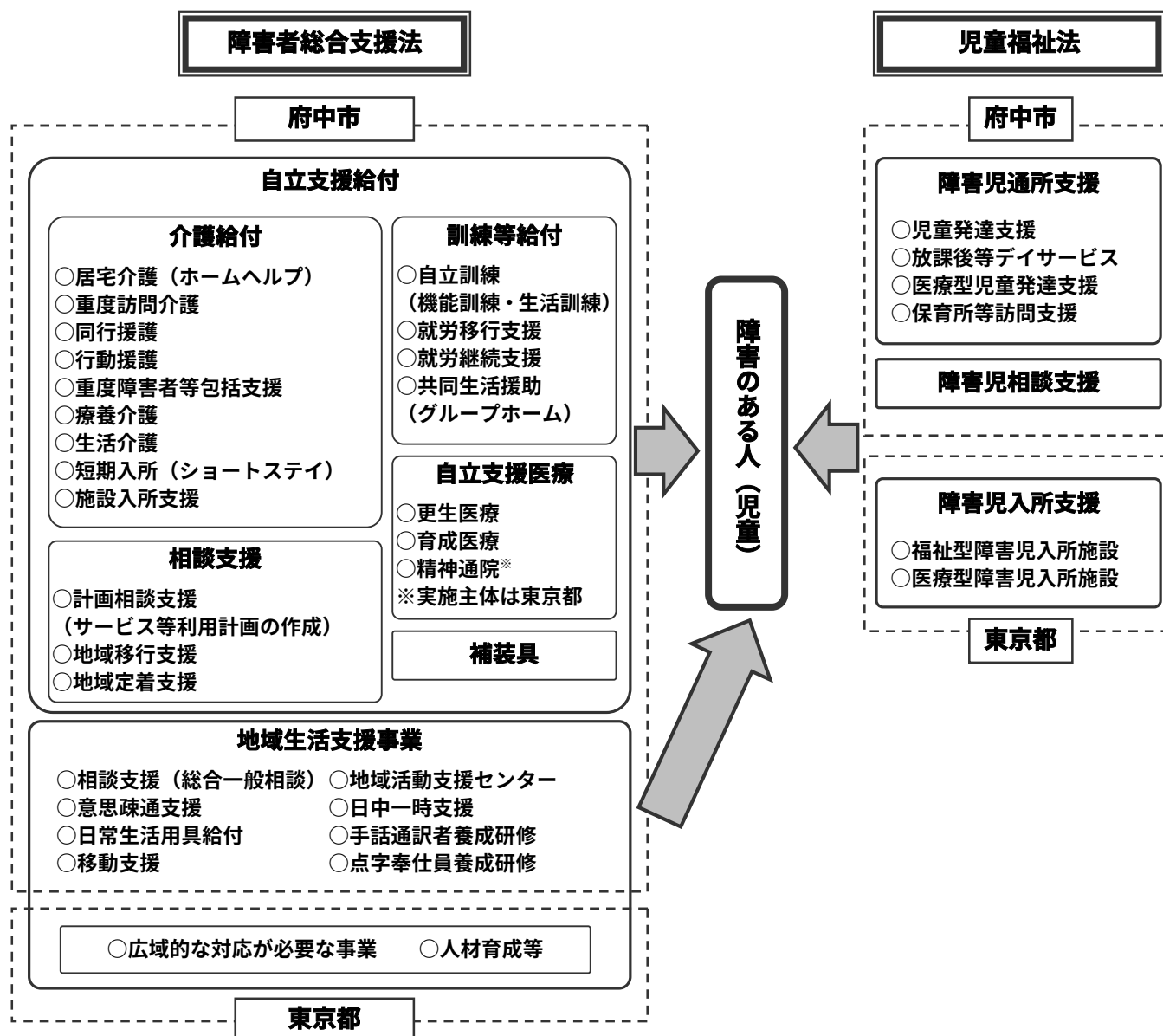
- ・基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ・市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ・自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

（２）サービスの仕組みとその内容

① サービスの全体像

障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービスの全体像は次のとおりです。

図表 27 障害者総合支援法、児童福祉法におけるサービスの全体像



② サービスの内容

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市が提供するサービスの内容は次のとおりです。

◇自立支援給付（障害福祉サービス）

訪問系サービス（主として自宅において提供される支援サービス）	
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
日中活動系サービス（施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス）	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
自立訓練 （機能訓練）	身体障害のある人に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 （生活訓練）	知的障害・精神障害のある人に、一定期間日常生活能力向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 （A型）	一般企業等での就労が困難な人に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 （B型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護などを提供するサービス
居住系サービス（施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス）	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護その他必要な支援を提供するサービス
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談その他日常生活に必要な支援を提供するサービス

相談支援サービス	
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を指し、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するために活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況にて生活する障害者につき、当該障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対し、相談その他の便宜を供与するサービス

◇地域生活支援事業

地域生活支援事業 （地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業）	
相談支援事業	総合的な相談、情報提供や権利擁護のための支援などを行う事業
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置等を行う事業
日常生活用具給付事業	補装具以外の機器で、日常生活を便利又は容易にするものの給付等を行う事業
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業
手話通訳者養成研修事業	手話通訳者を要請するための講習会を行う事業
点字奉仕員養成研修事業	点字奉仕員を要請するための講習会を行う事業

◇障害のある児童に向けたサービス

障害児通所支援（障害のある児童が施設で利用するサービス）	
児童発達支援	障害のある児童（療育の必要な児童）に日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うサービス ※ 医療型児童発達支援では上記とともに治療を提供
放課後等デイサービス	就学児に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを提供するサービス
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービス
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等のサービス

2 成果目標

「府中市障害福祉計画（第4期）」では、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活への移行、地域生活支援及び就労支援に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標

平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を平成29年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

施設入所者数を平成25年度末時点から平成29年度末までに4%以上削減することを目指します。

項 目	数 値	考え方
平成25年度末の入所者数（A）	139人	平成26年3月31日の数
【目標値】 地域生活移行（B）	17人 (12.2%)	(A)のうち、平成29年度末までに地域生活に移行する人の目標数
新たな施設入所者（C）	8人	平成29年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成29年度末の入所者数（D）	130人	平成29年度末の利用人員見込み (A-B+C)
【目標値】 入所者削減見込み	△9人 (△6.5%)	差引減少見込数 (A-D)

（2）地域生活支援拠点等の整備に関する目標

障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を1か所以上整備することを目指します。

項 目	数 値	考え方
平成25年度末の整備数	0か所	平成26年3月31日の数
【目標値】 平成29年度末の整備数	1か所	平成30年3月31日の数

（３）福祉施設等から一般就労への移行に関する目標

① 福祉施設から一般就労への移行者数

平成29年度の福祉施設等から一般就労への移行実績を平成24年度の2倍以上にすることを目指します。

項 目	数 値	考え方
平成24年度の年間一般就労者数	14人	平成24年度において就労移行支援事業等※を利用し、一般就労した人の数
【目標値】 平成29年度の年間一般就労者数	28人	平成29年度において就労移行支援事業等※を利用し、一般就労する人の数

※ 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）のことをいいます。

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末までに就労移行支援事業利用者数を平成25年度末時点から60%以上増加することを目指します。

項 目	数 値	考え方
平成25年度末の利用者数（A）	50人	平成26年3月31日時点の数
【目標値】 利用者数（B）	80人	平成29年度末までの利用者数の目標
利用者数の増加見込み	30人 (60.0%)	B - A

③ 就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合

平成29年度において、市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所を全体の50%以上とすることを目指します。

項 目	数 値	考え方
平成25年度末の就労移行率が30%以上の事業所の割合	66.7% (4/6事業所)	平成26年3月31日時点の市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所
【目標値】 平成29年度末の就労移行率が30%以上の事業所の割合	80%以上	平成30年3月31日時点の市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所

3 サービスの見込量と見込量確保のための方策

（1）訪問系サービス

① 見込量

実績を見ると、平成24年度は34,855時間でしたが、平成26年度は37,691時間と2,836時間伸びています。しかし、いずれも計画比を下回っています。

平成27年度以降は、各年度に実績の伸びが継続すると見込みます。

（時間、人／月）

項目		単位	区分	第3期			第4期		
				平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	サービス量	時間	計画	38,250	40,375	42,500	40,500	42,000	43,500
			実績	34,855	37,554	37,691			
		%	計画比	91.1	93.0	88.7			
	実利用者数	人	計画	450	475	500	500	515	530
			実績	460	474	465			
		%	計画比	102.2	99.8	93.0			

※ 平成26年度欄は、5月時点の月当たり実績

② 見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会の設置を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

（２）日中活動系サービス

① 見込量

生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）及び療養介護は、おおむね計画どおりか計画を上回る実績で推移しています。平成 27 年度以降も各年度に実績の伸びが継続すると見込みます。

自立訓練（機能訓練）は、市内に事業者もなく利用者数が少ないこともあり、年度により実績が上下しています。平成 27 年度以降は実績から一定の値を見込みます。

就労移行支援及び短期入所は、実績が計画値を下回っていますが、平成 25 年度から 26 年度（見込み）は増加傾向にあるため、平成 27 年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

（人日、人／月）

項目		単位	区分	第3期			第4期		
				平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	サービス量	人日	計画	8,440	8,785	9,130	9,500	9,750	10,000
			実績	8,647	8,678	9,151			
		%	計画比	102.5	98.8	100.2			
	実利用者数	人	計画	480	500	520	520	535	550
			実績	520	478	502			
		%	計画比	108.3	95.6	96.5			
自立訓練 （機能訓練）	サービス量	人日	計画	15	15	15	25	25	25
			実績	11	38	21			
		%	計画比	73.3	253.3	140.0			
	実利用者数	人	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	2	3	1			
		%	計画比	200.0	300.0	100.0			

※ 平成 26 年度欄は、5 月時点の月当たり実績

（人日、人／月）

項目		単位	区分	第3期			第4期		
				平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
自立訓練 （生活訓練）	サービス量	人日	計画	90	102	115	170	185	200
			実績	127	191	155			
			% 計画比	141.1	187.3	134.8			
	実利用者数	人	計画	7	8	9	17	19	21
			実績	20	18	16			
			% 計画比	285.7	225.0	177.8			
就労移行支援	サービス量	人日	計画	1,030	1,070	1,110	1,100	1,180	1,260
			実績	903	897	1,057			
			% 計画比	87.7	83.8	95.2			
	実利用者数	人	計画	71	74	77	70	75	80
			実績	107	54	67			
			% 計画比	150.7	73.0	87.0			
就労継続支援 （A型）	サービス量	人日	計画	276	294	313	610	730	850
			実績	240	405	498			
			% 計画比	87.0	137.8	159.1			
	実利用者数	人	計画	15	16	17	30	35	40
			実績	16	21	25			
			% 計画比	106.7	131.3	147.1			
就労継続支援 （B型）	サービス量	人日	計画	3,940	4,080	4,210	5,300	5,700	6,100
			実績	4,161	4,660	4,981			
			% 計画比	105.6	114.2	118.3			
	実利用者数	人	計画	290	300	310	385	400	415
			実績	417	336	361			
			% 計画比	143.8	112.0	116.5			
療養介護	実利用者数	人	計画	29	29	29	34	35	36
			実績	31	31	33			
			% 計画比	106.9	106.9	113.8			

※ 平成26年度欄は、5月時点の月当たり実績

（人日、人／月）

項目		単位	区分	第3期			第4期		
				平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
短期入所	サービス量	人日	計画	640	695	750	625	640	655
			実績	560	503	607			
		%	計画比	87.5	72.4	80.9			
	実利用者数	人	計画	220	240	260	139	143	147
			実績	126	124	131			
		%	計画比	57.3	51.7	50.4			
短期入所 （福祉型）	サービス量	人日	計画	—	—	—	490	500	510
	実利用者数	人	計画	—	—	—	120	123	126
短期入所 （医療型）	サービス量	人日	計画	—	—	—	135	140	145
	実利用者数	人	計画	—	—	—	19	20	21

※ 平成26年度欄は、5月時点の月当たり実績

※ 第4期計画から「短期入所」は、福祉型と医療型を分けて記載。第4期計画の「短期入所」欄には福祉型と医療型の合計数を記載。

② 見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、事業所の誘致のための情報提供を行うとともに、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会の設置を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

（３）居住系サービス

① 見込量

施設入所支援は、実績を見ると、おおむね計画どおり推移しています。平成 27 年度以降も引き続き入所者の地域移行促進に努め、減少傾向が継続すると見込みます。

グループホームは、実績を見ると、増加傾向でありおおむね計画どおり推移しています。平成 27 年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

（人／月）

サービス名	単位	区分	第3期			第4期		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	人	計画	138	136	134	136	133	130
		実績	147 (157)	139	137			
	%	計画比	106.5 (113.8)	102.2	102.2			
グループホーム	人	計画	120	125	130	135	140	145
		実績	123	126	134			
	%	計画比	102.5	100.8	103.1			

※ カッコ内の数値は、旧体系サービス利用者を含んだ数値です。

※ 平成 26 年度欄は、5 月時点の月当たり実績

② 見込量確保のための方策

施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保します。

グループホームについては、増加傾向にある見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入や新規開設を促し、整備を図ります。また、障害のある人が地域のグループホームで生活することへの市民の理解を深める普及啓発活動を図ることに努めます。

（４）相談支援サービス

① 見込量

計画相談支援は、実績を見ると、サービス量は増加傾向にあり、平成 27 年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

地域移行支援は、実績が計画値を下回っていますが、平成 27 年度以降も引き続き地域移行の促進に努めることから、伸びていくと見込みます。

地域定着支援は、実績が増加傾向にあり、平成 25 年度、26 年度（見込み）は計画値を上回っています。平成 27 年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

（人／月）

サービス名	単位	区分	第3期			第4期		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人	計画	40	75	110	250	265	280
		実績	18	59	90			
	%	計画比	43.8	78.8	81.8			
地域移行支援	人	計画	6(3)	6(3)	7(4)	5	6	7
		実績	3(2)	3(3)	4(4)			
	%	計画比	50.0 (66.7)	50.0 (100.0)	57.1 (100.0)			
地域定着支援	人	計画	6(1)	6(1)	7(2)	11	13	15
		実績	3(1)	6(4)	9(8)			
	%	計画比	50.0 (100.0)	100.0 (400.0)	128.6 (400.0)			

※ カッコ内の数値は、精神障害者に係る数値です。

※ 平成 26 年度欄は、5 月時点の月当たり実績

② 見込量確保のための方策

増加傾向にある計画相談支援の見込量を確保するため、事業所の参入を促進し、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

（５）地域生活支援事業

① 見込量

相談支援事業、地域活動支援センター及び点字奉仕員養成研修事業は、おおむね計画どおり推移しており、平成 27 年度以降も継続して見込みます。

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業及び移動支援事業は、計画を下回っているものの実績は増加傾向にあります。地域生活には欠かせないサービスであるため、今後も増加傾向が続くものとして見込みます。

手話通訳者養成研修事業は、年度により実績が上下していますが、平成 27 年度以降も継続して見込みます。

（か所、人、件、時間、回／年）

項目	単位	区分	第3期			第4期		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 相談支援事業								
①相談支援事業								
ア 障害者相談 支援事業	か所	計画	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3			
イ 地域自立支援 協議会	か所	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
②基幹相談支援 センター等機能 強化事業		計画	無	無	無	無	無	無
		実績	無	無	無			
③住宅入居等支援 事業		計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
④成年後見制度利 用支援事業		計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			

（か所、人、件、時間、回／年）

項目	単位	区分	第3期			第4期			
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
(2) 意思疎通支援事業									
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業									
実利用者数	人	計画	50	52	54	56	58	60	
		実績	52	47	54				
		% 計画比	104.0	90.4	100.0				
	派遣人数	人	計画	540	560	580	480	485	490
			実績	517	448	438			
			% 計画比	95.7	80.0	75.5			
②手話通訳者設置 事業	人	計画	1	1	1	1	1	1	
		実績	1	1	1				
		% 計画比	100.0	100.0	100.0				
(3) 日常生活用具給付 等事業	件	計画	3,748	3,877	4,006	4,029	4,247	4,465	
		実績	3,617	3,882	3,700				
		% 計画比	96.5	100.1	92.4				
①介護・訓練支援 用具	件	計画	42	51	60	30	32	34	
		実績	30	21	30				
		% 計画比	71.4	41.2	50.0				
②自立生活支援用具	件	計画	63	66	69	70	75	80	
		実績	73	61	84				
		% 計画比	115.9	92.4	121.7				
③在宅療養等支援 用具	件	計画	74	82	90	62	68	74	
		実績	59	55	72				
		% 計画比	79.7	67.1	80.0				
④情報・意思疎通 支援用具	件	計画	57	63	69	55	59	63	
		実績	51	53	60				
		% 計画比	89.5	84.1	87.0				
⑤排せつ管理支援 用具	件	計画	3,500	3,600	3,700	3,800	4,000	4,200	
		実績	3,389	3,684	3,443				
		% 計画比	96.8	102.3	93.1				
⑥居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	件	計画	12	15	18	12	13	14	
		実績	15	8	11				
		% 計画比	125.0	53.3	61.1				

※ 平成26年度欄は、5月時点の実績に基づく推計

（か所、人、件、時間、回／年）

項目	単位	区分	第3期			第4期		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
(4) 移動支援事業								
実利用者数	人	計画	377	405	433	430	465	500
		実績	315	370	330			
	%	計画比	83.6	91.4	76.2			
支給決定者数	人	計画	509	549	589	600	630	660
		実績	464	523	522			
	%	計画比	91.2	95.3	88.6			
延べ利用時間数	時間	計画	49,100	55,500	61,900	52,000	56,700	61,400
		実績	36,458	43,690	45,846			
	%	計画比	74.3	78.7	74.1			
(5) 地域活動支援センター								
実施か所数	か所	計画	4	4	4	4	4	4
		実績	4	4	4			
	%	計画比	100.0	100.0	100.0			
実利用者数	人	計画	1,015	1,055	1,097	1,120	1,150	1,180
		実績	1,014	1,024	1,062			
	%	計画比	99.9	97.1	96.8			
(6) 日中一時支援								
実利用者数	人	計画	—	—	—	87	90	93
		実績	80	89	84			
延べ利用回数	回	計画	—	—	—			
		実績	2,140	2,133	2,166			

※ 平成26年度欄は、5月時点の実績に基づく推計

※ （6）日中一時支援は、第4期計画から新たに見込んだ項目であるため、第3期計画の数値は空欄となっています。

（か所、人、件、時間、回／年）

項目	単位	区分	第3期			第4期		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(6) 手話通訳者養成研修事業								
手話通訳者認定試験 合格者数	人	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	1	0	2			
	%	計画比	50.0	0.0	100.0			
(7) 点字奉仕員養成研修事業								
点字講習会（中級） 修了者数	人	計画	12	12	12	12	12	12
		実績	12	10	11			
	%	計画比	100.0	83.3	91.7			

※ 平成26年度欄は、5月時点の実績に基づく推計

※ （6）における平成26年度欄は、認定試験の実施が年度末であることから、計画値を計上しています。

② 見込量確保のための方策

相談支援事業及び地域活動支援センターについては、現在の実施か所数を維持します。
また、関係機関と連携しながら、機能の充実を図ります。

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業及び移動支援事業については、増加傾向にある見込量を確保するため、提供体制を確保します。

手話通訳者養成研修事業及び点字奉仕員養成研修事業は、引き続き実施し、人材の育成に努めます。

（6）障害のある児童に向けたサービス

① 見込量

障害のある児童に向けたサービスはサービス体系の変更に伴い、第4期計画から新たに見込んだ数値です。児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援は、実績を見ると増加傾向にあるため、平成27年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

医療型児童発達支援は、年度により実績が上下しているため、平成27年度以降は3年間の実績の平均程度を見込みます。

（人／月）

項目		単位	区分	第3期			第4期		
				平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童発達支援	サービス量	人日	計画	—	—	—	950	1,030	1,110
			実績	517	641	678			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	80	87	94
			実績	44	65	57			
放課後等 デイサービス	サービス量	人日	計画	—	—	—	1,900	2,280	2,660
			実績	554	1,122	1,311			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	280	335	390
			実績	86	157	194			
医療型 児童発達支援	サービス量	人日	計画	—	—	—	145	145	145
			実績	178	125	128			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	20	20	20
			実績	24	23	13			
障害児 相談支援	サービス量	人	計画	—	—	—	40	45	50
			実績	0	1	7			

※ 平成26年度欄は、5月時点の月当たり実績

※ 第4期計画から新たに見込んだ項目であるため、第3期計画の計画欄は空欄となっています。

② 見込量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会の設置を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

障害児相談支援については、増加傾向にある見込量を確保するため、事業者の参入を促進します。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 評価、点検、推進における組織

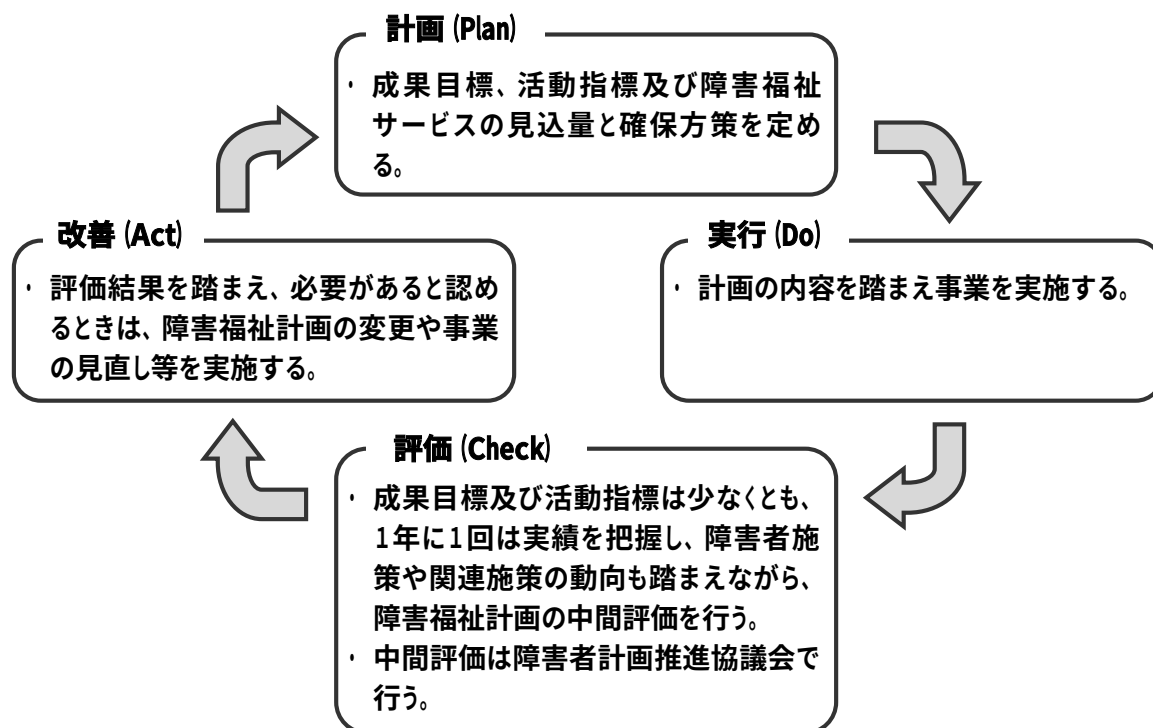
（1）障害者計画推進協議会

障害者計画・障害福祉計画の適正な推進を図るためには、当事者が主体的に参加し、推進状況をチェックする機関が必要です。計画の推進については、当事者が参加した府中市障害者計画推進協議会で評価及び点検します。

府中市障害者計画推進協議会の運営に当たっては、自立支援協議会の正副会長が委員として参加するほか、府中市障害者計画推進協議会が特定の議題について自立支援協議会に意見を求めるなど、連携を図ります。

なお、計画の進捗に当たっては PDCA サイクルを導入し、障害者計画推進協議会の協議において、障害者計画の事業の進捗状況、障害福祉計画の成果目標、その活動指標となる見込量について、1年に1回は実績を報告することで評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

図表 28 PDCAサイクルの図



（2）地域自立支援協議会

自立支援協議会は、障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、市が設置したものです。

この協議会は、個別支援会議等から見えてくる地域の課題を共有することで、相談支援機能の向上を図るとともに、関係機関・施設・団体間のネットワークを構築し、幼少期からのライフステージを見通した支援体制の構築や障害のある人への虐待防止などの課題に取り組みます。

2 協働・ネットワーク

（1）当事者、家族及び支援者のネットワーク

当事者、家族及び支援者のネットワークをより充実するための支援を行うとともに、当事者の主体的でより協調した活動を期待し、障害種別ごとに活動しているすべての障害者福祉団体が連携できるように、積極的に支援します。

同時に、地域福祉の主要な担い手として活動している社会福祉法人、NPO・ボランティア団体、民間福祉団体など様々な活動主体に対しても、ネットワークが充実するよう、活動支援を行います。

また、保健・医療・福祉従事者やボランティアの育成及び確保に努めるとともに、市民の参加の促進を図ります。

3 庁内体制の整備

障害のある人を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化しています。そのため、それらの課題を解決するためには総合的な対応が求められます。

本市では計画を推進するに当たり、障害者福祉関連の部署だけでなく、他の関連部署とも横断的な連携が取れるように、体制を整備します。

4 国・都への要望

本市では、これまでも市長会を通じて、国や東京都に対する働きかけを行ってきました。

今後も引き続き、福祉の円滑な推進に向けて、市長会を通じて、国や東京都に対する積極的な提言及び働きかけを行います。

資料編

1 本市の地域資源



エリア	地域	面積
第一地区	多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台（1～3丁目）、若松町、浅間町、緑町	6.85k m ²
第二地区	白糸台（4～6丁目）、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政	6.00k m ²
第三地区	天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町	4.02k m ²
第四地区	宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、宮西町、片町	3.61k m ²
第五地区	日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町（1～2丁目）、本宿町（3～4丁目）、西府町（3～4丁目）、東芝町	3.35k m ²
第六地区	美好町（3丁目）、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町（1～2丁目）、西府町（1～2、5丁目）	5.51k m ²

第一地区

人口・世帯等		
面積		6.85km ²
地域		多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台（1～3丁目）、若松町、浅間町、緑町
世帯		25,181世帯 21.3%
人口		53,617人 21.2%
3区分人口	0～14歳	7,603人 14.2%
	15～64歳	36,619人 68.3%
	65歳以上	9,395人 17.5%
	75歳以上（再掲）	4,402人 8.2%
要介護認定者数	要支援1	208人
	要支援2	201人
	要介護1	344人
	要介護2	304人
	要介護3	223人
	要介護4	174人
	要介護5	179人
障害者数	身体障害	1,422人
	知的障害	388人
	精神障害	265人
一人暮らし高齢者世帯		3,065世帯
認知症高齢者（自立方Ⅱ以上）		848人
自治会数		48
民生委員・児童委員※各地区の定足数。主任児童委員含む		32人
老人クラブ数		12
児童育成手当受給者		438人
就学援助認定者		442人
生活保護受給世帯※施設入所等除く		538世帯

【人口・世帯等の基準日】

平成26年1月1日現在。

ただし、以下の項目を除く。

障害者数：平成26年3月31日現在

自治会数：平成26年3月現在

生活保護（世帯）：平成25年12月現在

高齢者グループホーム：平成26年6月現在

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターあさひ苑 ・府中市地域包括支援センター緑苑
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ファミリート府中
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・府中市立特別養護老人ホームあさひ苑 ・特別養護老人ホーム信愛緑苑（養護老人ホーム信愛寮を併設）
	短期入所生活介護	・府中市立特別養護老人ホームあさひ苑 ・特別養護老人ホーム信愛緑苑
	介護予防推進センター	—
	グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	・ぐるーぷほーむ白糸台
	介護療養型医療施設	—
障害のある人	有料老人ホーム	・デンマークINN府中 ・ニチイホーム東府中 ・グランド府中白糸台 ・メディカルホーム ボンセジュール白糸台
	日中活動系施設	・府中生活実習所 ・わかたけ作業所 ・ギャロップ ・童里夢工房 ・みずき
	障害児通所施設	・児童デイサービスめろでい ・オンリーワン
	グループホーム	・せんげん
	特別支援学校	・都立府中けやきの森学園
	指定特定相談支援事業所	—
	地域生活支援センター（委託相談支援事業所）	—
子育て	支援センター	—
	学童クラブ	・第十学童クラブ・白糸台学童クラブ ・第四学童クラブ・若松学童クラブ ・第二学童クラブ
	保育所（園）	・東保育所・朝日保育所 ・さくらんぼ保育園・やまびこ保育園 ・白糸さくらんぼ保育園 ・わらしこ保育園・わらしこ第2保育園 ・キッズエイド武蔵保育園
	認証保育施設	・A型：府中北プチ・クレイシュ
	幼稚園	・府中つくし幼稚園 ・みどり幼稚園 ・武蔵野学園ひまわり幼稚園
その他	保健	—
	文化センター	・紅葉丘文化センター ・白糸台文化センター
	上記以外の主な公共施設	・紅葉丘図書館 ・白糸台図書館 ・生涯学習センター ・府中市美術館 ・府中の森芸術劇場
	体育館	・朝日体育館 ・白糸台体育館

第二地区

人口・世帯等		
面積		6.00km ²
地域		白糸台（4～6丁目）、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政
世帯		23,438世帯 19.8%
人口		50,535人 20.0%
3区分人口	0～14歳	6,851人 13.6%
	15～64歳	33,481人 66.3%
	65歳以上	10,203人 20.2%
	75歳以上（再掲）	4,433人 8.8%
要介護認定者数	要支援1	253人
	要支援2	226人
	要介護1	365人
	要介護2	253人
	要介護3	162人
	要介護4	174人
	要介護5	193人
障害者数	身体障害	1,465人
	知的障害	352人
	精神障害	285人
一人暮らし高齢者世帯		2,318世帯
認知症高齢者（自立方Ⅱ以上）		833人
自治会数		53
民生委員・児童委員 ※各地区の定足数。 主任児童委員含む		32人
老人クラブ数		21
児童育成手当受給者		388人
就学援助認定者		353人
生活保護受給世帯 ※施設入所等除く		671世帯

【人口・世帯等の基準日】

平成26年1月1日現在。

ただし、以下の項目を除く。

障害者数：平成26年3月31日現在

自治会数：平成26年3月現在

生活保護（世帯）：平成25年12月現在

高齢者グループホーム：平成26年6月現在

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターしみずがおか ・府中市地域包括支援センターこれまさ
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ふれあいの里
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・特別養護老人ホームたちばなの園白糸台
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホームたちばなの園白糸台
	介護予防推進センター	—
	グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	・グループホームこもれび家族 ・グループホーム府中
	介護療養型医療施設	・共済会櫻井病院
障害のある人	有料老人ホーム	・メディカルホームくらら京王東府中 ・ベストライフ府中 ・未来倶楽部 府中式番館
	日中活動系施設	・府中ひまわり園 ・府中あゆみ園 ・わかまつ共同作業所 ・梅の木の家共同作業所
	障害児通所施設	—
	グループホーム	・アメニティ府中
	特別支援学校	—
	指定特定相談支援事業所	—
	地域生活支援センター（委託相談支援事業所）	—
子育て	支援センター	—
	学童クラブ	・南白糸台学童クラブ ・小柳学童クラブ ・第八学童クラブ
	保育所（園）	・小柳保育所 ・八幡保育所 ・府中愛児園 ・山手保育園 ・是政保育園 ・押立保育園 ・にじのいる保育園 ・押立第二保育園 ・山手保育園清水が丘分園 ・キッズルームこっこ保育園 ・山手こひつじ保育園
	認証保育施設	・A型：エーワン東府中駅前保育園 ・A型：ソラスト府中 ・A型：こんべのお宿保育室 ・A型：京王キッズプラッツ東府中
	幼稚園	・府中白百合第二幼稚園 ・小柳幼稚園 ・府中白糸台幼稚園 ・府中佼成幼稚園
	保健	—
	文化センター	・押立文化センター ・是政文化センター
その他	上記以外の主な公共施設	・押立図書館 ・是政図書館
	体育館	・押立体育館 ・日吉体育館

第三地区

人口・世帯等		
面積		4.02km ²
地域		天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町
世帯		20,118世帯 17.0%
人口		42,558人 16.8%
3区分人口	0～14歳	5,471人 12.9%
	15～64歳	27,666人 65.0%
	65歳以上	9,421人 22.1%
	75歳以上（再掲）	4,795人 11.3%
要介護認定者数	要支援1	282人
	要支援2	223人
	要介護1	416人
	要介護2	268人
	要介護3	186人
	要介護4	182人
	要介護5	167人
障害者数	身体障害	1,453人
	知的障害	371人
	精神障害	313人
一人暮らし高齢者世帯		2,573世帯
認知症高齢者（自立方Ⅱ以上）		847人
自治会数		150
民生委員・児童委員※各地区の定足数。主任児童委員含む		27人
老人クラブ数		18
児童育成手当受給者		446人
就学援助認定者		446人
生活保護受給世帯※施設入所等除く		619世帯

【人口・世帯等の基準日】

平成26年1月1日現在。

ただし、以下の項目を除く。

障害者数：平成26年3月31日現在

自治会数：平成26年3月現在

生活保護（世帯）：平成25年12月現在

高齢者グループホーム：平成26年6月現在

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター安立園 ・府中市地域包括支援センターしんまち
	介護老人保健施設	－
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・特別養護老人ホーム安立園 （養護老人ホーム安立園を併設）
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム安立園
	介護予防推進センター	－
	グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	・ヒューマンライフケア府中グループホーム ・生活協同組合パルシステム東京 グループホーム「府中陽だまり」
	介護療養型医療施設	－
障害のある人	有料老人ホーム	－
	日中活動系施設	・府中はるみ福祉園 ・府中さくらの杜 ・府中共同作業所 ・ワークセンターこむたん ・ワークショップさかえ ・福祉作業所は～もにい
	障害児通所施設	－
	グループホーム	・けやきの樹
	特別支援学校	－
	指定特定相談支援事業所	・地域生活支援センターあけぼの ・地域生活支援センタープラザ ・エンパワメントふちゅう
	地域生活支援センター（委託相談支援事業所）	・地域生活支援センターあけぼの ・地域生活支援センタープラザ
子育て	支援センター	－
	学童クラブ	・第六学童クラブ ・第九学童クラブ ・新町学童クラブ ・第一学童クラブ
	保育所（園）	・北保育所 ・中央保育所 ・三本木保育所 ・晴見保育園 ・めぐみ第二保育園
	認証保育施設	・A型：府中ブチ・クレイシュ ・A型：田中保育所 ・A型：ポピンズナーサリースクール府中 ・A型：みのり保育園
	幼稚園	・府中新町幼稚園 ・あおい第一幼稚園 ・府中文化幼稚園 ・三光幼稚園 ・明星幼稚園 ・府中天神町幼稚園
	保健	・府中市保健センター・保健センター分館
	文化センター	・新町文化センター ・中央文化センター
その他	上記以外の主な公共施設	・中央図書館 ・武蔵府中郵便局 ・府中消防署 ・府中NPO・ボランティア活動センター ・府中市社会福祉協議会 ・府中市シルバー人材センター ・権利擁護センターふちゅう ・府中ボランティアセンター ・新町図書館 ・府中警察署 ・府中社会保険事務所
	体育館	・栄町体育館

第四地区

人口・世帯等		
面積		3.61km ²
地域		宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、宮西町、片町
世帯		14,795世帯 12.5%
人口		30,450人 12.0%
3区分人口	0～14歳	3,936人 12.9%
	15～64歳	20,502人 67.3%
	65歳以上	6,012人 19.7%
	75歳以上（再掲）	2,846人 9.3%
要介護認定者数	要支援1	179人
	要支援2	122人
	要介護1	251人
	要介護2	190人
	要介護3	125人
	要介護4	118人
	要介護5	122人
障害者数	身体障害	1,030人
	知的障害	252人
	精神障害	207人
一人暮らし高齢者世帯		1,736世帯
認知症高齢者（自立度Ⅱ以上）		536人
自治会数		55
民生委員・児童委員 ※各地区の定足数。 主任児童委員含む		25人
老人クラブ数		21
児童育成手当受給者		253人
就学援助認定者		244人
生活保護受給世帯 ※施設入所等除く		432世帯

【人口・世帯等の基準日】

平成26年1月1日現在。

ただし、以下の項目を除く。

障害者数：平成26年3月31日現在

自治会数：平成26年3月現在

生活保護（世帯）：平成25年12月現在

高齢者グループホーム：平成26年6月現在

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターかたまち ・府中市地域包括支援センターみなみ町
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ピースプラザ
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設「わたしの家 府中」
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設「わたしの家 府中」
	介護予防推進センター	－
	グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	－
	介護療養型医療施設	－
障害のある人	有料老人ホーム	・ヘルス・ケア・ヴィラ府中 ・未来倶楽部 府中 ・ニチケアセンター府中南町 ・まどか府中 ・レストヴィラ府中
	日中活動系施設	・集いの家 ・府中市立心身障害者福祉センター「きずな」
	障害児通所施設	・子ども発達支援センターあゆの子
	グループホーム	・チロリン村 ・森の時計 ・グループホームみち
	特別支援学校	－
	指定特定相談支援事業所	・障害者地域生活・就労支援事業 みへな
	地域生活支援センター（委託相談支援事業所）	・障害者地域生活・就労支援事業 みへな
子育て	支援センター	・子ども家庭支援センター「たち」
	学童クラブ	・第三学童クラブ ・南町学童クラブ ・矢崎学童クラブ
	保育所（園）	・南保育所 ・本町保育所 ・南分倍保育園 ・高安寺保育園 ・府中めぐみ保育園
	認証保育施設	・A型：ビジョンランド府中 ・A型：グローバルキッズ府中本町園
	幼稚園	・府中わかば幼稚園 ・矢崎幼稚園
	保健	－
その他	文化センター	・片町文化センター
	上記以外の主な公共施設	・宮町図書館 ・片町図書館 ・市政情報センター ・観光情報センター ・市役所 ・郷土の森博物館
	体育館	・郷土の森総合体育館

第五地区

人口・世帯等		
面積		3.35km ²
地域		日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町（1～2丁目）、本宿町（3～4丁目）、西府町（3～4丁目）、東芝町
世帯		14,167世帯 12.0%
人口		30,755人 12.1%
3区分人口	0～14歳	4,126人 13.4%
	15～64歳	19,720人 64.1%
	65歳以上	6,909人 22.5%
	75歳以上（再掲）	3,574人 11.6%
要介護認定者数	要支援1	192人
	要支援2	199人
	要介護1	292人
	要介護2	207人
	要介護3	168人
	要介護4	170人
	要介護5	154人
障害者数	身体障害	1,109人
	知的障害	296人
	精神障害	243人
一人暮らし高齢者世帯		1,793世帯
認知症高齢者（自立度Ⅱ以上）		729人
自治会数		62
民生委員・児童委員 ※各地区の定足数。 主任児童委員含む		28人
老人クラブ数		10
児童育成手当受給者		348人
就学援助認定者		360人
生活保護受給世帯 ※施設入所等除く		433世帯

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター泉苑
	介護老人保健施設	－
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・特別養護老人ホーム信愛泉苑
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム信愛泉苑 ・在宅ケアサービスソラスト西府
	介護予防推進センター	－
	グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	・グループホームえがおの家 西府
	介護療養型医療施設	－
	有料老人ホーム	・アビリティーズ・気まま館ブルーベリーコート府中 ・コートウエスト府中
障害のある人	日中活動系施設	・むさし結いの家 ・レスポワール工房 ・西府いこいプラザ
	障害児通所施設	・都立多摩療育園 ・ナイスティ・キッズ
	グループホーム	・ケアホーム はんもっく ・コスモス ・西府いこいプラザ
	特別支援学校	・都立武蔵台学園
	指定特定相談支援事業所	・相談室ウェル
	地域生活支援センター（委託相談支援事業所）	－
	その他	・都立府中療育センター
子育て	支援センター	・子ども家庭支援センター「しらとり」
	学童クラブ	・武蔵台学童クラブ ・第七学童クラブ ・本宿学童クラブ
	保育所（園）	・北山保育所 ・西府保育所 ・美好保育所 ・千春保育園 ・分倍保育園（26.4.1開設）
	認証保育施設	・A型：リブリエンゼル府中 ・A型：府中エンゼルホーム
	幼稚園	・府中あおい幼稚園 ・府中白百合幼稚園 ・北山幼稚園
その他	保健	・多摩府中保健所
	文化センター	・武蔵台文化センター
	上記以外の主な公共施設	・武蔵台図書館 ・府中公共職業安定所
	体育館	・本宿体育館

【人口・世帯等の基準日】

平成26年1月1日現在。

ただし、以下の項目を除く。

障害者数：平成26年3月31日現在

自治会数：平成26年3月現在

生活保護（世帯）：平成25年12月現在

高齢者グループホーム：平成26年6月現在

第六地区

人口・世帯等		
面積		5.51km ²
地域	美好町（3丁目）、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町（1～2丁目）、西府町（1～2、5丁目）	
世帯		20,730世帯 17.5%
人口		45,373人 17.9%
3区分人口	0～14歳	6,800人 15.0%
	15～64歳	30,046人 66.2%
	65歳以上	8,527人 18.8%
	75歳以上（再掲）	3,785人 8.3%
要介護認定者数	要支援1	212
	要支援2	155
	要介護1	335
	要介護2	229
	要介護3	189
	要介護4	186
	要介護5	167
障害者数	身体障害	1,279人
	知的障害	339人
	精神障害	234人
一人暮らし高齢者世帯		2,291世帯
認知症高齢者（自立度Ⅱ以上）		796人
自治会数		37
民生委員・児童委員 ※各地区の定足数。 主任児童委員含む		29人
老人クラブ数		14
児童育成手当受給者		414人
就学援助認定者		379人
生活保護受給世帯 ※施設入所等除く		595世帯

【人口・世帯等の基準日】

平成26年1月1日現在。

ただし、以下の項目を除く。

障害者数：平成26年3月31日現在

自治会数：平成26年3月現在

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターよつや苑 ・府中市地域包括支援センターにしふ
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ウイング
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・府中市立特別養護老人ホームよつや苑 ・特別養護老人ホーム鳳仙寮
	短期入所生活介護	・府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター ・特別養護老人ホーム鳳仙寮
	介護予防推進センター	・府中市立介護予防推進センター
	グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	・グループホームみんなの家 府中 ・たのしい家武蔵府中 ・グループホームよつや正吉苑 ・ニチイケアセンター西府
	介護療養型医療施設	－
障害のある人	有料老人ホーム	・フローレンスケア聖蹟桜ヶ丘
	日中活動系施設	・作業所スクラム ・プロジェクトけやきのもり ・コットンハウス、フレンズ
	障害児通所施設	－
	グループホーム	・府中つばめの里
	特別支援学校	－
	指定特定相談支援事業所	－
	地域生活支援センター（委託相談支援事業所）	－
子育て	支援センター	－
	学童クラブ	・第五学童クラブ ・四谷学童クラブ ・日新学童クラブ ・住吉学童クラブ
	保育所（園）	・西保育所 ・住吉保育所 ・四谷保育所・キッズランド府中保育園 ・高倉保育所・府中中河原雲母保育園 ・府中保育園・府中保育園分園 ・第2府中保育園・西府の森保育園
	認証保育施設	・A型：ラフ・クルー分倍河原保育園 ・A型：ヒューマンアカデミー中河原保育園 ・B型：四谷保育園
	幼稚園	・府中おともだち幼稚園 ・府中ひばり幼稚園
	保健	－
	文化センター	・四谷文化センター ・住吉文化センター ・西府文化センター
その他	上記以外の主な公共施設	・西府図書館 ・四谷図書館 ・住吉図書館 ・スクエア21・女性センター ・リサイクルプラザ
	体育館	・四谷体育館

生活保護（世帯）：平成25年12月現在

高齢者グループホーム：平成26年6月現在

２ 府中市福祉計画検討協議会

（１）委員名簿

任期：平成25年6月20日～平成27年3月31日

	氏名	選出区分	団体名等
	足立 和嗣	公募による市民	公募市民
	伊藤 敏春	社会福祉法人府中市社会福祉協議会の構成員	社会福祉法人府中市社会福祉協議会
	井上 喜榮	府中市老人クラブ連合会の構成員	府中市老人クラブ連合会
	木下 義明	府中市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員	府中市次世代育成支援行動計画推進協議会
	熊上 肇	公募による市民	公募市民
	近藤 克浩	府中市自治会連合会の構成員	府中市自治会連合会
	下條 輝雄	福祉、医療又は保健に関する団体の構成員	府中市身体障害者福祉協会
	鈴木 恂子	社会福祉関係事業に従事している者	社会福祉法人多摩同胞会
○	鈴木 真理子	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会の委員	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会
	高倉 義憲	府中市障害者計画推進協議会の委員	府中市障害者計画推進協議会
	田口 俊夫	福祉、医療又は保健に関する団体の構成員	一般社団法人府中市医師会
	塚原 洋子	府中市保健計画評価推進協議会の委員	府中市保健計画評価推進協議会
	松村 秀	社会福祉関係事業に従事している者	むさし府中商工会議所
	横山 年子	府中市民生委員児童委員協議会の委員	府中市民生委員児童委員協議会
	若杉 晴香	府中市立小中学校PTA連合会の構成員	府中市立小中学校PTA連合会
◎	和田 光一	府中市福祉のまちづくり推進審議会の委員	府中市福祉のまちづくり推進審議会

（50音順・敬称略）

◎会長、○副会長（団体名等は就任時）

（２）検討経過

【平成 25 年度】

開催日時	検討内容	資料
第 1 回 平成 25 年 6 月 20 日（木） 午前 10 時～11 時 30 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室	(1)次期府中市福祉計画の策定について (2)その他	1 府中市福祉計画検討協議会委員名簿 2 府中市福祉計画検討協議会事務局名簿 3 府中市福祉計画検討協議会設置要綱 4 府中市附属機関等の会議の公開に関する規則 5 第 6 次府中市総合計画基本構想（抜粋） 6 府中市福祉計画策定体制 7 府中市福祉計画 計画期間（案） 8 府中市福祉計画策定の前提（案） 9 府中市福祉計画策定 全体スケジュール（案） 10 府中市福祉計画 11 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 5 期） 12 府中市障害福祉計画（第 3 期）
第 2 回 平成 25 年 10 月 3 日（木） 午前 10 時～11 時 40 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室	(1)前回会議録の確認について (2)次期府中市福祉計画策定のための福祉ニーズ調査について (3)その他	1 第 1 回府中市福祉計画検討協議会会議録 2 府中市福祉計画策定 全体スケジュール（案） 3－1 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 調査概要 3－2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 6 期）調査概要 3－3 障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）調査概要 4 府中市福祉計画策定に向けたアンケート調査一覧 5 アンケート調査票（案） 6－1 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 グループインタビュー調査計画（案） 6－2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 6 期）グループインタビュー調査計画（案） 6－3 障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）グループインタビュー調査計画（案） 7 アンケート調査票の共通項目 参考 広報ふちゅう 第 6 次府中市総合計画特集号
第 3 回 平成 26 年 1 月 16 日（木） 午前 10 時～11 時 20 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室	(1)前回会議録の確認について (2)次期府中市福祉計画策定のための福祉ニーズ調査について (3)次期府中市福祉計画策定に係る作業の状況について (4)その他	1 第 2 回府中市福祉計画検討協議会会議録 2 府中市福祉計画策定のためのアンケート調査 調査概要 3 府中市福祉計画策定のための調査 分野別グループインタビュー調査結果 4 府中市福祉計画策定 全体スケジュール 5 関連する法制度の動向 参考 1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査（一般市民調査）調査票及び調査結果 参考 2 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査（担い手調査）調査票及び調査結果 参考 3 次期府中市福祉計画の基本理念及び基本視点について 参考 4 第 6 次府中市総合計画計画書

障害者計画・障害福祉計画（第４期）

開催日時	検討内容	資料
第４回 平成２６年 ２月１４日（金） 午後２時～４時 府中市役所 北庁舎３階 第６会議室	(1) 前回会議録の確認について (2) 次期府中市福祉計画策定のための福祉ニーズ調査について (3) 現行計画の評価について (4) 次期府中市福祉計画の基本理念と基本視点について (5) その他	１ 第３回府中市福祉計画検討協議会会議録 ２ 府中市福祉計画策定のための分野別計画アンケート調査 クロス集計結果（抜粋） ３－１ 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定に向けた調査のまとめ ３－２ 府中市高齢者保健福祉計画・第６期介護保険事業計画策定に向けた調査のまとめ ３－３ 府中市障害者計画・障害福祉計画（第４期）策定に向けた調査のまとめ ４ ニーズと福祉計画の課題 ５－１ 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の評価 ５－２ 府中市高齢者保健福祉計画・第５期介護保険事業計画の評価 ５－３ 府中市障害者計画・障害福祉計画（第３期）の評価 ６ 府中市福祉計画の基本理念と基本視点の検討 ７ 新しい福祉保健施策の事例 ８ 府中市における「地域福祉・福祉のまちづくり」に関する現況

【平成２６年度】

開催日時	検討内容	資料
第１回 平成２６年 ４月３日（木） 午前１０時～１１時５０分 府中市役所 北庁舎３階 第６会議室	(1) 前回会議録の確認について (2) 次期府中市福祉計画の基本理念と基本視点について (3) その他	１ 平成２５年度第４回府中市福祉計画検討協議会会議録 ２ 府中市福祉計画の考え方（案） ３ 福祉エリアごとの基礎データ 参考１ 住民参加を推進する事例 参考２ 府中市の生涯学習の事例 参考３ 府中市福祉計画策定 全体スケジュール 参考４ 府中市福祉計画検討協議会 事務局名簿
第２回 平成２６年 ７月３１日（木） 午前１０時～１１時５５分 府中市役所 北庁舎３階 第６会議室	(1) 前回会議録の確認について (2) 子ども・子育て支援計画（仮称）の素案について（報告） (3) 次期府中市福祉計画の素案について (4) その他	１ 平成２６年度第１回府中市福祉計画検討協議会会議録 ２ 府中市福祉計画 素案 ３ 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 素案 ４ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第６期）素案 ５ 障害者計画・障害福祉計画（第４期）素案 参考１ 各分野の施策体系（案）及び重複事業 参考２ 各計画の新規事業 参考３ 府中市福祉計画策定 全体スケジュール 参考４ 府中市子ども・子育て支援計画（仮称）素案
第３回 平成２６年 １０月１０日（金） 午後５時３０分～７時３０分 府中市役所 北庁舎３階 第６会議室	(1) 前回会議録の確認について (2) 次期府中市福祉計画の素案について (3) その他	１ 平成２６年度第２回府中市福祉計画検討協議会会議録 ２ 府中市福祉計画 素案 ３ 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 素案 ４ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第６期）素案 ５ 障害者計画・障害福祉計画（第４期）素案 参考１ 福祉エリア６地区のデータ 参考２ 府中市福祉計画（案）のパブリック・コメントについて

障害者計画・障害福祉計画（第４期）

開催日時	検討内容	資料
第４回 平成２７年 １月８日（木） 午後３時～４時５５分 府中市役所 北庁舎３階 第６会議室	(1) 前回会議録の確認について (2) 府中市福祉計画（案）のパブリック・コメント手続の実施結果について (3) 府中市福祉計画（案）について (4) その他	１ 平成２６年度第３回府中市福祉計画検討協議会会議録 ２ 府中市福祉計画（案） ３ 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（案） ３－２ 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（案）の資料編 ４ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第６期）（案） ４－２ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第６期）（案）の資料編 ４－３ 介護保険事業計画（第６期）（案）の保険料に関する資料 ５ 障害者計画・障害福祉計画（第４期）（案） ５－２ 障害者計画・障害福祉計画（第４期）（案）の資料編 参考１ 府中市福祉計画（案）のパブリック・コメント手続の実施結果 参考２－１ 府中市福祉計画（案）の主な修正箇所一覧 参考２－２ 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（案）の主な修正箇所一覧 参考２－３ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第６期）（案）の主な修正箇所一覧 参考２－４ 障害者計画・障害福祉計画（第４期）（案）の主な修正箇所一覧

３ 府中市障害者計画推進協議会

（１）委員名簿

任期：平成24年8月31日～平成27年3月31日

	氏名	選出区分	団体名等
	荒畑 正子	公募による市民	公募市民
○	石見 龍也	福祉、医療又は保健に係る団体の構成員	地域生活支援センターあけぼの
	河井 文	府中市障害者等地域自立支援協議会の委員	府中市障害者等地域自立支援協議会 会長
	桑田 智	社会福祉法人府中市社会福祉協議会の職員	社会福祉法人府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター (平成25年4月～)
	小池 努	特別支援学校の教員	東京都立府中けやきの森学園 (～平成25年3月)
	古寺 久仁子	福祉、医療又は保健に係る団体の構成員	東京都立多摩療育園
	崎尾 義輔	福祉、医療又は保健に係る団体の構成員	地域生活支援センタープラザ (平成25年4月～平成26年3月)
	下條 輝雄	障害者福祉団体の代表	府中市身体障害者福祉協会
	鈴木 卓郎	福祉、医療又は保健に係る団体の構成員	地域生活支援センタープラザ (平成26年4月～)
	鈴木 政博	府中市民生委員・児童委員	府中市民生委員児童委員協議会
	杉本 豊和	学識経験者	白梅学園大学准教授
◎	高倉 義憲	学識経験者	西武文理大学教授
	中川 さゆり	福祉、医療又は保健に係る団体の構成員	地域生活支援センタープラザ (～平成25年3月)
	中山 圭三	府中市障害者等地域自立支援協議会の委員	府中市障害者等地域自立支援協議会 副会長 (平成26年4月～)
	野村 忠良	障害者福祉団体の代表	府中市精神障害者を守る家族会
	蜂須 米雄	府中公共職業安定所の職員	府中公共職業安定所 (～平成25年3月)
	播磨 あかね	福祉、医療又は保健に係る団体の構成員	多摩府中保健所 (平成25年4月～)

(50音順・敬称略)

◎会長、○副会長（団体名等は就任時）

障害者計画・障害福祉計画（第４期）

	氏名	選出区分	団体名等
	藤巻 良以	公募による市民	公募市民
	増田 和貴	福祉、医療又は保健に係る 団体の構成員	多摩府中保健所 (～平成25年3月)
	真鍋 美一	福祉、医療又は保健に係る 団体の構成員	府中市福祉作業所等連絡協議会
	見儿野 一太	社会福祉法人府中市社会 福祉協議会の職員	社会福祉法人府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター (～平成25年3月)
		府中市障害者等地域自立 支援協議会の委員	府中市障害者等地域自立支援協議会 副会長 (平成25年4月～平成26年3月)
	諸隈 一成	府中公共職業安定所の職員	府中公共職業安定所 (平成25年4月～)
	山岡 広法	府中市障害者等地域自立 支援協議会の委員	府中市障害者等地域自立支援協議会 副会長 (～平成25年3月)
	山口 真佐子	特別支援学校の教員	東京都立府中けやきの森学園 (平成25年4月～)
	山本 博美	障害者福祉団体の代表	府中市手をつなぐ親の会

(50音順・敬称略)

◎会長、○副会長（団体名等は就任時）

（２）検討経過

【平成 24 年度】

開催日時	検討内容	資料
第 1 回 平成 24 年 8 月 31 日（金） 午後 2 時～4 時 府中市役所 北庁舎 3 階 第 4 会議室	1 府中市障害者計画推進協議会の概要説明について 2 府中市障害者計画推進協議会スケジュールについて 3 次回日程について 4 その他	1 府中市障害者計画推進協議会委員名簿 2 府中市障害者計画推進協議会について 3 府中市障害者計画推進協議会スケジュール案（平成 24 年度～26 年度） 参考 府中市障害者計画推進協議会設置要綱
第 2 回 平成 24 年 12 月 21 日（金） 午後 2 時～4 時 府中市役所 北庁舎 3 階 第 4 会議室	1 前回会議録について 2 進行管理の進め方について 3 障害者計画の進行管理について 4 次回日程について 5 その他	1 平成 24 年度第 1 回府中市障害者計画推進協議会会議録 2 進行管理の進め方 3 府中市障害者計画 平成 21 年度～23 年度進行管理一覧表 参考 1 府中市障害福祉計画（第 2 期）進行管理一覧表 参考 2 府中市障害者虐待防止法啓発リーフレット「障害者を守るために～ご存知ですか？障害者虐待」
第 3 回 平成 25 年 2 月 22 日（金） 午後 2 時～3 時 15 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	1 前回会議録について 2 障害者計画の進行管理について 3 障害福祉計画の進行管理について 4 計画策定に伴うアンケート調査の概要について 5 次回日程について 6 その他	1 平成 24 年度第 2 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案） 2 障害者計画進行管理一覧表に関する質問事項等への回答について 3 障害福祉計画（第 2 期）進行管理一覧表 4 障害者計画策定に伴うアンケート調査について（平成 19 年度実施）

【平成 25 年度】

開催日時	検討内容	資料
第 1 回 平成 25 年 7 月 26 日（金） 午後 2 時～4 時 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	1 前回会議録について 2 進行管理の進め方について 3 障害者計画の進行管理について 4 障害福祉計画の進行管理について 5 次期計画策定の概要について 6 次回日程について 7 その他	1 府中市障害者計画推進協議会委員名簿 2 平成 24 年度第 3 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案） 3 進行管理の進め方 4 障害者計画 進行管理一覧表（平成 21 年度～23 年度） 5 障害者計画 進行管理一覧表（平成 24 年度～26 年度） 6 障害福祉計画（第 2 期） 進行管理一覧表 7 障害福祉計画（第 3 期） 進行管理一覧表 8－1 府中市福祉計画策定の前提（案） 8－2 府中市福祉計画 計画期間 9－1 府中市福祉計画策定のための調査 調査概要 9－2 障害のある人の調査 調査対象者の検討 10 府中市福祉計画策定 全体スケジュール（案） 参考 各調査票（案）

障害者計画・障害福祉計画（第４期）

開催日時	検討内容	資料
第２回 平成２５年 ８月２３日（金） 午後２時～３時 府中市役所 北庁舎３階 第３会議室	１ 前回会議録について ２ 進行管理一覧表について ３ アンケート調査について （１）調査対象者について （２）調査票（案）について ４ グループインタビュー の実施について ５ 次回日程について ６ その他	１ 平成２５年度第１回府中市障害者計画推進協議会 会議録（案） ２－１ 障害者計画 進行管理一覧表（訂正版） ２－２ 障害福祉計画（第３期） 進行管理一覧表（改 正版） ３ 障害者計画の進行管理一覧表に関する事項について ４ 身体障害者手帳所持者数の年齢別内訳についての検討 ５－１ 調査票（案） 調査１ 障害のある人の調査 調査２ 難病患者調査 調査３ 障害者福祉団体調査 調査４ 障害福祉サービス事業所調査 ５－２ 調査票（案）に関する意見まとめ ５－３ 調査票（案）に関する意見まとめ（追加） ６ 調査票依頼文（案） ７ グループインタビュー調査計画（案）
第３回 平成２５年 ９月１３日（金） 午後２時～２時４０分 府中市役所 北庁舎３階 第３会議室	１ 前回会議録について ２ 調査概要及び調査票の 修正点について ３ グループインタビュー の実施について ４ 今後のスケジュール及 び次回日程について ５ その他	１ 平成２５年度第２回府中市障害者計画推進協議会 会議録（案） ２ アンケート調査に関する修正点まとめ ３ 調査概要 ４－１ 障害のある人の調査 調査票（案） ４－２ 難病患者調査 調査票（案） ４－３ 障害者福祉団体調査 調査票（案） ４－４ 障害福祉サービス事業所調査 調査票（案） ５ グループインタビュー調査計画（案）修正版
第４回 平成２５年 １２月２０日（金） 午後２時～３時３０分 府中市役所 北庁舎３階 第４会議室	１ 前回会議録について ２ 調査報告について （１）アンケート調査結果に ついて （２）グループインタビュー 調査結果について ３ 次期計画策定に伴う課 題の検討について ４ 今後のスケジュール及 び次回日程について ５ その他	１ 平成２５年度第３回府中市障害者計画推進協議会 会議録（案） ２ 府中市障害者計画・障害福祉計画（第４期）現状 データ ３ 調査概要 ４ アンケート調査結果（速報） ４－１ 障害のある人の調査 集計結果 ４－２ 難病のある人の調査 集計結果 ４－３ 障害者福祉団体調査 集計結果 ４－４ 障害福祉サービス事業所調査 集計結果 ５ グループインタビュー調査結果 ６ 障害者計画 進行管理一覧表 ７ 府中市障害者計画・障害福祉計画（第４期）の課 題と方向（案） 参考１ 府中市福祉計画策定に向けたアンケート調 査回収数（率） 参考２ 第６次府中市総合計画冊子及び概要版
第５回 平成２６年 ３月１９日（水） 午後２時～３時 府中市役所 北庁舎３階 第１会議室	１ 前回会議録について ２ 府中市障害者計画・障 害福祉計画（第４期） 策定のための調査につ いて ３ 次期計画の骨子案につ いて ４ その他	１ 平成２５年度第４回府中市障害者計画推進協議会 会議録（案） ２ アンケート調査結果 自由回答 ３ 【第４回協議会資料】に対する意見 ４ 府中市福祉計画 障害者計画・障害福祉計画（第 ４期）骨子案

【平成 26 年度】

開催日時	検討内容	資料
第 1 回 平成 26 年 4 月 23 日（水） 午前 10 時～12 時 府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室	1 前回会議録について 2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）の施策について (1)体系案について (2)施策について 3 その他	1 平成 25 年度第 5 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案） 2 府中市福祉計画の考え方（案） 3－1 府中市障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）の重点施策（案） 3－2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）の施策（例） 参考 1 平成 26 年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿 参考 2 府中市福祉計画策定 全体スケジュール 府中市福祉計画（障害者福祉）調査報告書
第 2 回 平成 26 年 5 月 23 日（金） 午前 10 時 30 分～12 時 府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室	1 前回会議録について 2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）の施策の検討について 3 その他	1 平成 26 年度第 1 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案） 2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）の施策（案） 3 施策に関するご意見と対応方法 参考 平成 26 年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿 府中市福祉計画調査報告書＜概要版＞
第 3 回 平成 26 年 6 月 27 日（金） 午後 2 時～4 時 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	1 前回会議録について 2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）の素案について 3 その他	1 平成 26 年度第 2 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案） 2 府中市福祉計画 障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）素案（55 ページ～94 ページ） 3 施策に関するご意見と対応方法 参考 現行計画と次期計画（案）の事業対照表
第 4 回 平成 26 年 7 月 18 日（金） 午後 2 時～3 時 40 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	1 前回会議録について 2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）の素案について 3 その他	1 平成 26 年度第 3 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案） 2 府中市福祉計画 障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）素案（55 ページ～114 ページ） 3 計画素案に関するご意見と対応方法 参考 障害福祉計画（第 3 期）進行管理一覧表
第 5 回 平成 26 年 9 月 12 日（金） 午後 2 時～4 時 20 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	1 前回会議録について 2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）の素案について 3 その他	1 平成 26 年度第 4 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案） 2 府中市福祉計画 障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）素案 3 計画素案に関するご意見と対応方法 4 府中市障害福祉計画（第 4 期）サービス見込量
第 6 回 平成 26 年 10 月 24 日（金） 午後 2 時～4 時 府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室	1 前回会議録について 2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第 3 期）の進行管理について 3 その他	1 平成 26 年度第 5 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案） 2 障害者計画 進行管理一覧表 3 障害福祉計画（第 3 期） 進行管理一覧表 参考 第 5 回協議会における委員意見への対応方法

障害者計画・障害福祉計画（第４期）

開催日時	検討内容	資料
第 7 回 平成 26 年 11 月 28 日（金） 午後 2 時～3 時 30 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	1 前回会議録について 2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第 3 期）の進行管理について 3 府中市障害福祉計画（第 4 期）（案）について 4 その他	1 平成 26 年度第 6 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案） 2 障害者計画 進行管理一覧表 3 障害福祉計画（第 3 期） 進行管理一覧表 4 府中市障害福祉計画（第 4 期）サービス見込量 参考 障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）素案 第 5 回協議会からの変更点一覧
第 8 回 平成 26 年 12 月 24 日（水） 午後 2 時～3 時 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	1 前回会議録について 2 障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）（案）について 3 その他	1 平成 26 年度第 7 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案） 2 障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）（案） 2－2 資料編（案） 参考 意見の概要及び意見に対する市の考え方 参考 2 障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）（案） の主な修正箇所一覧

4 アンケート調査・グループインタビュー

（1）アンケート調査

① 障害のある人の調査

調査目的	障害のある人の日常生活の状況、地域生活の状況、防災・防犯への意向を探り、地域で安心して自立した生活を送るための施策を検討することを目的とする。
調査対象	①身体障害者 身体障害者手帳所持者 2,000 人 市内に居住する身体障害者手帳所持者より、年齢構成等を考慮し以下の順に 2,000 人を抽出 ①全体より 1,700 人を無作為抽出 ②0～17 歳 100 人を無作為抽出 ③18～59 歳 200 人を無作為抽出 ②知的障害者 愛の手帳所持者 500 人 市内に居住する愛の手帳所持者より無作為抽出 ③精神障害者 精神障害者保健福祉手帳所持者 400 人 市内に居住する精神障害者保健福祉手帳所持者より無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成 25 年 10 月 25 日～11 月 11 日
配布・回収数（率）	①身体障害者 配布数：2,000 有効回収数（率）：1,394（69.7%） ②知的障害者 配布数：500 有効回収数（率）：311（62.2%） ③精神障害者 配布数：400 有効回収数（率）：253（63.3%）
調査項目	1. 基本属性 2. 住まい 3. 日常生活 4. 障害福祉サービスの利用 5. 日ごろの活動 6. 就労 7. 地域生活 8. 相談 9. 防災・防犯 10. 医療 11. 共生社会 12. 施策 13. 保護者の状況

② 難病のある人調査

調査目的	難病のある人の日常生活の状況、地域生活の状況、防災・防犯への意向を探り、地域で安心して自立した生活が続けるための施策を検討することを目的とする。また、障害者総合支援法から障害者の範囲に難病等も追加されたため、障害福祉サービスの利用意向等を把握する。
調査対象	指定疾病者福祉手当受給者 300人 市内に居住する指定疾病者福祉手当受給者より無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成25年10月25日～11月11日
配布・回収数（率）	配布数：300 有効回収数（率）：228（76.0%）
調査項目	1. 基本属性 2. 住まい 3. 日常生活 4. 日ごろの活動 5. 障害福祉サービスの利用 6. 就労 7. 地域生活 8. 相談 9. 防災・防犯 10. 医療 11. 共生社会 12. 施策

③ 障害者福祉団体調査

調査目的	市内の障害者福祉団体（当事者団体、家族会）における支援活動の現状と課題、今後の活動意向を把握し、団体支援や協働の方向性を検討することを目的とする。また、団体は多くの障害のある人等の実態・意識を把握していることから、相談支援、災害時支援、障害者施策全般の在り方を尋ねるとともに、制度の谷間にある人の問題も尋ね、実態の把握に努める。
調査対象	市内の障害者福祉団体（当事者団体・家族会） 11団体
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成25年10月25日～11月11日
配布・回収数（率）	配布数：11 有効回収数（率）：9（81.8%）
調査項目	1. 活動状況 2. 相談支援体制 3. 災害時の支援 4. 制度の谷間の問題 5. 意識啓発への協力意向 6. 障害福祉施策について

④ 障害福祉サービス事業所調査

調査目的	市内の障害福祉サービス事業所の提供体制を把握し、基盤整備の目標の検討に役立てる。また、事業所の実態、今後の事業運営、質の向上への取組について尋ね、事業所支援の方策を検討する。また、災害時について事業所が協力できることを尋ね、防災、災害時要援護者支援施策の検討に役立てる。
調査対象	市内の障害福祉サービス事業所 40 事業所
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状１回送付）
調査時期	平成 25 年 10 月 25 日～11 月 11 日
配布・回収数（率）	配布数：40 有効回収数（率）：29（72.5％）
調査項目	1. 活動状況 2. サービス提供体制 3. 今後の事業運営 4. 利用者本位の仕組み 5. 災害時にできること 6. 障害者総合支援法 7. 力を入れている点 8. 市への要望

（2）グループインタビュー

① 目的とねらい

アンケート調査では実態が把握しにくい発達障害者、高次脳機能障害者等の方について、当事者の方やその家族、家族会、支援団体、施設にグループインタビューを行い、当事者や家族の生活実態や課題、ニーズ、支援の在り方を尋ね、施策を推進するための課題と方向の参考とする。

② 調査対象

A：発達障害関係

- ① 家族 5人
- ② 支援団体職員 1人
- ③ 教育関係者（都立府中けやきの森学園） 1人 計7人

B：高次脳機能障害関係

- ① 当事者 4人
- ② 家族 1人
- ③ 支援施設職員 2人 計7人

③ 調査項目

A：発達障害関係

- ・当事者・家族が地域生活において困っていること、不安
- ・療育・保育・教育機関に期待すること、必要な支援
- ・地域生活支援・就労支援で必要なこと
- ・地域・市民に求めること
- ・公的な支援として必要なこと

B：高次脳機能障害関係

- ・当事者・家族が地域生活において困っていること、不安
- ・地域生活支援・就労支援で必要なこと
- ・地域・市民に求めること
- ・公的な支援として必要なこと

④ 調査方法

発達障害関係、高次脳機能障害関係、それぞれのグループごとにインタビューを行う。
所要時間は約2時間。

⑤ 調査時期

発達障害関係：平成25年11月7日 10：00～12：00

高次脳機能障害関係：平成25年10月29日 13：30～15：30

5 用語集

ア行

インクルーシブ教育 【P57】

障害者権利条約において、「インクルーシブ教育」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのことをいう。そのためには、①障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が要請される。

NPO（Nonprofit Organization） 【P19, 27, 30, 32, 72, 73, 80, 88, 95, 97, 121】

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を NPO 法人という。

カ行

介護支援専門員（ケアマネジャー）【P31】

介護保険制度で、要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその人らしい生活の実現のために、心身の状況等に応じた適切な支援が受けられるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。

出典：四訂 介護福祉用語辞典／中央法規 2007 年発行（一部抜粋）

介護予防【P26, 28, 33】

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐこと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。高齢者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するという介護保険法の理念を徹底する考え方である。

高次脳機能障害 【P9, 47, 62, 63, 80】

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいう。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいと言われている。

子ども家庭支援センター 【P22, 32, 33】

子育て家庭からの育児などの相談や子ども自身からの相談、児童虐待に関する相談に応じるほか、親子の交流の場を提供し、子育てをしている人の仲間づくりや子育てに関する情報提供など、子育て家庭への支援を行う施設。府中市には「たちち」、「しらとり」の2つの子ども家庭支援センターがある。

孤立死（孤独死） 【P4】

府中市では孤立死の定義を、主に一人暮らしの方が誰にも看取られることなく、本人の住まいなどで生活中の突発的な疾病等によって死亡し、発見するまでにおおむね 1 週間以上経過した事例を対象とする。

サ行

サービス等利用計画 【P72, 73, 80, 103】

障害福祉サービス等の利用開始や継続に際し、サービス利用者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、適切なサービス利用を支援するために作成する計画を指す。

事業継続計画（BCP） 【P94】

企業や行政組織が大規模な自然災害や火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇し、人や物、情報、ライフラインなど利用できる資源が制約される中で、中核事業の継続や早期事業の再開のため、平常時の活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく行動計画。

社会福祉協議会 【P6, 31, 32, 73, 78, 82, 90, 96, 98】

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

障害支援区分 【P102】

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す６段階の区分（区分１～６：区分６の方が必要とされる支援の度合いが高い）を指し、必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるよう導入されている。調査項目は、①移動や動作等に関連する項目（１２項目）、②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（１６項目）、③意思疎通等に関連する項目（６項目）、④行動障害に関連する項目（３４項目）、⑤特別な医療に関連する項目（１２項目）の８０項目である。各市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定するものである。

障害者虐待防止法 【P57, 81】

障害者虐待防止法（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、障害のある人に対する虐待が障害のある人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとってその虐待を防止することが極めて重要であることから、家庭や施設等での障害のある人に対する虐待を防ぐことを目的としている。

障害者虐待には、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待があり、障害のある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体の職員が自宅に立ち入ることを認めている。また、虐待に関する相談窓口として、市障害者福祉課が市町村障害者虐待防止センター機能を果たしている。

障害者総合支援法 【P4, 7, 57, 63, 86, 102, 103, 104】

障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）では、これまで障害種別ごとに分かれていた福祉サービスを一元化し、難病患者等を含むすべての障害がある人が共通して利用できる仕組みとしており、地域で生活する障害のある人等がどこに住んでも利用できる自立支援給付（１０４ページ参照）と、地方公共団体が地域の実情に合わせて柔軟に事業を展開できる地域生活支援事業（１０５ページ参照）について定めている。また、国が定める基本指針に従い、地方公共団体が定める障害福祉計画に定期的な検証と見直しを法定化し、サービス基盤の計画的整備を義務付けている。

障害者優先調達推進法 【P85】

障害者優先調達推進法（「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」）は、国や地方公共団体（都道府県、市町村）が障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害のある人の自立を促進することを目的としている。市町村等は、障害者就労支援施設等の受注機会の増大を図るための措置を講じるよう努め、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表しなければならない。

生活困窮者 【P4, 6, 29】

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

生活支援サービス【P29】

一人暮らしや高齢者夫婦世帯など在宅の高齢者に対して、見守りや配食、買い物、財産管理などの権利擁護サービス等、市町村が行う高齢者の生活を支援するサービス。

成年後見制度 【P21, 45, 75, 81, 114】

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のことで、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ援助者を契約によって決めておく「任意後見制度」と、家庭裁判所が援助者を選ぶ「法定後見制度」がある。

セーフティネット 【P30】

安全網。経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策。

相談支援事業所 【P32, 57, 59, 72, 73, 74, 80, 81, 84, 92, 113】

相談支援事業所には、障害のある人からの総合的な相談支援を行う「委託相談支援事業所」と、基本的な相談支援とともに、計画相談支援（105 ページ参照）を行う「指定特定相談支援事業所」と、基本的な相談支援とともに、地域移行支援、地域定着支援（105 ページ参照）を行う「指定一般相談支援事業所」とがある。

本市の委託相談支援事業所は、心身障害者福祉センター「きずな」内の「み～な」、地域生活支援センター「あけぼの」、地域生活支援センター「プラザ」の3か所である。

ソーシャルキャピタル 【P30】

人々の協調行動を活発化することにより強化される「信頼」、「規範」、「ネットワーク」などからなる社会的仕組みを指す概念。市民相互のつながりや支え合いを活発化することで、ソーシャルキャピタルが醸成されると社会の効率性が高まるため、情報が届きやすくなる、周囲の見守りなどの非公的な社会的統制が行き届く、市民からの政策提言等が可能になる、互助による安心感によってストレスが低減する、などの良い変化が起こる。更にそれらが相互に作用し、安心・安全な環境整備が図られ、地域全体の健康水準に良い影響を与えるといわれている。

タ行

地域支援事業【P33】

高齢者が要支援状態や要介護状態にならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化するための事業。

地域自立支援協議会（自立支援協議会）

【P45, 59, 72, 73, 80, 81, 92, 95, 103, 120, 121】

地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行い、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で、サービスの適切な利用を支える相談支援体制を構築するとともに、相談支援事業を効果的に実施することを目的とする。

地域自立支援協議会の主な機能は、困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信、地域の関係機関によるネットワーク構築及び困難事例への対応の在り方に対する協議・調整、地域の社会資源の開発・改善、権利擁護に関する取組の展開、相談支援事業者の運営評価等が挙げられる。

地域生活支援拠点 【P68, 75, 89, 106】

グループホーム又は障害者支援施設に付加された拠点であり、相談（地域移行、親元からの自立等）、体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、専門性（人材の確保・養成、連携等）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等の機能を有し、障害のある人の地域生活を支援するものである。なお、拠点を設けるのではなく、地域において複数の機関が機能を分担する仕組み（面的整備）も考えられる。

地域福祉活動 【P6, 33】

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 【P75, 81】

福祉サービスを利用したいがよく分からない、通帳のしまい場所をすぐ忘れてしまうなどの困りごとがある高齢者や障害のある人等を対象に、福祉サービスの利用や金銭管理の援助を行う。

地域福祉コーディネーター 【P32】

住民の地域福祉活動を支援するため、専門的な対応が必要な事例への対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源の開発を行う。

地域包括ケアシステム 【P4, 29】

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

地域包括支援センター 【P9, 21, 32, 33】

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口２万～３万人につき１か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント（調整・管理）、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する支援などの事業を行う。

地域密着型サービス 【P33】

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、平成１８年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護がある。また、平成２４年度からこれらのサービスに加えて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスが創設された。

ナ行

難病

【P4, 15, 31, 42, 47, 48, 50, 51, 52, 53, 54, 56, 57, 58, 59, 60, 62, 63, 76, 80, 91, 93, 102】

難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）をいい、従来は、厚生労働省が定めた「難病対策要綱（昭和４７年）」に基づき、医療費の助成や在宅サービスの提供等さまざまな施策が実施されてきたが、平成２５年４月から、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの対象に難病等が加わるようになった。

ニート（若年無業者） 【P23】

「ニート(NEET)」とは、Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者のことをいっている。若年無業者とは、「１５～３４歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」をいう。

日常生活圏域 【P33】

市民が日常生活を営む地域として、介護サービスを提供するための施設状況などの社会的条件や地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案して定めた区域。

ノーマライゼーション 【P54, 60, 67, 69, 98】

1950年代、デンマークの知的障害のある子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善しようと始めた運動から生み出された考え方で、当初は一般市民と同じような生活条件を提供するという理念であったが、次第に完全参加・人権・平等理念へと発展してきた。国の障害者基本計画では、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されている。

八行

発達障害 【P9, 47, 57, 62, 63, 80, 83】

発達障害の概念には様々な考え方があるが、発達障害者支援法によれば、「脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害により対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

バリアフリー 【P60, 62, 67, 69, 99】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられている。

ピアカウンセリング 【P68, 81】

「ピア（peer）」とは、「仲間」という意味で、ピアカウンセリングは、障害のある人自身やその家族等が、自らの体験を生かして、相談支援業務や介護者派遣などの業務に携わることをいう。

避難行動要支援者 【P4, 31, 53, 59, 66, 68, 86, 94】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることができないため支援が必要となる住民をいう。具体的には、自助・共助による必要な支援が受けにくい高齢者、障害のある人、難病のある人、妊産婦、乳幼児、外国人等をいう。

福祉エリア 【P33】

人口、面積、道路、交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮した6つの地域。高齢者福祉分野においては、本エリアを介護保険事業計画の日常生活圏域として位置付け、さらに地域包括支援センターの11地域の小圏域を定めている。

子育て支援分野においては、福祉エリアを子ども・子育て支援計画における「教育・保育提供区域」として位置付けている。

福祉サービス第三者評価制度 【P79】

福祉サービス第三者評価制度は、福祉サービスの利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするために情報提供を図ることと、福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取組を促進することを可能とすることを目的としている。

福祉避難所 【P59, 66, 68, 94】

一次避難所及び二次避難所での生活が困難で、専門スタッフ等による看護及び医療的な支援が必要な方が生活する場所を指す。

※ 一次避難所：家の倒壊・焼失などにより自宅で生活できなくなった方が一時的に生活する場所（市立小中学校の体育館等）

二次避難所：「一次避難所」での生活が困難な避難行動要支援者（高齢者・障害のある人等）が避難生活をする場所（文化センター、ルミエール府中、生涯学習センター）

副籍制度 【P83, 93】

特別支援学校に在籍する児童・生徒全員が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、学校行事や地域行事等における直接的な交流や、学校・学級だよりの交換や作品・手紙などの交換・地域情報の提供等の間接的な交流を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度をいう。

府中市福祉のまちづくり条例 【P6, 99】

高齢者や障害のある人を含めたすべての人（高齢者、障害のある人、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的として制定された条例。

ボランティア 【P19, 27, 28, 30, 32, 69, 83, 84, 93, 95, 96, 98, 121】

ボランティアとは、ボランティアをする人、又は行為全般を表す言葉である。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献すること。

マ行

民生委員・児童委員 【P18, 31, 32, 33, 91】

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じたり、支援をしている。

ヤ行**要約筆記** 【P45, 79, 105, 115】

聴覚に障害のある人のためのコミュニケーション保障の手段のひとつで、話し手の話の内容をつかみ、それを筆記して、聴覚に障害のある人に伝達することをいう。ノートやホワイトボードに文字を書く筆談要約筆記、オーバーヘッドプロジェクター（OHP）を利用するOHP要約筆記、パソコンをプロジェクタに接続し、音声情報をパソコンに入力し、スクリーン上に提供するパソコン要約筆記等の方法がある。

ラ行**ライフステージ** 【P59, 66, 81, 83, 92, 121】

出生から死亡に至るまでの人間の一生において、出生、入学、就職、結婚、出産、子育て、退職などの人生の節目となる出来事によって区分される生活環境の段階をいう。

老人クラブ 【P32】

地域を基盤とする高齢者の自主的組織。クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する、おおむね60歳以上で、30人以上の会員から組織される。自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動とボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動との均衡を図りながら、多様な社会活動を総合的に実施する。

府中市福祉計画

障害者計画・障害福祉計画（第4期）

平成 27 年 3 月

発 行： 府中市 福祉保健部 障害者福祉課
〒183-8703 府中市宮西町2丁目 24 番地
TEL 042(335)4545 (直通)

